

# 経済連携協定活用によるインフラプラント 輸出促進戦略に関する調査研究報告書

平成23年3月

財団法人 国際経済交流財団

委託先 社団法人日本プラント協会



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>



## 当該事業結果の要約

### 1. 本調査の目的

昨年6月閣議決定された「新成長戦略」中のアジア経済戦略において「パッケージ型インフラ海外展開」が重点施策として打出された。「パッケージ型インフラ」、中でもインフラ建設のためのモノや技術の提供だけでなく事業権を確保した上でそのインフラの維持・運営までを行う事業としてのインフラ（PPP型のインフラ）は、我が国のプラント・ビジネスの海外展開において今後重要な役割を果たすことが期待されている。

IPPによる電力事業、有料高速道路事業、水道事業等における民活事業（PPP；Public Private Partnership）においては、ほとんどのケースで政府・政府機関との間で何らかの契約を締結して民間事業者が事業を行う諸条件および政府・政府機関側の責任を予め定めておくことになるが、たとえPPPであってもインフラ・サービスの供与そのものは政府の責任である以上、政府の関与・介入の余地が大きく、その過程で政府と投資家間の紛争も生ずる可能性が高い。本調査においては特に「パッケージ型インフラ」事業における紛争の防止、紛争が生じた場合の対処策、そのための投資協定の活用等を念頭に置きながら、投資協定に関し種々の問題を調査し、いくつかの提言も行っている。

### 2. 投資協定の現状

#### (1) 投資協定の形態

投資協定（IIA；International Investment Agreement）とは、海外に投資した企業（投資家）や投資財産の保護と円滑化に加え、投資規制を明確にして予見可能性を向上させることにより、投資する際のリスクを減らすことを目的とした国際条約である。

それは二国間投資協定（BIT；Bilateral Investment Treaty）、EPA/FTA中の「投資章」（ASEAN・中国間投資協定や日本・ASEAN間EPA中の投資章等の1国対多数国間の協定もある）あるいは地域的な多数国間投資協定（ASEANのACIAやNAFTA中の投資章等）の形を取る。世界的な多国間投資協定としては「エネルギー憲章協定」やWTO協定の付属協定であるTRIMs（Trade-Related Investments Measures）およびGATS（General Agreement on Trade of Services）があるが、分野を限定しない世界規模の投資協定は、OECDのMAIあるいはWTOでの交渉で実現しなかった。

投資協定のモデルには世界的に2つの流れがある。専ら投資の保護を目的とする欧州（ドイツ）型とこれに加えて投資の自由化をも求める米国型である。我が国はシンガポールとのEPA（2002年1月調印）や韓国とのBIT（2003年3月）以後は投資時の内国民待遇（NT）・最恵国待遇（MFN）やパフォーマンス要求禁止といった自由化規定を含む高度の協定を締結しているが、今後交渉相手国が広がるにつれ相手国によっては投資保護に限定した協定を締結する等柔軟な対応を求められることもあろう。

## (2) 投資協定の内容

投資家と投資財産の定義、NT、MFN、パフォーマンス要求禁止、自由化義務の形式（ネガティブリスト等）、公正衡平待遇、国が投資家にした約束の遵守義務（アンブレラ条項）、収用と補償、争乱からの保護、代位、資金の移転、紛争処理（国対国、投資家対国）、例外規定、合同委員会の設置等が主な内容であるが、欧州型協定に入らず、米国型協定に入るのが、投資財産の設立、取得、拡張といった投資参入時の NT・MFN（投資後の NT・MFN は欧州型にも入る）およびパフォーマンス要求禁止等である。

## (3) 各国の投資協定調印状況

世界で調印された BIT の累計件数は 2010 年 5 月末現在で 2,756 件に達し、国別ではドイツ 135、中国 125、スイス 117、英国 104、仏国 101（米国は投資自由化協定を追求しており 47 件と少ない）で、我が国はこれまで多国間協定を目指し、二国間協定で出遅れたため 15 件（EPA の投資章を入れても現在 25）と多くの途上国より少ない。

## (4) 我が国の投資協定

我が国は 1978 年 1 月に発効したエジプトとの BIT を皮切りに現在まで 25 か国と投資協定（BIT15 か国＋EPA10 か国）を締結しているが、このうちモンゴルとの BIT 以前の協定は投資前の NT が規定されていないこと、中国との協定は国際的仲裁への付託が実質的に補償金額についての紛争に限定されていること、今世紀に入ってから投資協定でもフィリピンとの EPA では投資紛争のメカニズムが継続協議事項になっていること、マレーシアとの EPA ではパフォーマンス要求禁止の対象が TRIMs に限定されていること等改善を求められる協定もある。また、アンブレラ条項が入った協定が少ない点は、特にホスト国政府との係わり合いの強い「パッケージ型インフラ」推進上問題である。これらは日中韓 3 国間 BIT 交渉や各国との協定見直しの機会を捉えて改善して欲しい事項である。中国は対外投資国としての役割増大に伴い、1998 年を境に投資の自由化（これだけは産業政策実施のための規制権限を確保する観点から受入れない）を除き、国際的に一般化している紛争の国際仲裁による解決等を受入れるようになっており、旧協定からの大幅な改善を期待したい。

なお、ベトナムは ICSID 条約に加盟しておらず、タイは批准していないので、機会をとらえて調印や批准を勧めることが望まれる。

## 3. 投資協定の役割

### (1) 投資の自由化

投資協定の重要な役割の一つは、投資の参入に関し内国民同様の自由な参入を政府間で相互に確約し、参入後の投資財産の運営に関して輸出要求、現地調達要求、技術移転

要求等の特定措置の履行要求の原則禁止を規定し、また以上に関し適合しない例外があればネガティブリスト等の形でその対象を限定すると共に、その後退に歯止めをかけることによって、制約を受けない自由な投資活動を保障することである(投資の自由化)。

投資の自由化に関しては、投資受入国、特に途上国の立場からは、これによって FDI を誘致し経済発展を促進する役割に期待する一方で、自国産業の保護・育成等の産業政策の観点から FDI の規制権限を維持しようとする傾向がある。また、投資・ビジネス環境面で種々の改善すべき問題点も多い。

これに対して我が国は、投資協定の枠組みとは別に両国政府の自主的な取組みとして主要な投資ホスト国において、投資環境の改善に向けて官民共同でホスト国と議論する場を従来から設けてきた(例えばベトナムにおいては、2003 年から日越共同イニシアティブにおいて 3 段階にわたり投資環境の改善に関し行動計画を策定・実施)他、必要に応じその時々的重要課題に関し現地進出企業の意見をホスト国政府に対し提出してきた(例えばインドネシアにおけるジャカルタ ジャパン クラブの 2010 年 1 月の「ビジネス環境改善に向けた日本企業の提言」)。この提言によるインドネシア新投資法に基づく投資閉鎖・制限分野に係わるネガティブリストの改善要求は 2010 年 5 月の同リスト改定に反映され、投資の自由化の拡大に寄与している(これにより今後の投資協定上のネガティブリストの改定につながることも期待される)。

## (2) 投資の保護と紛争解決

投資協定のもう一つの役割は「投資の保護」である。2. (2) で前述した諸規定がこれに関連する。紛争が発生し話し合いによっても解決しない場合、通常は投資協定に基づき国際仲裁に付託できる。投資協定に基づく最初の仲裁は 1987 年に提起され(英国(香港)AAPL vs スリランカ政府)、1990 年代後半以降増加した。投資紛争をホスト国の裁判所に付託する選択肢もあるが、国によっては国内裁判で客観的で中立的な判断を得られない恐れもあるところから、投資協定に基づく国際仲裁に付託することによって投資家が公平な判断を受ける機会を確保している意義は大きい。

なお、仲裁機関としては ICSID が、その仲裁判断は ICSID 条約(第 54 条)に基づき、各締約国において拘束的なものとされ、金銭上の義務については自国の裁判所の確定判決と同様のものとして承認・執行しなくてはならない(ニューヨーク条約では認められている承認・執行の拒否はできない)と定められていること、世銀グループに属していることによる仲裁判断の遵守への暗黙の強制力を期待できること等から投資家にとってメリットがある。

我が国企業がこれまで投資協定に基づいて国際仲裁に申立てた事案は野村證券のオランダ現法 Saluka Investments によるオランダ・チェコ間 BIT を利用した UNCITRAL での仲裁 1 件のみである。我が国企業が国際仲裁を利用することがなかったのは、①我が国の企業風土あるいは国民性として、法的手段(訴訟、仲裁等)を使い

たがらない、②当事者およびその関係者に投資協定活用についての認識がなかった、③投資協定締結国数が少ない、ことを挙げる者もいる。あるいは④紛争対象案件だけでなく、当該国で多数の案件に関与し、将来にわたってその国でビジネスを継続していこうとする企業にとっては、相手国政府との良好な関係が失われるリスクとのバランスを考慮して仲裁付託をためらうこともあろう。②や③については今後の啓蒙・普及活動やBIT 調印国拡大によって改善する必要がある。

投資協定によらない投資紛争解決手段あるいはリスクヘッジ手段として、一つには、政府や ECA の影響力や交渉力のバックアップ(場合によっては国際機関や他国の ECA と連携して)を得て交渉を進めることが考えられる。過去においても、アジア危機後のインドネシアにおける IPP 案件等で経験した有効な解決手段である。ただし、これも日尼間の緊密な協力・相互依存の関係があつてのことであり、どこの国にも通用するわけではない。第二に、ニジェールのように我が国との関係がこれまで希薄であったような国では、多額の ODA・資金協力を行ってきたインドネシアで期待できたようなレバレッジは効かないので、旧宗主国のフランス企業(Areva)と組んでに投資することによってリスクヘッジを図ることが考えられる(海外ウラン資源開発のウラン鉱山会社への出資)(ロシアの石油ガス会社にエクソンやシェルと組んで出資参加するのも同様の効果)。

投資協定締結国との間では、投資協定に基づく国際仲裁による紛争解決手段を持っていること自体が相手国政府を牽制し交渉を有利に進める効果を持つことになる。紛争対象の投資事業が投資協定上の投資と位置づけられ、潜在的には協定に基づく国際仲裁が利用できることを相手方に認識させるだけでも、紛争解決に向けた相当の抑止力になると思われる。実際に国際仲裁を利用することは、他のすべての手段が尽きた後の最後の手段として位置づけられよう。

#### 4. 投資協定対象国の拡大

上記の通り我が国の調印した投資協定は 25 개국・地域に留まっている。この他サウジアラビア、クウェート、コロンビアとは実質合意し調印・発効待ち、オーストラリア、GCC (以上 EPA、GCC とは FTA)、カザフスタン、アンゴラ、パプアニューギニア (以上 BIT) とは交渉中、カタール、アルジェリア、ウクライナおよび ASEAN (包括的 EPA 中の投資章) と交渉準備中、ナイジェリアは検討中である。

投資協定締結で遅れている我が国としては、締結相手国を増やし、最も投資残高の多い製造業投資先国はもちろんのこと、主な資源国やインフラ支援国を網羅することが望まれる。当協会のアンケート調査結果では、政府で既に交渉中・交渉準備中等の国を除けば、ブラジル、EU、モザンビーク、南ア、ガーナ、中東各国、アメリカとの協定を希望している(投資の機会が多い、プラント・ビジネスの重要国であるという理由)。経団連や日本貿易会でも対象国拡大の要望を出している。

協定未締結国の場合には、BIT を締結している第三国に SPC（特別目的会社）を設立して、これを通して目的の国に投資するという投資協定活用手法も利用すべきであろう（ただし、BIT によっては第三国の企業に実質支配されている SPC とその投資財産に対し BIT 上の利益を否認している場合があるので要注意。米国の 2004 Model BIT(第 17 条第 2 項)、ASEAN・中国間投資協定（第 15 条）、ASEAN 包括的投資協定（第 19 条）、日越 BIT（第 22 条第 2 項）等に同様の利益否認条項がある）。

## 5. 国の安全保障等の観点からの対内投資規制

我が国は、これまで対外投資国の立場でその保護を図る観点から投資協定を捉えてきたように思われる。しかし、世界の FDI の趨勢には中国等の「成長国」が一方向的な投資受入国から対外投資国の立場にもなるという変化が見取れる。中国等の多国籍企業やソブリン・ウェルス・ファンドが世界の資源関連企業や先端技術企業を買収する動きが活発になっている。これに対して企業買収される側の国から国の安全保障上の懸念も持ち上がっている。

ソブリン・ウェルス・ファンド（SWFs）に対する警戒心の高まりに対しては、同ファンドを持つ国 23 か国が 2008 年 4 月ワシントンで設置した International Working Group of Sovereign Wealth Funds(IWG)が、同年 9 月サンチャゴの会議で、ソブリンファンドの投資決定は政治的動機によるものでなく経済原則に従ってなされるとの立場で 24 の原則から成るいわゆる「サンチャゴ原則」を採択した。

米国では国家安全保障を守る目的で国防生産法(Defense Production Act)を修正したエクソン・フロリオ修正条項(Exon- Florio Amendment)に基づく審査制度があり、最近中国も「外国投資者による国内企業を買収・合併の安全審査制度構築に関する通達」を出し、外国企業による M&A が安全保障上の問題がないかを審査することとなった。

我が国の場合は外為法（第 27 条）によって対内 FDI のうち政令で定める審査が必要なものは財務大臣および事業所管大臣に届けなければならない、審査の結果「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来す」、あるいは「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」と認めるときは、「関税・外国為替等審議会」の意見を聴いて、内容の変更または中止を勧告でき、勧告を応諾しないときは中止を命ずることができることになっており、対内 FDI 参入時のチェック体制は一応整備されている。

投資協定上は通常次のような措置が規定されている。（②～④は、投資後に特別の事態が発生した場合の措置）

- ① NT、MFN およびパフォーマンス要求禁止の各規定に適合しない「留保及び例外」措置の対象となる分野（国防に係る分野やその他の外国の支配に曝したくない分野）または事項が、通常ネガティブ・リストの形でリストアップされる。
- ② 一般的例外措置：安全保障上の利益の保護のために必要な措置、国連憲章に基づく義務に従って取る措置、生命・健康保護のため必要な措置、公序維持に必要な措置
- ③ 一時的なセーフガード措置：国際収支および対外支払いに関する重大な困難の場合

ならびに資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合に、資本取引・資金移転の義務に適合しない措置をとること

#### ④ 信用秩序の維持のための例外措置

②の実効性に関しては、アルゼンチンの2002年の兌換制停止後の投資家対国の紛争に係るいくつかの仲裁判決は、国際法上の「緊急避難」あるいは投資協定上の「公序の利益」もしくは「不可欠の安全保障上の利益の保護」を認めるものと否定するものに割れており、投資家に対しては安定的かつ予測可能性の高い投資環境を提供できず、他方投資受入国に対しては投資協定上の義務を免除されて深刻な経済危機に対応することが認められず、投資協定の受入れに慎重にならざるを得ない、という基本的な問題を提起している。

### 6. 我が国の投資協定のあり方

我が国はシンガポールとのEPA（その投資章）（2002年1月調印）および韓国とのBIT（2002年5月調印）以後、基本的に「投資保護+投資自由化」を内容とする投資協定を締結してきている。今後はアフリカ、南米、中東等の国々とも投資協定の交渉を行っていくことになるが、相手国次第で時間的制約等を考え投資自由化の主張を取下げ、投資の保護に重点を置いた協定を締結する等柔軟な取組みも必要になろう。

しかしながらその場合にも、当面の協定妥結だけでなく将来の改定までを視野に入れたとき、我が国投資協定の本来あるべき基本方針や盛り込むべき内容等を明確にし、交渉相手国に対しても示しておくことが重要であると思われる。

その場合の我が国の基本案は、これまで到達している高レベルの協定内容を基礎に必要な修正を加えた内容とすべきであるが、これには①投資事前のNT・MFNや技術移転要求を含むパフォーマンス要求禁止等の投資自由化規定、②パッケージ型インフラへの事業参加に備えた「アンブレラ条項」、③投資家にとって利用しやすいICSIDを仲裁付託先の選択肢に入れること、は盛り込むべき必須事項と考える。

### 7. 投資協定の普及・啓蒙活動

投資協定の内容、意義等については我が国産業界でも意外と知られていないように思われる。国際的活動が事業の大きなウェイトを占めている大手商社、国際展開に積極的なメーカーの一部でようやく知られてきたところだと思われる。

何よりも海外ビジネスの第一線で活躍する人達が、①ホスト国政府との関係で紛争がもたらされた場合に、少なくとも投資協定による紛争解決手段が念頭に浮かぶ、②事業を始めるにあたり、投資協定の活用（我が国と相手国の間にBITがなくても第三国とのBIT活用の可能性もある）についても思い巡らすことができる、また③投資の相談に乗りアドバイスを与える立場の大使館、政府機関、金融機関、現地商工会等で投資協定に関する知見と情報を

持つことが必要ではなかろうか。これらのための情報提供、セミナー開催等の啓蒙・普及活動を行うことが重要だと思われる。

また、日本大使館、JBIC、NEXI、JETRO あるいは日本商工会等投資紛争に関する相談を受ける立場にある機関が、紛争の個別事例に関する情報を得た場合には、これを経産省に報告し、最終的に経済連携課でこれら個別事例を集中管理し、個別企業名を伏せて内容を分かりやすく編集し、ホームページ等に公開して、情報を共有するシステムを作ることは、FDI 実施企業はもとより FDI に関係する上記の公的機関にとっても極めて有益だと思われる。このようなシステムの構築を提言したい。

## 8. 租税条約・社会保障協定

### (1) 租税条約

我が国は 2010 年 10 月末現在、59 か国・地域を相手に 48 の租税条約を締結している。FDI を促進する観点から、海外子会社から受取る投資所得（配当、利子、特許等の使用料）への源泉課税を軽減するため租税条約の対象国を広げると共に、その内容を改善することが望まれる。現在米国、オランダとの間では、配当にかかる源泉税は 5%（出資比率 50%以上では免税）、特許等の使用料に関しては免税、韓国との間でも配当への課税は 5%（特許 10%）となっている。中国、インドの場合は配当、特許への課税は 10%、タイではそれぞれ 20%、15%と高い。平成 21 年度税制改正で持ち株比率原則 25%以上（米、豪、伯では 10%以上、仏 15%以上）、保有期間 6 カ月以上の子会社からの配当に関しては「外国子会社益金不算入制度」の導入により、配当額の 95%が益金不算入とされる見返りに従来の「外国税額控除制度」が使えなくなるだけに、配当に対する源泉税の引下げが望まれる。

移転価格税制において関連者間取引における適正価格の算定は、大変困難なケースが多く、税務当局と納税者との間で価格の算定についてトラブルとなるケースが多い。移転価格税制を巡って多くの海外進出日系企業が問題を抱えている。中には当該国の税務当局による恣意的な運用、理解不足による過大な徴税といった問題もある。各国税務当局間の相互協議による二重課税の排除が必要である。この前提となる租税条約の締結促進が望まれる。

### (2) 社会保障協定

社会保障協定は、保険料の二重負担と保険料の掛け捨てを避けるために締結されている協定であり、企業や個人の海外進出が進み、海外で活動する日本人が増加する中、益々その必要性が高まっている。

現在、我が国の社会保障協定は、12 か国との間で発効しており、更に 3 か国との間で署名済みの状況である。この数字は、欧州の主要国がそれぞれ 50 か国以上と締結しているのに比べるとまだ少数に留まる。政府は、社会保障協定の締結対象国について、

先進国だけでなく今後はブラジルやインドなどの新興国に拡大していく方針である。既発効国・既署名国の多くは欧州などの先進国である一方、海外の在留邦人の滞在地に占めるアジアの比率が高まっており、アジア諸国との社会保障協定の締結が投資環境整備の一環としても期待される。

#### 9. 対外投資円滑化推進を目的とした日本政府の関係閣僚会議の設置

投資立国を標榜しながらも、わが国からの対外直接投資（FDI）の環境整備に関する問題が閣僚レベルで議論される機会は、貿易自由化・円滑化にかかる問題やODAに比して、いまだ少ないように思われる。①わが国の資源エネルギーの長期安定的な確保を目的とする資源エネルギーの開発産業の海外展開はもちろんのこと、②政府の施策を待たずとも既にアジアのみならず世界中に展開している電気電子・自動車・同部品を中心とするわが国製造業の海外事業展開に加え、③「新成長戦略」におけるパッケージ型インフラ海外展開推進を受けて（当面の重点分野は、資源エネルギー関連、製造業、インフラ産業の3本柱）、我が国からの対外直接投資の円滑化にかかる政府の施策および二国間投資協定の交渉や二国間ベースでの投資環境改善に向けた協議を含む投資受入国における投資ビジネス環境の改善等について総合的に審議し、政策提言を行う官民合同の閣僚レベルからなる「対外直接投資円滑化推進関係閣僚会議（仮称）」（官房長官を座長とし、経済産業省・財務省・外務省および投資を担う関連産業の主務官庁の大臣をメンバーとする）の設置を提言したい。

外務省経済局長および経済省通商政策局長の共催による「対外投資戦略会議」が、BITの戦略的活用、投資に関連する各種ツールの利用および各種ツールに対する民間の理解・利用促進と改善に向けたフィードバックを目的として2008年12月以来これまで3回開催され、その下でより具体的な議論を行う場として課室長級の連絡会がこれまで7回開催され、各地域の投資環境の問題点等を含めて議論がなされてきたところであるが、これらの議論を閣僚レベルにまで上げて行うため上記の閣僚会議を提言するものである。

当該閣僚会議は、少なくとも年に2度は開催し、前年の実績をレビューするとともに、当年度の重点的な取組を決定する。また、その下部組織として、「対外投資円滑化基本政策委員会」ならびに国・地域別委員会（「中国」「インド」「アジア」「中東・アフリカ」「中南米」「ロシア」「欧州」「米国カナダ」など）および必要に応じて課題別の委員会（以上の委員会にはいずれも副大臣・政務官クラス＋民間の代表委員を複数入れる）を設置、検討結果を閣僚会議に報告するよう、現在の「戦略会議―連絡会議」を改組する。委員会での議論や方向性は、閣僚や副大臣・政務官の外国政府訪問時の面談における申入れ事項等に反映されるように省庁横断的な取組として運営する。

当該事業結果の要約 .....	1
-----------------	---

## 目 次

1. はじめに.....	11
2. 調査研究の目的.....	12
3. 調査研究の実施方法 .....	13
4. 調査研究の日程.....	15
5. 世界および我が国の直接投資の動向.....	17
5.1 世界の海外直接投資の動向.....	17
5.2 我が国の FDI の動向 .....	26
6. 投資協定の現状.....	37
6.1 投資協定の沿革と背景.....	37
6.2 世界における投資協定の締結状況と日本の現況.....	40
7. 投資協定の意義と内容.....	44
7.1 投資協定締結の意義.....	44
7.2 投資協定の形態.....	45
7.2.1 二国間投資協定 (BIT) および EPA/FTA (注) 中の投資章.....	45
7.2.2 多国間投資協定 .....	49
7.2.3 貿易関連投資措置 (Trade -Related Investments Measures (TRIMs)) .....	49
7.2.4 サービスの貿易に関する一般協定(GATS).....	51
7.2.5 エネルギー憲章条約.....	53
7.3 投資協定の内容.....	55
8. 我が国の投資協定の内容と問題点.....	58
8.1 我が国の主な投資協定の概要 .....	58
8.2 諸外国の投資協定の概要 .....	60
8.3 日中投資協定の内容と問題点 .....	62
8.4 日本ベトナム投資協定の内容と問題点.....	65

8.5	日本インドネシア RPA 中の投資章の内容と問題点 .....	66
9.	プラント産業における投資協定活用の現状と課題 .....	67
9.1	インフラプラント輸出促進戦略と投資協定 .....	67
9.2	我が国投資家による投資協定の活用 .....	68
9.3	既存の投資協定の見直し .....	71
9.4	投資協定対象国の拡大 .....	72
9.5	国の安全保障等の観点からの対内投資規制 .....	74
9.6	我が国の投資協定のあり方 .....	76
9.7	投資協定の普及・啓蒙活動 .....	77
9.8	海外直接投資に関連するその他の協定 .....	78
9.8.1	租税条約 .....	78
9.8.2	社会保障協定 .....	81
9.9	対外投資円滑化推進を目的とした日本政府の関係閣僚会議の設置 .....	83
	添付資料 .....	84
1.	アンケート集計結果 .....	85
2.	委員会議事録 .....	88
3.	出張報告 .....	109
4.	現地調査面談録 .....	116
5.	収集資料および資料入手先一覧 .....	139

## 1. はじめに

本調査研究は、財団法人国際経済交流財団から平成 22 年度事業として委託を受けた「経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究」を実施したものである。

アジアだけでも 2010～2020 年に必要とされるインフラは約 8 兆ドルと言われる（2010 年通商白書）。このような途上国のインフラ設備投資ニーズは、プラント輸出各国が官民を挙げてターゲットとしている戦略的市場となってきたところ、我が国プラント産業にとっても各国との熾烈な受注競争のなかで輸出競争力を強化していくため、EPC からさらに踏み込んでインフラ事業に参加することが重要な課題となってきた。

昨年 6 月閣議決定された「新成長戦略」中のアジア経済戦略においては「パッケージ型インフラ海外展開」が重点施策として打出され、我が国のプラント・ビジネスの海外展開において今後重要な役割を果たすことが期待されている。

「パッケージ型インフラ」、これをインフラ建設のためのモノや技術の提供だけでなく事業権を確保した上でそのインフラの維持・運営までを行う事業としてのインフラ（IPP による発電事業、有料高速道路事業、水道事業等の民活インフラ）と捉えれば、そこでは出資参加（投資）を伴うことになり、プラントの輸出・EPC とは異なる新たな種々のリスクに対応することが必要になる。

これに対して経済連携協定(EPA)（本調査ではその投資章）および二国間投資協定その他の国際投資協定がどのようにインフラプラント輸出に活用できるかという課題を取上げて調査・検討することは、正に時宜を得たものであると考えられる。

本報告書が、インフラプラントの輸出に取組む我が国企業の関係者が国際投資協定の役割・機能について認識を深め、また、政府および関係機関において投資協定への取組みが一層拡充されるきっかけになれば幸いである。

## 2. 調査研究の目的

本調査の目的は、EPA の投資章を含む国際投資協定が、特に「パッケージ型インフラ」事業においてどのように活用できるかということ調査、検討することであるが、そのためには投資協定の種々の側面からの調査、検討が必要になる。

すなわち、従来専ら投資受入国であった途上国、中でも BRICs 等の新興国が、近年対外投資国としても登場してきており、これに伴いこれら諸国の投資協定に対するスタンスも変りつつあるという最近の世界の FDI 動向、「投資の保護」と「投資の自由化」という投資協定に求める機能についての二つの系譜、多国間協定の不成立を含む投資協定をめぐる歴史的変遷、投資国と投資受入国の利害の対立等も踏まえ、投資協定の内容、機能、意義、我が国の既存の協定の問題点、協定対象国の拡大の必要性、紛争解決手段と投資仲裁手続き、投資仲裁の事例等を把握することが前提になる。従って、本調査研究では、それらの記述にも多くのページを割いた。

以上の調査、検討を踏まえ、プラント業界の立場からいくつかの提言事項もまとめた。

### 3. 調査研究の実施方法

本調査研究は、以下の方法により実施した。

#### 1) 国内文献調査、情報収集

調査の初期段階から報告書執筆段階に至るまで参考文献の収集を行うと共に、インターネットを活用した情報やデータの収集を行った。また、新聞や雑誌などの関連記事も収集して活用した。

#### 2) アンケートの実施

日本プラント協会の会員企業 38 社を対象に投資協定に関するアンケートを実施し、13 社から回答を得た。結果は添付資料を参照。

#### 3) 関係機関等へのヒアリング実施

以下関係機関等に対するヒアリングを行い、情報を得た。

- ・ 経済産業省（経済連携課）
- ・ 株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行
- ・ 独立行政法人日本貿易保険
- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構
- ・ 社団法人日本経済団体連合会
- ・ 社団法人日本貿易会
- ・ 株式会社日立製作所

#### 4) セミナーへの参加

経済産業省が開催した「投資協定・経済連携協定（投資章）セミナー」に参加して情報を得た。また、外国法律事務所（Herbert Smith）の専門家を招いて本件委員会の委員を対象に「How to improve and more effectively utilize Japan's BITs and EPAs」のタイトルでレクチャーを受けた。

#### 5) 海外現地調査

2011年1月9日（日）から20日（木）の日程で中国、ベトナム、インドネシアの3か国を対象に現地調査を行い、当該国で投資協定や投資促進を担当する省庁や関連のシンクタンク、現地の我が国関係諸機関から関連の情報を聴取した。詳細日程と訪問先は第4章に記載の通り。出張報告および面談録は添付資料参照。

出張者は次の2名。

- ・ 日本プラント協会 環境・民活・投資推進協力センター 特別参与 新開 耿

6) 委員会開催

有識者で構成される委員会（名簿別添）を組織して3回に亘り開催、本調査研究の遂行に対して必要な助言を得ると共に、情報の提供を受けた。開催日は第4章に記載の通り。委員会議事録は添付資料として本報告書に別添。



5) 海外現地調査

2011年1月9日（日）から20日（木）の期間、次の日程にて実施した。

各国における訪問先は以下の通り。出張報告は添付資料に掲載。

国	日にち	行動（訪問先）
中国	1月9日（日）	東京 → 北京
	10日（月）	国際協力銀行、国家発展改革委員会対外経済研究所、日本貿易振興機構
	11日（火）	中国商務部、国際貿易経済合作研究院、日中経済協会
	12日（水）	中国現代国際関係研究院、北京 → ハノイ
ベトナム	13日（木）	計画投資省、海外投資庁、日本貿易振興機構、国際協力機構
	14日（金）	国際協力銀行、商工業省
	15日（土）	ハノイ → ジャカルタ
インドネシア	17日（月）	投資調整庁 JICA 派遣専門家、日本貿易振興機構、ASEAN 事務局
	18日（火）	投資調整庁、国際協力銀行
	19日（水）	商業省、ジャカルタ ジャパン クラブ、ジャカルタ →
	20日（木）	→ 東京

6) 委員会開催

委員会は以下の3回開催された。委員会議事録は添付資料に掲載。

第1回：2010年10月28日（木）

第2回：2011年1月27日（木）

第3回：2011年3月2日（水）

## 5. 世界および我が国の直接投資の動向

### 5.1 世界の海外直接投資の動向

UNCTAD の「世界投資報告 2010 年版(World Investment Report 2010)」によると(注)世界の海外直接投資(以下「FDI」と言う)は、対内 FDI あるいは対外 FDI のいずれでも 2007 年をピーク(対内 2.1 兆ドル、対外 2.3 兆ドル)に 2008 年(それぞれ 1.8 兆ドル、1.9 兆ドル)および 2009 年(共に 1.1 兆ドル)と対前年比で減少した。ピーク時からの落込みは、先進国において著しかった。(図表 5-1 および 5-2)しかし、2010 年上半期には底を打ち、世界経済のリーマン・ショックからの回復に係る不確定要素に留意を要するものの 2012 年(対内 FDI 予測 1.6~2 兆ドル)にかけて徐々に回復が見込まれるとしている。その回復に寄与するのは対内・対外双方の FDI において中国、インド、ロシア等の「成長国」であり、欧州およびアフリカの回復は弱いとみられている。FDI 残高は 2009 年末には対内 18 兆ドル、対外 19 兆ドルに達している。(図表 5-3)

- (注) 1. UNCTAD の 2010 年実績見込みでは 2009 年 1,114 十億ドルから 1,122 十億ドルに若干増加している。(UNCTAD, Global Investment Trends Monitor, 17 Jan. 2011)
2. JETRO 「世界貿易投資報告 2010 年版」による世界の FDI 額は UNCTAD と異なる。例えば 2009 年の世界の対内 FDI は、JETRO1,132,635 百万ドルに対し UNCTAD1,114,189 百万ドル、世界の対外 FDI は、JETRO1,372,212 百万ドルに対し UNCTAD1,100,993 百万ドル。国によっても大きく異なるものがある。ただし、FDI 全体の動向は、いずれも同様の傾向を示している。ここでは UNCTAD の資料に基づいて論ずる。

FDI の規模を各種指標でみると、GDP 比ではフローで 1990 年 1%から 2009 年 2%へ、ストックでは 9%から対内 32%、対外 35%へ増大、海外子会社の売上高は 1990 年から 2009 年に約 5 倍増、海外子会社の輸出は 1990 年から現在までほぼ世界の輸出の約 1/3 を占め、その雇用者数は 1990 年の 24 百万人から 2009 年に 80 百万人に達している。(図表 5-4)

毎年の FDI の流れは、対内および対外共に依然として先進国が途上国および体制移行国(南東欧と CIS)を上回っているが、2009 年の対内 FDI においては、途上国+体制移行国が 49%を占め、相対的地位を高めている(2000 年 19%、2007 年 31%、2008 年 42%)。対外 FDI においても途上国+体制移行国のウェイトは向上した(2000 年 11%→2007 年 15%→2009 年 25%)。(図表 5-2 および 5-5)なお、先進国全体としては対外投資が対内投資を上回り、途上国および体制移行国は、それぞれ全体としては対外投資が対内投資を下回っている。後者においては未だ対外投資活動を大きく展開する発展段階になく、そのような企業の発達も未だ十分でないからである。これらの先進国と途上国および体制移行国との差異は、FDI 残高でみると一層際立って観察できる(2009 年における後者のシェアは対内 FDI で 30%、対外 FDI で 16%に留まる)(図表 5-3)。

図表 5-1 世界の地域別海外直接の流れ (2007~2009 年)

単位：百万ドル

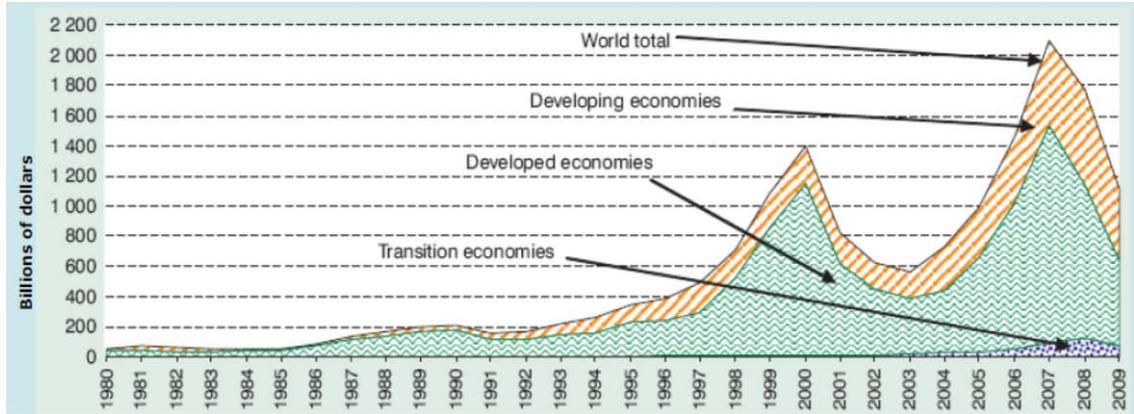
地域/国	対内直接投資			対外直接投資		
	2007	2008	2009	2007	2008	2009
先進国	1,444,075	1,018,273	565,892	1,923,895	1,571,899	820,665
欧州	988,422	551,059	378,388	1,367,624	992,106	439,584
EU	923,810	536,917	361,949	1287,277	915,780	388,527
英国	186,381	91,487	45,678	318,403	161,056	18,463
フランス	96,221	62,257	59,628	164,310	161,071	147,161
ドイツ	76,543	24,435	35,606	162,492	134,592	62,705
オランダ	115,365	△7,621	26,949	28,405	20,062	17,780
ベルギー	89,254	119,246	61,055	168,866	146,538	△127
スペイン	64,264	73,293	15,030	137,052	74,856	16,335
イタリア	40,202	17,031	30,538	90,778	43,839	43,918
北米	374,371	379,830	148,540	453,155	411,288	286,906
米国	265,957	324,560	129,883	393,518	330,491	248,074
その他の先進国	81,282	87,384	38,963	103,116	168,505	94,174
日本	22,550	24,426	11,939	73,548	128,019	74,699
開発途上国	564,930	630,013	478,349	292,147	296,286	229,159
アフリカ	63,092	72,179	58,565	10,622	9,934	4,962
ラテンアメリカ	163,612	183,195	116,555	55,975	82,008	47,402
ブラジル	34,585	45,058	25,949	7,067	20,457	△10,084
メキシコ	27,440	23,683	12,522	8,258	1,157	7,598
西アジア (中東)	78,092	90,299	68,317	47,302	37,967	23,337
南/東/東南アジア	258,830	282,440	233,050	178,209	166,253	163,372
中国	83,521	108,312	95,000	22,469	52,150	48,000
香港	54,341	59,621	48,449	61,081	50,581	52,269
韓国	2,628	8,409	5,844	15,620	18,943	10,572
インド	25,001	40,418	34,618	17,233	18,499	14,897
大洋州	1,303	1,900	1,863	38	124	85
南東欧/CIS	90,968	122,588	69,948	51,505	60,614	51,170
ロシア	55,073	75,461	38,722	45,916	56,091	46,057
世界合計	2,099,973	1,770,873	1,114,189	2,267,547	1,928,799	1,100,993

(注) ベルギーはルクセンブルグを含む。

(出所: UNCTAD, "World Investment Report 2010")

図表 5-2 先進国・途上国・体制移行国別対内 FDI の推移

単位：10 億ドル



(出所:UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

図表 5-3 世界の地域別海外直接投資残高（1990、2000、2009年）単位：百万ドル

地域/国	対内直接投資			対外直接投資		
	1990	2000	2009	1990	2000	2009
先進国	1,557,248	5,653,182	12,352,514	1,941,646	7,083,493	16,010,825
欧州	808,896	2,440,337	8,037,813	887,519	3,759,729	9,983,092
EU	761,851	2,322,127	7,447,904	810,472	3,492,879	9,006,575
英国	203,905	438,631	1,125,066	229,307	897,845	1,651,727
フランス	97,814	390,953	1,132,961	112,441	925,925	1,719,696
ドイツ	111,231	271,613	701,643	151,581	541,866	1,378,480
オランダ	68,731	243,733	596,669	106,900	305,461	850,554
ベルギー	-	23,492	942,727	-	7,927	746,669
スペイン	65,916	156,348	670,550	15,652	129,194	645,918
イタリア	59,998	121,170	393,990	60,184	180,275	578,123
北米	652,444	2,995,951	3,645,521	816,569	2,931,653	4,869,726
米国	539,601	2,783,235	3,120,583	731,762	2,694,014	4,302,851
その他の先進国	95,908	216,895	669,180	237,558	392,111	1,158,008
日本	9,850	50,322	200,141	201,441	278,442	740,930
開発途上国	524,526	1,728,455	4,893,490	145,172	862,628	2,691,484
アフリカ	60,675	154,200	514,759	19,826	44,147	102,165
ラテンアメリカ	111,377	502,105	1,472,744	57,643	204,430	643,281
ブラジル	37,143	122,250	400,808	41,044	51,946	157,667
メキシコ	22,424	97,170	309,523	2,672	8,273	53,458
西アジア(中東)	37,895	60,419	424,646	8,469	16,422	159,226
南/東/東南アジア	311,744	1,007,286	2,469,132	58,926	597,067	1,785,937
中国	20,691	193,348	473,083	4,455	27,768	229,600
香港	201,653	455,469	912,166	11,920	388,380	834,089
韓国	5,186	38,110	110,770	2,301	26,833	115,620
インド	1,657	16,339	163,959	124	1,733	77,207
大洋州	2,836	4,446	12,209	308	562	876
南東欧/CIS	9	60,911	497,404	-	21,340	279,808
ロシア	-	32,204	252,456	-	20,141	248,894
世界合計	2,081,782	7,442,548	17,743,408	2,086,818	7,967,460	18,982,118

(注) ベルギーはルクセンブルグを含む。ただし、2000年はルクセンブルグのみ。

(出所: UNCTAD, "World Investment Report 2010")

図表 5-4 海外直接投資の諸指標と GDP 等の推移 (1990~2009 年)

単位：10 億ドル

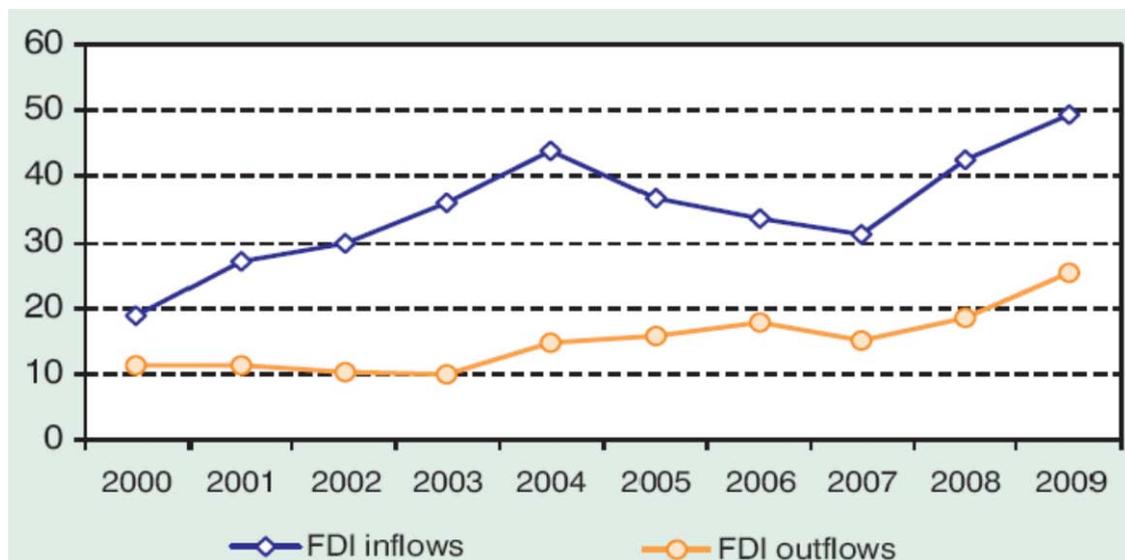
Item	Value at current prices (Billions of dollars)				Annual growth rate (Per cent)				
	1990	2006	2008	2009	1991-1996	1996-2000	2001-2006	2008	2009
FDI Inflows	208	966	1 771	1 114	22.5	40.0	5.2	-15.7	-37.1
FDI outflows	241	893	1 929	1 101	16.8	36.1	9.2	-14.9	-42.9
FDI inward stock	2 082	11 525	15 491	17 743	9.3	18.7	13.3	-13.9	14.5
FDI outward stock	2 087	12 417	16 207	18 952	11.9	18.4	14.6	-16.1	17.1
Income on inward FDI	74	791	1 113	941	35.1	13.4	31.9	-7.3	-15.5
Income on outward FDI	120	902	1 182	1 008	20.2	10.3	31.3	-7.7	-14.8
Cross-border M&As a	99	462	707	250	49.1	64.0	0.6	-30.9	-64.7
Sales of foreign affiliates	6 026	21 721	31 069 <sup>b</sup>	29 298 <sup>c</sup>	8.8	8.2	18.1	-4.5 <sup>d</sup>	-5.7 <sup>e</sup>
Gross product of foreign affiliates	1 477	4 327	6 163 <sup>f</sup>	5 812 <sup>g</sup>	6.8	7.0	13.9	-4.3 <sup>h</sup>	-5.7 <sup>i</sup>
Total assets of foreign affiliates	5 938	49 252	71 694 <sup>f</sup>	77 057 <sup>g</sup>	13.7	19.0	20.9	-4.9 <sup>h</sup>	7.5 <sup>i</sup>
Exports of foreign affiliates	1 498	4 319	6 663 <sup>f</sup>	5 186 <sup>g</sup>	8.6	3.6	14.8	15.4 <sup>h</sup>	-22.2 <sup>i</sup>
Employment by foreign affiliates (thousands)	24 476	57 799	78 957 <sup>h</sup>	79 825 <sup>i</sup>	5.5	9.8	6.7	-3.7 <sup>h</sup>	1.1 <sup>i</sup>
Memorandum									
GDP (In current prices)	22 121	45 273	60 766	55 009 <sup>j</sup>	5.9	1.3	10.0	10.3	- 9.9 <sup>j</sup>
Gross fixed capital formation	5 099	9 833	13 822	12 404 <sup>k</sup>	5.4	1.1	11.0	11.5	-10.3
Royalties and licence fee receipts	29	129	177	..	14.6	8.1	14.6	8.6	..
Exports of goods and services	4 414	12 954	19 986	15 716 <sup>l</sup>	7.9	3.7	14.8	15.4	-21.4

(注) a~j の注は省略 (原資料を参照されたい)

(出所: UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

図表 5-5 途上国と体制移行国の対内・対外直接投資の世界に占めるシェアの推移

単位：%



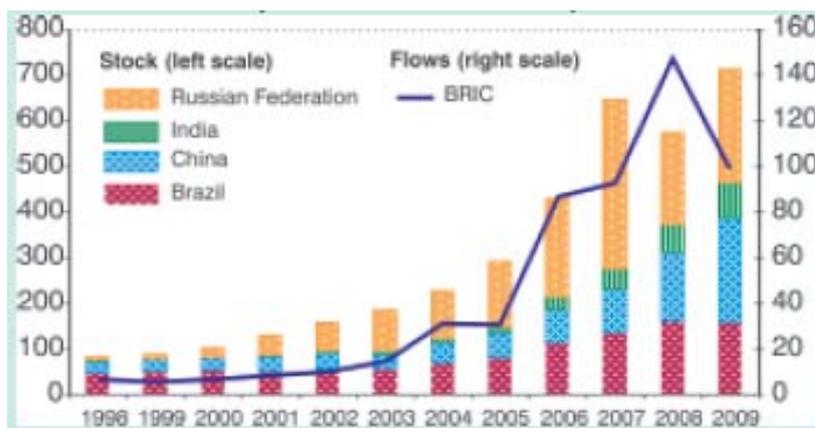
(出所: UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

しかしながら、近年 BRICs 諸国の対外 FDI の伸びは著しく、ピーク時の 2008 年には 1,472 億ドルに達した (世界全体の 9%、10 年前は 1%) (図表 5-6)。この伸びは主に BRICs

の多国籍企業（中国の CITIC、SINOPEC、COSCO、ロシアの Lukoil、Gazprom、ブラジルの Vale、Petrobras、インドの Tata、ONDC Videsh 等）によるクロスボーダーM&Aの増大によるところが大きい（2000～2009年の BRICs 企業による海外における M&A 件数はインド 812、中国 450、ブラジル 190、ロシア 438）。

図表 5-6 BRICs 諸国からの対外直接投資の流れと残高

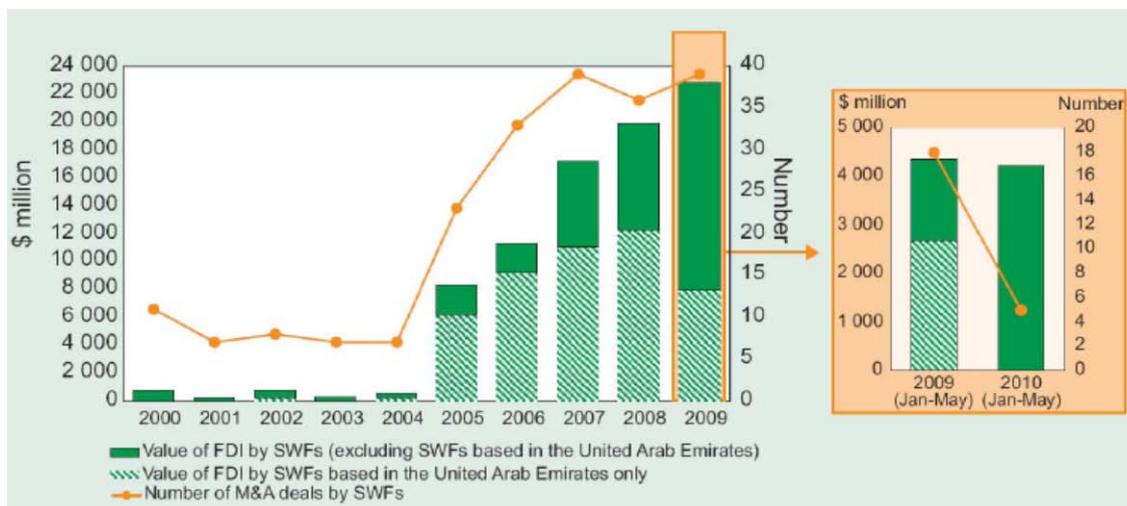
単位：10 億ドル



(出所: UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

また、国富ファンド（Sovereign Wealth Funds; SWFs。これには一部先進国のファンドも含まれるが、アラブ首長国連邦の Abu Dhabi Investment Authority のような中東諸国の投資公社、中国の投資公社 China Investment Corp.等途上国のファンドが大きい）による対外 FDI も絶対額では未だそれ程でもない（2009年 229 億ドル）が、2005 年以降急速な伸びを示しており（図表 5-7）、投資受け入れ国である先進国において安全保障あるいは市場経済ルールに対する脅威となる可能性が懸念されている。これに対しては国富ファンドの国際的作業グループ（International Working Group 〈IWG〉）が国富ファンド関係 23 か国によって設置され、2008 年 9 月サンチャゴ会議で国富ファンドの透明で健全な運営の基準を定めた Santiago Principles（Sovereign Wealth Funds Generally Accepted Principles and Practices 〈GAPP〉）を採択し、同年 10 月の IMF 金融委員会に提出された後公表された。

図表 5-7 ソブリン・ウェルス・ファンドによる海外直接投資



(出所:UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

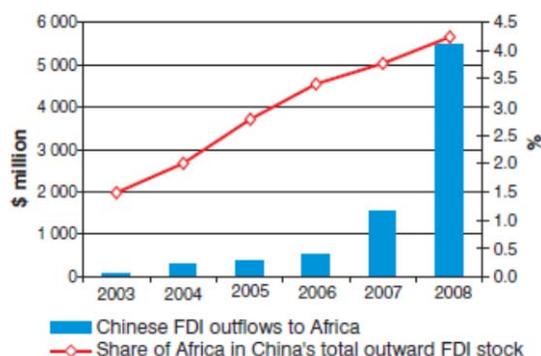
次に途上国の FDI の動向を地域別に見てみる。

2006～2008 年のアフリカ向けの途上国からの FDI をみると、南ア、中国、マレーシアおよびインドからの投資が大きい。もちろんアフリカ向け FDI の大部分は先進国からのものである (図表 5-8) が、途上国、中でも中国等のアジアの途上国からの大きな投資の伸びが注目される。中国の対アフリカ FDI の残高は 2008 年末には 78 億ドルに達したが、その 4 割は南ア向けである (商工銀行による Standard Bank Group 買収等による)。この他マレーシア (Retronas のエジプト LNG 買収等) およびインド (ONGC によるスーダンの石油・ガス企業買収等) からの投資が大きい。なお、南アからのアフリカ域内向け FDI 残高は 2008 年には 108 億ドルと南アの対外 FDI 残高合計の 22%に達した。

図表 5-8 アフリカの対内 FDI の流入と残高  
単位: %

Home region	Share in world total (%)			
	Inflows		Inward stock	
	1995-1999	2000-2008	1999	2008
<b>Total world</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
Developed countries	79.0	72.1	89.0	91.6
Developing economies	17.7	20.8	6.9	7.4
Africa	5.1	4.9	2.3	2.9
Latin America and the Caribbean	5.5	0.7	1.3	1.3
Asia	6.7	15.2	3.1	3.2
South-East Europe and the CIS	0.3	0.0	0.0	0.0

図表 5-9 中国のアフリカ向け FDI  
単位: 百万ドル, %



(図表 5-8, 5-9 出所:UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

アジア向けの FDI 残高は過去約 30 年の間に著しく増加した（2008 年までに 1981 年から 83 倍、1991 年から 16 倍、2001 年から 2 倍）が、投資国の構成も大きな変化を遂げた。すなわち、1960～70 年代には米国が主要な投資国の役割を果たしたが、1980 年代には日本がその役割を継承し、以後は欧米日の比率は低下し（1981 年 61%→2008 年 30%）、日本を除く域内の投資国・地域からの投資のウェイトが増大した（同じ期間に 22.4→38%）。中でも中国のシェアはほとんど皆無状態から 13%に増大した。この他海外の 4 大金融センター（バハマ、バーミューダ、英領バージン諸島、ケイマン）からの投資残高も増えている。（図表 5-10）

図表 5-10 主要投資国別アジアに向け FDI 残高の推移

単位：百万ドル、%

Region / economy	1981		1991		2001		2008	
	Value (\$ million)	Share (%)						
Total world	27 659	100.0	141 547	100.0	1 123 527	100.0	2 305 637	100.0
European Union	5 060	18.3	23 131	16.3	143 110	12.7	329 537	14.3
United States	6 422	23.2	22 046	15.6	112 912	10.0	181 287	7.9
Japan	5 405	19.5	32 099	22.7	100 021	8.9	185 445	8.0
South, East and South-East Asia	6 204	22.4	43 448	30.7	461 543	41.1	875 083	38.0
China	29	0.1	575	0.4	125 259	11.1	307 469	13.3
Newly industrializing economies	4 935	17.8	37 585	26.6	306 979	27.3	511 811	22.2
Hong Kong, China	3 298	11.9	23 870	16.9	199 974	17.8	328 379	14.2
Korea, Republic of	208	0.8	2 539	1.8	18 840	1.7	48 419	2.1
Singapore	1 146	4.1	4 448	3.1	44 971	4.0	74 045	3.2
Taiwan Province of China	284	1.0	6 729	4.8	43 195	3.8	60 967	2.6
Others <sup>a</sup>	4 567	16.5	20 823	14.7	305 941	27.2	734 285	31.8
of which: 4 offshore financial centres <sup>b</sup>	64	0.2	711	0.5	204 241	18.2	348 946	15.1

(注) a 国・地域に特定できない金額を含む

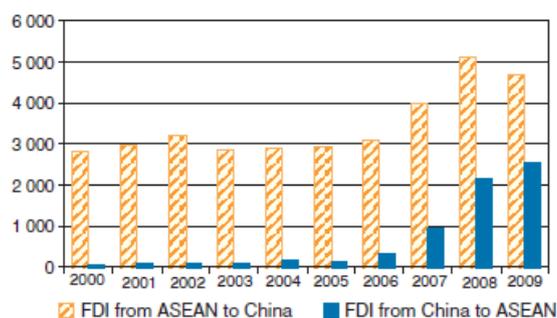
b バハマ、バーミューダ、英領バージン諸島、ケイマン

(出所: UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

中国では沿海部の低賃金を武器とする労働集約的輸出志向製造業の魅力が低下し、ラオス、カンボジア等の近隣低所得国に立地を移動し、沿海部ではよりハイテクな製品生産に移行してきている。中国と ASEAN 間では 2009 年 8 月に投資協定が締結され、両者間の FTA (CAFTA) は 2010 年 1 月に発足している。ASEAN と中国間の FDI は図表 5-11 の通りであるが、ここ 3 年の間の中国から ASEAN への FDI の伸びが大きい。

図表 5-11 ASEAN と中国の間の FDI の流れ (2000-2009 年)

単位：百万ドル



(注) 2009 年の中国の ASEAN 向け FDI 28 億ドルのうち

23 億ドルは、非金融部門への投資

(出所: UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

ラテンアメリカの対内 FDI ではブラジルが最大で、メキシコが続く。対外 FDI では英領バージン諸島が大きいですが、これは最終投資先への経由地として利用されているため、これを除くとやはりブラジル、メキシコからの投資が大きい。ラテンアメリカの 2003~2009 年の対外 FDI の大きな伸びは、両国の 1990 年代の民営化によって生まれた多国籍企業等による海外での M&A によって促進されている。ラテンアメリカ企業による大型クロスボーダー M&A は、図表 5-12 の通りである。

図表 5-12 主要ラテンアメリカ企業によるクロスボーダー M&A (2003-2009 年)

単位：100 万ドル

Company name	Industry	Home country	Developed economies	Latin America and the Caribbean	Total world
Vale S.A. (CVRD)	Mining	Brazil	20 978	1 529	22 507
Cemex S.A.	Cement	Mexico	14 286	-	14 286
Metalurgica Gerdau S.A.	Steel	Brazil	6 780	693	7 473
América Móvil	Telecom	Mexico	-	6 728	6 728
FEMSA	Food & beverages	Mexico	3 692	458	4 150
Petrobras	Oil and gas	Brazil	452	2 565	3 017
Telmex	Telecom	Mexico	-	2 813	2 813
Grupo Bimbo	Food & beverages	Mexico	2 500	5	2 505
Grupo Industrial Minera Mexico	Mining	Mexico	2 220	26	2 246
JBS SA	Beef cattle	Brazil	1 939	-	1 939
Grupo Votorantim	Cement	Brazil	684	1 148	1 832
Cencosud	Retail	Chile	-	1 286	1 286
Banco Itau	Banking	Brazil	498	650	1 148
Alfa	Holding	Mexico	1 075	-	1 075
Camargo Correa	Construction	Brazil	-	1 025	1 025

(注) 2010 年 6 月現在で 2003 年~2009 年の累計 10 億ドル超の M&A 実績を有する

オフショア金融センターの企業を除くラテンアメリカ企業を計上

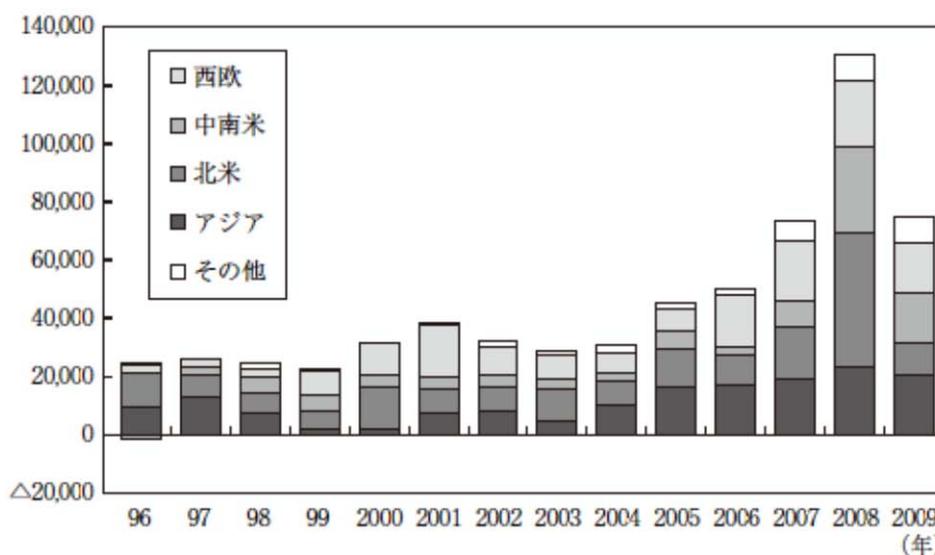
(出所: UNCTAD, “World Investment Report 2010”)

## 5.2 我が国の FDI の動向

我が国の対外 FDI は 2005 年頃から大きく伸び、2008 年には米国向け大型 M&A もあって過去最高の 1,308 億ドルを記録した。2009 年には前年比 43%減少して 747 億ドルとなったが、2007 年の実績 (735 億ドル) を上回っている。(図表 5-13 および 5-14) この結果、対外 FDI 残高は 2009 年末には 7,404 億ドルに達した。(図表 5-15)

図表 5-13 日本の地域別対外直接投資の推移

単位：百万ドル



(出所:JETRO「世界貿易投資報告 2010 年版」)

我が国の対外 FDI を国別・地域別に概観すると、地域別では北米(2009 年末残高で 32%)、アジア (同 24%)、西欧 (同 24%)、中南米 (同 13%) 向けが大きく、国単位では米国向けが最も大きく (2007 年全体の 21%、08 年 34%、09 年 15%、09 年末残高で 31%)、続いてオランダ (2009 年末残高で 11%) ケイマン諸島 (同 9%)、中国 (同 7%)、オーストラリア (同 4%)、英国 (同 4%)、シンガポール (同 3%)、タイ (同 3%)、ブラジル (同 3%) 等が大きなシェアを占めている。2009 年には多くの国・地域向け対外 FDI が減少する中、中国向けは、伸び続け過去の記録を更新している。インドは残高では未だ 90 億ドル (1%) を占めるに過ぎないが、ここ数年の伸びは大きい。(図表 5-15)

図表 5-14 日本の国・地域別対外 FDI 実績 (2000~2009 年)

単位：百万ドル、%

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
アジア	2,132	7,797	8,177	5,028	10,531	16,188	17,167	19,388	23,348	20,636
中国	934	2,158	2,622	3,980	5,863	6,575	6,169	6,218	6,495	6,899
アジアNES	△ 686	2,469	3,001	31	1,873	4,902	3,893	6,039	5,842	5,907
香港	△ 132	496	229	△ 62	491	1,782	1,509	1,131	1,301	1,610
台湾	△ 107	361	461	217	473	828	491	1,373	1,082	339
韓国	1,074	650	437	333	771	1,736	1,517	1,302	2,369	1,077
シンガポール	△ 1,521	951	1,884	△ 457	138	557	375	2,233	1,089	2,881
ASEAN	1,684	2,920	2,166	773	2,534	4,276	6,038	5,007	4,043	3,540
タイ	593	1,594	528	678	1,867	2,125	1,984	2,608	2,016	1,632
インドネシア	585	481	307	484	498	1,185	744	1,030	731	483
マレーシア	△ 4	570	257	△ 504	163	524	2,941	325	591	616
フィリピン	510	275	1,074	114	6	442	369	1,045	705	809
ベトナム	39	139	203	230	128	154	467	475	1,088	563
インド	175	150	146	124	139	266	512	1,506	5,551	3,664
北米	14,176	7,631	8,509	11,003	7,601	13,168	10,188	17,385	46,046	10,889
米国	14,121	7,031	7,441	10,691	7,559	12,126	9,297	15,672	44,674	10,660
カナダ	59	599	1,068	313	42	1,042	892	1,713	1,372	229
中南米	3,982	4,276	3,955	3,150	3,120	6,402	2,547	9,482	29,623	17,393
メキシコ	377	1	225	372	191	629	△ 2,603	501	315	211
ブラジル	△ 323	864	743	1,068	△ 65	953	1,423	1,244	5,371	3,753
ケイマン諸島	3,660	1,474	3,316	1,636	2,726	3,915	2,814	5,838	22,550	12,903
大洋州	282	670	1,440	1,139	1,856	943	723	4,204	6,060	7,629
オーストラリア	152	554	1,151	964	1,651	640	466	4,140	5,232	7,136
ニュージーランド	96	156	27	93	151	62	125	△ 22	635	237
西欧	10,950	18,206	9,721	7,943	7,097	7,509	18,029	20,456	22,418	17,073
ドイツ	546	687	571	714	645	270	1,128	880	3,905	2,089
英国	6,801	13,142	2,033	2,468	1,649	2,903	7,271	3,025	6,744	2,126
フランス	293	222	3,987	1,153	25	541	842	479	1,703	1,161
オランダ	2,276	3,094	1,447	3,464	3,337	3,315	8,497	12,440	6,514	6,698
イタリア	18	33	306	△ 190	163	44	51	45	177	110
ベルギー	260	643	1,739	731	664	△ 195	133	796	2,196	423
ルクセンブルク	△ 250	△ 144	△ 1	△ 61	△ 82	25	△ 478	2,291	527	3,279
スイス	△ 104	128	156	92	△ 110	56	183	61	165	221
スウェーデン	838	△ 108	△ 327	119	△ 70	82	416	254	570	160
スペイン	183	△ 70	87	△ 145	183	363	136	10	210	162
東欧・ロシア等	166	74	146	383	439	721	367	509	650	757
ロシア	15	10	27	△ 5	49	95	160	99	306	391
中東	△ 42	△ 1	89	△ 38	△ 63	542	242	958	1,138	575
サウジアラビア	△ 28	35	81	20	△ 38	494	254	746	892	378
アラブ首長国連邦	△ 8	△ 38	25	△ 47	△ 19	19	△ 56	60	194	139
アフリカ	△ 192	△ 184	233	430	378	25	899	1,101	1,518	△ 301
南アフリカ共和国	12	8	108	121	124	△ 17	466	82	648	143
全世界	31,534	38,495	32,039	28,767	30,962	45,461	50,165	73,493	130,801	74,650
参考										
ASEAN	207	4,013	4,256	492	2,800	5,002	6,923	7,790	6,308	7,002
EU	10,968	17,886	9,770	8,029	7,341	7,872	17,925	19,934	22,939	17,039

〔注 1〕 円建てで公表された数値を四半期ごとに日銀インターバンク・期中平均レートによりドル換算。

〔注 2〕 EU は拡大に伴い加盟国が増加（2004 年より新規加盟 10 か国追加、2007 年よりブルガリア、ルーマニアを含む 27 か国。）。

〔注 3〕 「全世界」には各地域に分類されない国を含むため、各地域の合計と「全世界」は必ずしも一致しない。

（出所：JETRO 直接投資統計（「国際収支状況」（財務省）、「外国為替相場」（日本銀行）などより JETRO 作成））

図表 5-15 日本の国・地域別対外 FDI 残高 (1996~2009 年末)

単位：百万ドル、%

	対外直接投資残高(資産)													
	96年末	97年末	98年末	99年末	00年末	01年末	02年末	03年末	04年末	05年末	06年末	07年末	08年末	09年末
アジア	79,151	77,258	71,059	45,133	49,311	53,230	58,421	64,267	76,416	88,187	107,653	132,986	159,570	175,645
中国	8,098	21,248	17,912	7,340	8,699	10,043	12,408	15,296	20,208	24,655	30,316	37,797	49,002	55,045
アジアNES	28,328	33,344	27,085	21,456	23,153	23,733	24,923	24,934	29,506	32,708	39,042	46,560	52,237	58,607
香港	9,406	8,296	9,212	6,213	6,543	5,506	5,471	5,686	6,275	6,715	7,776	9,129	11,716	13,048
台湾	4,048	5,218	4,258	3,928	3,565	3,646	3,779	4,348	5,455	5,932	6,328	7,742	8,830	9,349
韓国	3,464	8,831	4,120	2,941	4,192	4,391	5,245	5,074	6,602	8,251	10,689	12,103	12,180	12,603
シンガポール	11,410	11,000	9,495	8,375	8,853	10,190	10,428	9,826	11,175	11,810	14,270	17,586	19,511	23,608
ASEAN4	41,558	20,446	24,106	14,618	15,568	17,546	18,782	21,507	23,806	27,657	34,313	42,055	44,600	48,441
タイ	15,752	5,723	5,718	4,616	4,767	6,113	6,287	7,650	9,909	11,677	14,839	19,776	20,529	22,748
インドネシア	17,193	7,907	11,543	4,426	4,765	5,029	5,589	6,738	6,520	7,681	7,457	8,315	8,528	9,491
マレーシア	5,750	4,709	4,439	3,618	4,003	4,316	3,936	3,959	4,080	4,803	7,763	8,184	7,743	8,017
フィリピン	2,863	2,107	2,407	1,958	2,033	2,088	2,971	3,161	3,296	3,496	4,253	5,780	7,800	8,186
ベトナム	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1,711	3,307	3,353
インド	785	785	989	913	1,171	1,149	1,311	1,507	1,756	1,802	2,315	4,218	9,440	8,982
北米	97,881	107,060	115,072	121,661	138,455	144,876	140,982	143,385	146,967	156,189	163,230	183,776	234,957	240,246
米国	94,336	102,336	111,108	118,435	132,222	140,651	136,190	139,195	142,302	150,152	156,411	174,199	226,611	230,948
カナダ	3,545	4,724	3,963	3,226	6,233	4,224	4,791	4,191	4,665	6,037	6,818	9,577	8,346	9,298
中南米	11,981	14,519	17,430	17,913	21,020	20,700	18,167	21,975	26,588	33,064	39,291	54,749	90,794	99,056
メキシコ	520	1,017	1,050	2,154	2,193	2,431	2,576	2,870	2,888	3,635	1,773	1,469	2,097	1,718
ブラジル	3,756	5,494	5,299	4,692	3,965	4,628	3,974	4,920	4,560	6,001	7,829	11,028	16,492	21,337
ケイマン諸島	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	8,671	8,583	10,417	15,008	18,071	21,440	32,038	61,531	65,353
大洋州	10,501	13,268	10,674	11,505	10,151	8,119	11,852	13,632	15,091	12,961	13,794	19,617	21,624	36,175
オーストラリア	9,204	11,758	8,459	8,543	7,668	6,881	9,962	11,518	12,844	10,618	12,181	17,940	19,107	32,557
ニュージーランド	685	696	580	1,312	1,138	354	558	805	850	900	994	951	1,440	2,039
西欧	47,523	55,632	51,902	49,670	56,447	70,607	72,404	87,573	101,886	92,453	118,657	145,884	161,649	174,939
ドイツ	4,217	5,412	4,711	3,431	4,130	3,940	4,689	6,871	6,990	6,197	7,415	9,524	11,992	15,096
英国	20,320	28,796	24,801	17,999	21,765	33,199	26,299	24,429	26,845	24,264	31,613	32,021	32,576	31,282
フランス	1,515	2,788	3,061	3,019	3,071	2,909	5,411	7,279	12,937	11,325	13,064	12,415	14,920	16,811
オランダ	8,440	8,106	9,283	17,482	16,667	19,543	22,916	33,698	36,499	34,591	45,419	63,941	72,172	77,470
イタリア	474	696	708	695	642	713	1,058	844	1,092	845	807	837	882	1,100
ベルギー、ルクセンブルク	6,033	4,372	4,244	3,404	3,932	4,560	6,316	8,053	9,956	8,538	10,758	15,608	18,341	21,739
ベルギー	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	3,656	5,148	7,157	8,848	7,774	9,630	12,071	14,009	14,503
ルクセンブルク	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	904	1,168	897	1,107	763	1,128	3,537	4,332	7,235
スイス	2,967	2,479	2,208	1,102	978	1,142	1,265	1,173	1,035	889	985	1,118	1,332	1,555
スウェーデン	122	103	128	55	1,433	1,142	1,067	1,315	1,560	1,563	2,199	2,956	3,054	2,565
スペイン	964	928	974	932	1,131	592	850	969	1,150	1,390	1,348	1,736	1,276	1,568
東欧・ロシア等	196	1,180	1,012	427	341	437	732	1,142	1,551	1,824	2,315	2,864	3,786	4,112
ロシア	53	939	725	18	28	18	50	14	87	157	258	373	668	954
中東	966	1,246	1,243	799	793	885	893	900	1,022	1,685	2,038	3,066	4,164	4,453
サウジアラビア	487	567	717	732	715	808	820	803	859	1,439	1,753	2,585	3,481	3,650
アラブ首長国連邦	314	425	278	13	27	13	43	44	39	185	183	254	303	338
イラン	2	2	7	1	4	4	5	5	5	5	4	5	6	6
アフリカ	441	671	901	889	758	625	1,232	2,052	1,628	1,332	2,701	3,895	7,325	5,734
南アフリカ共和国	48	255	522	421	366	289	519	1,070	967	793	1,125	852	1,673	1,730
OECD諸国(注3)	155,912	185,202	181,415	186,628	210,353	229,922	232,323	252,257	273,288	273,584	309,275	363,214	433,482	466,630
ASEAN(注4)	53,246	32,344	34,096	23,480	24,996	28,393	29,975	32,035	35,794	40,478	49,837	61,435	67,654	75,746
EU	43,589	52,639	49,129	48,105	54,795	68,721	70,531	85,791	101,417	92,140	118,852	145,280	161,783	174,881
合計	258,653	271,967	270,975	249,071	278,445	300,868	305,585	335,911	371,755	388,197	449,680	546,839	683,872	740,364

[注1] 円建てで公表された数値を日銀インターバンク・期末レートによりドル換算。

[注2] ベルギー、ルクセンブルクの数値は2000年末まで合算して発表されていたが、2001年末以降は個別に発表されている。

[注3] OECD諸国はEU15、オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、トルコ、米国、メキシコ、チェコ、ハンガリー、韓国、ポーランド、スロバキアの29か国。但し、96~97年末の数値は韓国、ポーランドを除く26か国、スロバキアは2007年末より合算。

[注4] ASEANはインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア。但し、98年末の数値はカンボジアを除く9か国、96~97年末の数値はラオス、ミャンマー、カンボジアを除く7か国。

[注5] EUは、2003年末までEU15、2004年末-2006年末はEU25、2007年末よりEU27。

(出所:JETRO 直接投資統計(「国際収支状況」(財務省)、「外国為替相場」(日本銀行)などよりJETRO作成)

業種別では、2009年末の対外 FDI 残高で製造業 48%、非製造業 52%となっており、非製造業で大きいのは金融・保険業が全体の 24%、卸売・小売業 14%、鉱業 6%、製造業で大きいのは輸送機械器具 11%、電気機械器具 9%、化学・医薬 8%、食料品 6%、一般機械器具 4%等となっている。(図表 5-16(1)&(2))

各業種の対外 FDI 残高を地域別でみると、金融・保険業ではタックス・ヘイブンであるケイマン諸島向けが 56,474 億円(同業種残高の 35%)で、米国向け 48,470 億円(同 30%)、英国向け 10,488 億円(同 6%)が続く。卸売・小売業では米国向けが 50,487 億円で同業種の 52%と過半を占めている。製造業の輸送機械器具では米国向け 19,732 億円(同業種中の 26%)に続き、中国向け 8,506 億円(同 11%)、フランス向け 8,115 億円(同 11%)が大きい。電気機械器具では米国向け 18,523 億円(同業種中の 31%)、オランダ向け 10,918 億円(同 18%)、中国向け 8,155 億円(同 14%)が大きい。化学・医薬では米国向けが 26,570 億円(同業種中 47%)で最も大きい、オランダ 6,780 億円(同 12%)、中国 3,162 億円(同 6%)に続いてサウジ向けが 2,958 億円(同 5%)と比較的に大きい。(図表 5-16)

以上は過去の FDI の積み重ねの結果としての残高の状況であるが、最近の業種別対外 FDI は業種によって毎年の変動が大きい点に特徴があり、これによって業種別の構成比が著しく変わる。(表 5-17) これは我が国企業が大型のクロスボーダー M&A を活用した海外事業展開を積極的に行うようになり、それが何件か行われた年における関連業種の金額・構成比が大きく伸びるためである。例えば非製造業で 2008 年に金融・保険業の FDI が急増しているのは、三菱 UFJ フィナンシャル・グループによるモルガン・スタンレー議決権株式 22% (79 億ドル) 取得およびユニオンバンク完全子会社化 37 億ドル、東京海上による米損保フィラデルフィア・コンソリデイトッド買収 47 億ドル等によるところが大きく、NTT ドコモによるインドのタタ・テレサービスへの出資 (27 億ドル) があって 2009 年の通信業が増えた。また、製造業では輸送機、電機が減少している中で、医薬品メーカーによる米国やインドにおける M&A が 2008~09 年の化学・薬品業での対外 FDI 増大となり、キリンによる豪州ビール会社 (34 億ドル) やフィリピンのサンミゲール株式買収 (12 億ドル)、サントリーによる仏清涼飲料会社買収 (報道では 38 億ドル) 等が 2009 年の食料品の対外 FDI の伸びをもたらした。(図表 5-18 および 5-19)

参考に投資協定のカバー率を計算してみた。図表 5-15 (日本の国・地域別対外 FDI 残高) の 09 年末の数値を使用し、我が国が投資協定を締結している国の FDI 残高合計を全世界の FDI 残高合計で除して求めた。

図表 5-15 上で我が国が投資協定 (あるいは EPA 中の投資章) を締結している国は、中国、香港、韓国、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、メキシコ、スイス、ロシアの各国であり、これらの FDI 残高合計は、160,326 百万ドル。全世界の合計が 740,364 百万ドルであるため、そのカバー率は、21.7%と計算された。これにインドの残高 (8,982 百万ドル) を加えると、その比率は 22.9%となる。

図表 5-16 (1) 2009 年末現在の地域別・業種別対外直接投資残高

単位：億円

	合計 total	製造業(計) Manufacturing (total)												
		食料品 Food	繊維 Textile	木材 パルプ Lumber and pulp	化学・医薬 Chemicals and pharmaceuticals	石油 Petroleum	ゴム・皮革 Rubber and leather	ガラス ・土石 Glass and ceramics	鉄・非鉄 ・金属 Iron, non-ferrous, and metals	一般機械 器具 General machinery	電気機械 器具 Electric machinery	輸送機械 器具 Transportation equipment	精密機械 器具 Precision machinery	
アジア Asia	161,822	104,885	7,642	1,872	2,026	12,808	302	2,908	5,176	6,863	9,767	24,247	23,242	3,171
中華人民共和国 P.R.China	50,713	37,405	2,629	1,028	1,258	3,162	34	1,156	1,369	2,349	4,927	8,155	6,506	775
香港 Hong Kong	12,021	4,048	370	89	X	136		6	10	84	X	2,088	69	778
台湾 Taiwan	8,613	6,363	291	X	X	630		X	452	400	302	2,670	842	551
大韓民国 R.Korea	11,611	6,744	79	38	X	1,339	X	16	1,118	1,253	513	1,529	233	X
シンガポール Singapore	21,750	9,156	1,671	X	X	3,000	X	70	759	229	337	1,667	683	129
タイ Thailand	20,957	16,334	566	226	262	1,261	X	1,070	396	1,205	1,497	3,646	5,486	314
インドネシア Indonesia	8,744	6,408	196	308	327	1,245	29	316	208	193	285	320	2,752	X
マレーシア Malaysia	7,386	5,622	166	X	13	602	X	3	411	352	1,288	1,786	471	284
フィリピン Philippines	7,542	4,794	1,763	X	X	103		X	192	417	31	1,059	852	156
ベトナム Viet Nam	3,086	2,550	171	36	63	113	X	33	26	30	263	474	507	127
インド India	8,275	5,071	X	X	X	1,059		80	X	651	289	829	2,681	X
北米 North America	221,339	95,976	3,072	203	1,293	26,629	254	2,133	2,565	6,637	8,463	18,589	23,258	968
アメリカ合衆国 U.S.A.	212,772	90,827	2,834	203	342	26,570	254	2,132	2,565	6,521	8,296	18,523	19,732	964
カナダ Canada	8,566	5,149	238		951	X		X		1151	167	67	3,526	X
中南米 Central and South America	91,260	10,537	2,292	135	522	762	331	120	0	2,305	354	561	2,704	77
メキシコ Mexico	1,582	1,109	X			113	X	X		X	76	94	672	
ブラジル Brazil	19,658	6,854	1,068	115	465	408	X	16	X	2,220	278	325	1,358	X
ケイマン諸島 Cayman Islands	60,210	1,005	838		X		X				X	X	X	X
大洋州 Oceania	33,328	11,794	8,799	4	1,158	523	121	333	27	750	232	26	1851	23
オーストラリア Australia	29,996	10,835	8,402	X	787	531	X	237	X	751	230	X	268	X
ニュージーランド New Zealand	1,879	877	360		X	X		X					X	
西欧 Western Europe	161,172	95,262	21,735	1,113	255	12,227	1,688	1,812	5,550	2,143	5,114	16,052	23,778	3,000
ドイツ Germany	13,908	7,473	60	X	92	2,014		X	X	93	1,429	3,088	708	X
英国 U.K.	28,820	8,958	985	62		1,307	71	X	3,136	681	714	496	671	701
フランス France	15,488	12,428	2,601	X	X	702		X	X	13	437	310	8,115	X
オランダ Netherlands	71,373	46,920	15,554	X	X	6,780	1,610	X		420	1,088	10,918	7,313	1,625
イタリア Italy	1,014	663	X	202		34		X	X	X	213	X	30	X
ベルギー Belgium	13,362	11,331	303		X	515		X	X	X	X	X	5,647	X
ルクセンブルク Luxembourg	6,666	2,450	2,113			X		X	X	X	X	258	X	X
スイス Switzerland	1,432	289	X		3	X					X	X	X	X
スウェーデン Sweden	2,363	1,943			X					96	X	X	999	
スペイン Spain	1,445	1,136		X		286	X	X		377	106	177	138	X
東欧・ロシア等 Eastern Europe, Russia, etc.	3,789	2,826	28	27	20	98		57	67	70	371	649	1,315	6
ロシア Russia	879	241	X		20			16		X	16		141	X
中東 Middle East	4,103	3,604			39	2,956	327	2		123	9		116	32
サウジアラビア Saudi Arabia	3,363	3,122			X	2,956	X			119	X			
アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	311	150				X	X	X		5	X			X
イラン Iran	6													
アフリカ Africa	5,283	1,141					134	0	287		1		717	
南アフリカ共和国 Republic of South Africa	1,594	915						X	X	71	X		706	
国際機関 (参考) International Organization (Reference)														
OECD諸国 OECD Countries	429,906	213,389	33,670	1,382	2,712	40,928	2,264	4,375	9,307	10,925	14,701	36,888	48,966	4,037
ASEAN ASEAN	69,785	45,017	4,537	685	661	6,471	61	1,532	2,224	2,699	3,704	8,953	10,751	1,012
EU EU	161,117	97,357	21,678	1,139	258	12,195	1,688	1,828	5,617	2,204	5,348	16,702	24,809	3,000
全世界 world	682,097	326,026	43,568	3,354	5,314	56,002	3,022	7,502	13,385	19,177	24,309	60,073	74,945	7,278

(注) 図表 5-15 の 2009 年末ドル表示額は、本表の金額を年末の為替レート 92.13 円/ドルで換算したもの  
(出所: 日本銀行国際収支統計)

図表 5-16 (2) 2009 年末現在の地域別・業種別対外直接投資残高

単位：億円

	非製造業 (計)	農・林業	漁・水産業	鉱業	建設業	運輸業	通信業	卸売	金融	不動産業	サービス業
	Non-manufacturing (total)	Farming and forestry	Fishery and marine products	Mining	Construction	Transportation	Communications	Wholesale and retail	Finance and insurance	Real estate	Services
アジア	56,937	40	96	1,292	732	2,786	5,959	17,963	18,609	2,299	3,983
Asia											
中華人民共和国	13,309	X	44	X	53	294	164	5,938	4,283	1,209	584
P.R.China											
香港	7,973	X	X		64	224	337	3,806	2,337	43	155
Hong Kong											
台湾	2,251		X		79	X	19	776	1,200	X	124
Taiwan											
大韓民国	4,867		X		0	18	569	557	1,170	X	2,225
R.Korea											
シンガポール	12,594			731	439	2,036	382	3,899	3,615	324	469
Singapore											
タイ	4,624	X	X	37	2	95	X	1,454	2,554	X	233
Thailand											
インドネシア	2,336	X	5	4	48	X	X	209	1,379	564	97
Indonesia											
マレーシア	1,764	X	0	266		12	X	355	978	X	X
Malaysia											
フィリピン	2,748	X	X	147	X	23	X	737	53	29	15
Philippines											
ベトナム	539	X	X	X	6	34	3	33	411	X	68
Viet Nam											
インド	3,205				X	26	2,347	206	552	X	14
India											
北米	125,363	97	422	3,316	306	769	2,591	51,265	50,798	3,405	3,505
North America											
アメリカ合衆国	121,945	97	420	2,413	306	769	2,532	50,487	49,470	3,320	3,474
U.S.A.											
カナダ	3,417		X	905	X	0	59	778	1,328	85	31
Canada											
中南米	80,724	5	50	8,330	113	2,556	1,173	4,838	62,188	46	396
Central and South America											
メキシコ	473		X	X	X	X		124	X		50
Mexico											
ブラジル	12,803			6,072	106	119	X	4,154	2,136	X	63
Brazil											
クイマン諸島	59,204			945		422	653	249	56,474	X	175
Cayman Islands											
大洋州	21,535	31	109	15,349	196	306	109	1,971	2,066	511	216
Oceania											
オーストラリア	19,160	31	X	15,280	114	X	109	1,877	1,421	36	1
Australia											
ニュージーランド	1,001	X	X	X	X	X		101	569	X	4
New Zealand											
西欧	65,910	37	2	10,233	420	1,298	158	20,353	24,826	319	4,202
Western Europe											
ドイツ	6,435				X	X	252	3,046	1,892	X	1,087
Germany											
英国	19,862			2,214	203	203	171	4,717	10,488	255	594
U.K.											
フランス	3,060			X	X	X	0	1,440	X	X	1,057
France											
オランダ	24,453	X	X	6,962	113	90	51	7,893	5,010	X	1,342
Netherlands											
イタリア	350					X	X	252	X	X	X
Italy											
ベルギー	2,031					X	X	1,613	367		X
Belgium											
ルクセンブルク	4,216						23	619	3,567		
Luxembourg											
スイス	1,143							419	587		54
Switzerland											
スウェーデン	420			372				371			
Sweden											
スペイン	309					X		214	X	X	X
Spain											
東欧・ロシア等	961			33	0	43		475	281	16	14
Eastern Europe, Russia, etc.											
ロシア	637				X	X		325	256	15	X
Russia											
中東	498		0	112	81	1		9	127		22
Middle East											
サウジアラビア	241				X	X	X	X	44		
Saudi Arabia											
アラブ首長国連邦	161			X	99	X		26	X		X
United Arab Emirates											
イラン	6										
Iran											
アフリカ	4,142	10	0	344	5	46		128	3,031		92
Africa											
南アフリカ共和国	679	X		X		X		101			
Republic of South Africa											
国際機関											
International Organization											
(参考)											
Reference											
OECD諸国	216,517	166	534	28,859	921	2,119	3,426	74,347	78,383	3,753	9,983
OECD Countries											
ASEAN	24,767	6	49	1,262	532	2,209	2,101	6,680	9,012	966	894
ASEAN											
EU	63,760	37	2	9,619	420	1,266	158	19,968	23,881	321	4,163
EU											
全世界	356,071	221	679	38,900	1,883	8,226	9,989	96,984	161,925	6,596	12,429
World											

(出所：日本銀行国際収支統計)

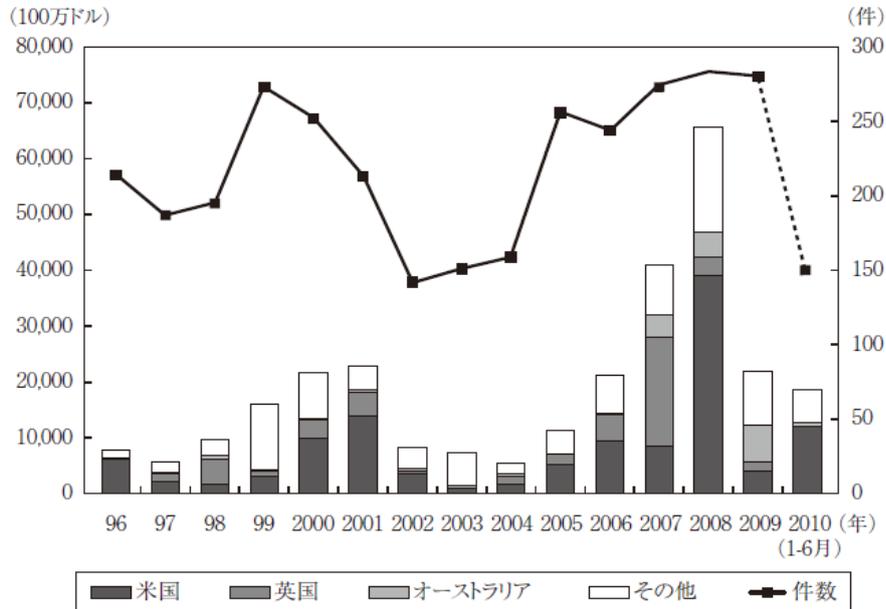
図表 5-17 日本の業種別対外直接投資推移 (2005~10年6月)

単位：百万ドル、%

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年				2009年	2010年		2010年 1~6月	構成比	伸び率
					1~3月	4~6月	7~9月	10~12		1~3月	4~6月			
製造業	26,146	34,513	39,515	45,268	8,385	9,510	6,268	8,769	32,934	2,748	5,381	8,129	39.6	△ 54.6
食料品	1,685	1,025	12,776	3,601	652	2,546	219	5,537	8,954	107	774	881	4.3	△ 72.5
繊維	416	180	371	716	216	195	25	40	477	133	79	212	1.0	△ 48.4
木材・パルプ	826	420	745	734	159	546	384	117	1,207	14	833	847	4.1	20.1
化学・医薬	3,363	4,413	3,744	11,647	984	1,173	1,559	3,691	7,407	2,162	3,499	5,661	27.6	162.5
石油	531	2,921	△ 280	652	△ 68	123	98	△ 204	△ 51	△ 262	△ 273	△ 535	na	na
ゴム・皮革	831	1,107	835	771	403	85	△ 19	△ 24	445	202	83	285	1.4	△ 41.7
ガラス・土石	258	2,759	837	1,417	642	776	293	330	2,042	16	275	291	1.4	△ 79.5
鉄・非鉄・金属	1,331	1,795	2,202	3,152	1,100	900	731	1,008	3,738	414	553	967	4.7	△ 51.6
一般機械器具	1,296	1,663	2,642	3,726	1,297	836	1,117	1,161	4,411	1,640	529	2,169	10.6	1.7
電気機械器具	4,377	7,041	4,691	5,675	1,470	1,338	369	△ 672	2,505	△ 435	37	△ 398	na	na
輸送機械器具	8,611	8,597	8,671	10,924	1,075	663	1,188	△ 2,359	566	△ 1,579	△ 1,118	△ 2,696	na	na
精密機械器具	1,419	1,420	1,293	953	208	164	141	96	609	347	119	466	2.3	25.2
非製造業	19,315	15,652	33,968	85,533	10,652	7,205	17,561	6,299	41,717	7,082	5,312	12,393	60.4	△ 30.6
農・林業	23	42	93	59	△ 22	14	7	10	10	109	14	123	0.6	na
漁・水産業	△ 44	28	64	119	6	12	13	6	36	43	10	53	0.3	198.2
鉱業	1,372	1,577	4,053	10,518	1,460	1,720	897	2,406	6,482	1,620	3,060	4,680	22.8	47.2
建設業	148	△ 64	490	389	158	80	162	100	499	69	73	142	0.7	△ 40.2
運輸業	824	1,507	2,133	2,283	828	519	1,021	525	2,894	442	541	983	4.8	△ 27.1
通信業	1,712	△ 3,368	△ 331	1,675	3,149	148	234	339	3,870	3,505	301	3,806	18.5	15.4
卸売・小売業	4,623	5,483	4,792	13,319	3,274	1,225	1,711	2,208	8,418	△ 1,213	△ 252	△ 1,465	na	na
金融・保険業	9,227	5,562	19,458	52,243	1,336	1,989	12,569	△ 432	15,463	1,883	△ 129	1,755	8.6	△ 47.2
不動産業	△ 851	△ 811	162	162	△ 20	49	15	419	463	39	8	47	0.2	61.0
サービス業	1,086	188	1,406	2,721	335	1,196	254	378	2,163	600	254	853	4.2	△ 44.3
合計	45,461	50,165	73,483	130,801	19,037	16,716	23,829	15,068	74,650	9,830	10,692	20,522	100.0	△ 42.6

(出所:JETRO 直接投資統計 (「国際収支状況」(財務省)、「外国為替相場」(日本銀行)などよりJETRO作成))

図表 5-18 日本の対外 M&A 金額・件数の推移



(出所:JETRO「世界貿易投資報告 2010年版」)

図表 5-19 日本の対外 M&A 上位案件

(2008 年～2009 年 3 月)

完了年月	買取企業		被買取企業			金額	買取後出資比率 (%)
		業種		国籍	業種		
2008 年 5 月	武田薬品工業	医薬品	ミレニアム・ファーマシューティカルズ	米 国	医薬品	8,128	100.0
2008 年 10 月	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	金融	モルガン・スタンレー	米 国	金融	7,839	21.9
2008 年 12 月	東京海上ホールディングス	保険	フィラデルフィア・コンソリデイトッド	米 国	保険	4,692	100.0
2008 年 11 月	三菱東京 UFJ 銀行	金融	ユニオンバンク	米 国	金融	3,707	100.0
2008 年 1 月	エーザイ	医薬品	MGI ファーマ	米 国	医薬品	3,655	100.0
2008 年 10 月	第一三共	医薬品	ランバクシー・ラボラトリーズ	イ ン ド	医薬品	3,442	63.2
2008 年 12 月	日韓企業連合 (注)	-	ナミーザ	ブラジル	鉱業	3,120	40.0
2008 年 9 月	丸紅、関西電力ほか	-	セノコパワー	シンガポール	電力サービス	2,763	100.0
2009 年 3 月	NTT ドコモ	通信	タタ・テレサービスズ	イ ン ド	通信	2,655	26.0
2008 年 9 月	三菱商事	商社	ニューホープ・ニューセラジプロジェクト	オーストラリア	鉱業	2,384	100.0

(2009 年～2010 年 6 月)

完了年月	買取企業		被買取企業			金額 (100万ドル)	本取引後 出資比率 (%)
		業種		国籍	業種		
2009 年 10 月	キリンホールディングス	食料品	ライオンネイサン	オーストラリア	食料品	3,417	100.0
2010 年 6 月	アステラス製薬	医薬品	OSI ファーマシューティカルズ	米 国	医薬品	3,029	79.2
2009 年 3 月	NTT ドコモ	電気通信	タタ・テレサービスズ	イ ン ド	電気通信	2,655	26.0
2009 年 10 月	大日本住友製薬	医薬品	セブラコール	米 国	医薬品	2,357	91.4
2009 年 5 月	三菱レイヨン	ゴム・プラス チック製品	ルーサイト	英 国	ゴム・プラス チック製品	1,600	100.0
2010 年 3 月	資生堂	石鹸、化粧品、 その他化粧品	ベアエッセンシャル	米 国	石鹸、化粧品、 その他化粧品	1,522	86.9
2010 年 5 月	三井物産	商業	アナダルコ・ベトロリアム (②)	米 国	石油・天然ガス	1,500	32.5
2010 年 6 月	三井物産・東京ガス	-	ガスナチュラル社 (スペイン) の天然ガス火力発電事業 (③)	メキシコ	電気、ガス、 水道	1,465	76.0
2009 年 6 月	日本製紙グループ	紙・紙製品	ペーパーリンクス (④)	オーストラリア	紙・紙製品	1,417	100.0
2009 年 5 月	キリンホールディングス	食料品	サンミゲルビール	フィリピン	食料品	1,225	43.3

(注) NTT ドコモ案件は上段の表と下段の表に 2 重にリストアップ。サントリーによる仏オレンジーナ・シ  
ュウェップス買収は含まれていない (金額未公表のため)

(出所: 上段の表/JETRO「貿易投資白書 2009 年版」、下段の表/JETRO「世界貿易投資報告 2010 年版」)

我が国の対内 FDI は、2009 年は対外 FDI の 16%、2009 年末の残高ベースでは対外 FDI の 27%と対外 FDI に比し少ない。これらの対内/対外 FDI の割合は、先進国でもそれぞれ 69%、77%、途上国で 209%、182%、南東欧・CSI (体制移行国) で 137%、178%となっており、我が国の FDI 受入れが相対的に少ないことを示している。その原因としては色々挙げられようが、外国企業が我が国でビジネスを行う上で陰に陽に各種の障壁があるとすれば問題であろう。我が国が外に対して投資環境の改善を要求するのであれば、外資受け入れについても門戸を開き、事業環境を整備することが公平であり、そのことが我が国経済の活性化にも有効であろう。

図表 5-20 日本の国・地域別対内 FDI 実績 (2005~2010 年 6 月)

単位: 百万ドル、%

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年				2009年	2010年		2010年 1~6月	伸び率
					1~3月	4~6月	7~9月	10~12月		1~3月	4~6月		
アジア	1,565	△ 832	1,805	3,381	345	213	794	△ 299	1,093	306	60	366	△ 34.4
中国	11	12	15	37	18	△ 169	11	3	△ 137	69	37	107	n.a.
アジアNES	1,563	△ 836	1,866	3,318	307	330	631	△ 282	987	58	22	80	△ 67.4
香港	960	△ 2,136	47	237	63	27	229	△ 399	△ 81	△ 90	△ 152	△ 242	n.a.
台湾	△ 26	110	36	66	39	17	△ 0	1	57	15	16	31	△ 44.6
韓国	31	108	221	279	26	82	168	△ 22	255	63	15	78	△ 28.0
シンガポール	596	1,062	1,282	2,716	179	205	234	138	756	70	143	214	△ 44.3
ASEAN4	△ 5	3	2	22	13	49	150	15	227	177	△ 1	176	186.1
タイ	△ 6	1	1	6	12	.	.	0	12	24	.	.	n.a.
インドネシア	0	3	2	0	.	.	.	0	0	1	.	1	n.a.
マレーシア	△ 0	1	△ 1	13	1	49	130	3	203	176	0	177	255.0
フィリピン	1	△ 1	1	3	.	.	.	.	.	.	△ 1	0	n.a.
インド	1	△ 1	3	1	6	3	0	4	14	1	1	1	△ 67.0
北米	△ 636	△ 2,666	12,709	12,005	602	942	435	△ 268	1,712	4,319	933	5,252	240.1
米国	308	105	13,270	11,792	611	964	452	△ 217	1,831	4,278	945	5,224	227.5
カナダ	△ 944	△ 2,771	△ 561	213	△ 9	△ 42	△ 17	△ 52	△ 119	40	△ 12	28	n.a.
中南米	1,276	566	2,831	4,020	248	278	△ 247	411	690	△ 7,628	△ 468	△ 8,116	n.a.
メキシコ	.	0	.	.	.	.	.	.	.	△ 7,348	.	△ 7,348	n.a.
ブラジル	1	.	.	.	.	.	.	△ 8	△ 8	.	2	2	n.a.
ケイマン諸島	1,069	△ 82	1,480	3,592	192	190	△ 147	730	965	91	△ 176	△ 65	n.a.
パナマ	14	9	3	7	1	3	0	1	5	2	1	3	△ 22.3
バミューダ諸島	△ 38	428	309	189	45	62	△ 100	△ 336	△ 329	△ 368	△ 354	△ 722	n.a.
英領ヴァージン諸島	205	181	863	137	△ 4	11	△ 5	21	24	8	37	45	500.7
大洋州	△ 114	36	215	238	10	△ 8	2	46	50	△ 4	△ 1	△ 5	n.a.
オーストラリア	△ 113	35	207	53	6	△ 8	△ 0	42	40	△ 4	△ 2	△ 6	n.a.
ニュージーランド	1	△ 0	7	204	5	.	△ 1	.	4	.	0	0	△ 91.2
欧州	1,123	△ 3,942	4,766	4,667	2,678	1,429	3,637	467	8,211	3,528	△ 1,103	2,426	△ 40.9
ドイツ	237	△ 542	△ 813	1,185	△ 66	78	133	244	369	2,802	774	3,576	29480.9
英国	132	1,807	340	△ 1,289	1,315	316	3,506	293	5,629	371	199	570	△ 68.9
フランス	△ 78	274	504	177	191	204	36	△ 60	371	183	714	897	127.1
オランダ	2,541	△ 7,583	△ 390	2,692	1,031	366	△ 24	1,011	2,584	271	△ 2,357	△ 2,086	n.a.
イタリア	6	46	62	33	6	△ 32	21	8	△ 18	47	△ 2	45	n.a.
ベルギー	△ 1,186	884	148	△ 2,040	85	21	1	△ 93	14	△ 69	△ 303	△ 373	n.a.
ルクセンブルク	363	△ 12	484	477	154	86	102	202	343	59	226	285	19.2
スイス	△ 748	317	1,162	1,873	△ 66	104	25	△ 1,053	△ 990	△ 8	△ 107	△ 114	n.a.
スウェーデン	△ 63	669	368	92	△ 62	△ 15	△ 6	△ 15	△ 97	△ 13	△ 23	△ 35	n.a.
スペイン	41	40	△ 44	66	2	0	5	2	9	16	3	19	921.0
アイルランド	△ 123	126	△ 211	1,524	60	△ 78	△ 169	△ 64	△ 252	△ 163	△ 213	△ 378	n.a.
オーストリア	△ 1	40	△ 8	42	32	2	7	△ 1	41	29	△ 1	28	△ 19.5
ロシア	.	.	.	1	.	0	.	.	.	.	.	.	n.a.
中東	9	△ 1	3	△ 2	10	3	0	9	23	.	.	.	n.a.
サウジアラビア	.	.	1	.	10	.	.	.	10	.	.	.	n.a.
アラブ首長国連邦	△ 1	0	.	△ 0	.	.	.	0	0	.	.	.	n.a.
イラン	.	.	△ 2	△ 1	.	1	0	0	1	.	.	.	n.a.
イスラエル	10	△ 1	4	0	0	2	.	4	7	.	.	.	n.a.
アフリカ	1	63	33	21	16	16	15	14	61	13	13	26	△ 17.7
南アフリカ	.	.	0	.	.	.	.	.	.	.	.	.	n.a.
モリシャス	△ 0	63	32	.	.	.	.	0	0	.	.	.	n.a.
全世界	3,223	△ 6,789	22,181	24,550	3,911	2,873	4,636	420	11,839	335	△ 566	△ 51	n.a.
参考													
ASEAN10	592	1,063	1,263	2,740	192	254	366	163	965	246	143	391	△ 12.3
EU	1,858	△ 4,274	642	2,943	2,746	1,329	3,613	1,519	9,207	3,535	△ 992	2,543	△ 37.6
東欧・ロシア等	.	△ 4	1	5	0	0	.	.	1	.	.	.	n.a.

(出所: JETRO 直接投資統計 (「国際収支状況」(財務省)、「外国為替相場」(日本銀行) などより JETRO 作成)

図表 5-21 日本の業種別対内 FDI 実績 (2005 年～2010 年 6 月)

単位：百万ドル、%

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年				2009年	2010年		2010年 1～6月	伸び率
					1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月		
製造業	△ 2,191	254	1,381	2,261	140	1,245	1,502	604	3,490	3,797	△ 725	3,072	121.9
食料品	△ 211	△ 717	365	△ 86	68	91	171	90	421	148	93	241	51.3
繊維	188	58	109	△ 3	△ 1	△ 3	△ 1	△ 3	△ 8	△ 2	△ 4	△ 6	n.a.
木材・バルブ	△ 22	△ 23	3	△ 5	△ 1	△ 1	1		△ 1		△ 0	△ 0	n.a.
化学・医薬	△ 1,168	1,538	△ 1,010	245	△ 401	433	△ 90	366	307	△ 75	△ 1,840	△ 1,916	n.a.
石油	△ 44	37	935	300	△ 11	22	△ 15	△ 16	△ 19	△ 15	△ 36	△ 51	n.a.
ゴム・皮革	1	35	35	4	2	2	1	1	6	1	1	2	△ 35.4
ガラス・土石	103	193	663	212	18	△ 11	△ 32	△ 65	△ 90	△ 24	△ 7	△ 31	n.a.
鉄・非鉄・金属	△ 34	60	230	124	6	262	9	10	287	168	12	181	△ 32.6
一般機械器具	164	△ 24	△ 22	721	△ 98	70	157	△ 14	115	△ 9	89	80	n.a.
電気機械器具	△ 1,195	32	△ 391	642	420	260	979	47	1,705	866	△ 134	732	7.7
輸送機械器具	32	△ 1,408	331	△ 55	81	167	37	184	469	2,721	1,042	3,763	1416.9
精密機械器具	△ 59	598	20	113	43	△ 1	38	14	94	15	17	32	△ 24.0
非製造業	5,414	△ 7,043	20,800	22,289	3,771	1,628	3,134	△ 184	8,349	△ 3,263	140	△ 3,123	n.a.
農・林業	△ 1	11	41	1	0	△ 1	△ 2	△ 3	△ 5	14	△ 2	12	n.a.
漁・水産業	0	△ 39	△ 33	△ 2	0	1			1	1		1	1.8
鉱業	0	1			△ 1				△ 1				n.a.
建設業	41	37	19	△ 60	20	△ 4	1	△ 1	16	△ 3	0	△ 3	n.a.
運輸業	2,108	28	△ 288	43	8	12	△ 139	29	△ 90	13	18	31	58.5
通信業	912	△ 9,715	△ 633	△ 1,028	125	134	88	272	619	△ 50	273	223	△ 13.7
卸売・小売業	1,157	△ 387	1,660	1,160	442	502	200	△ 87	1,057	△ 169	△ 230	△ 399	n.a.
金融・保険業	645	2,265	17,661	19,823	2,830	793	2,983	△ 1,402	5,205	△ 3,704	△ 160	△ 3,864	n.a.
不動産業	15	72	1,413	581	122	47	△ 89	△ 141	△ 71	△ 48	278	230	36.0
サービス業	178	122	295	473	179	119	67	978	1,343	569	△ 63	505	69.6
合計	3,223	△ 6,789	22,181	24,550	3,911	2,873	4,636	420	11,839	535	△ 586	△ 51	n.a.

(出所: JETRO 直接投資統計 (「国際収支状況」 (財務省)、 「外国為替相場」 (日本銀行) などより JETRO 作成)

図表 5-22 日本の国・地域別対内 FDI 残高の推移

単位：百万ドル

	対内直接投資残高(負債)													
	96年末	97年末	98年末	99年末	00年末	01年末	02年末	03年末	04年末	05年末	06年末	07年末	08年末	09年末
アジア	597	3,309	2,587	3,689	3,936	3,368	3,705	4,904	5,889	6,702	8,247	9,390	16,769	17,336
中国	2	15	83	94	84	73	80	90	90	102	100	125	225	197
アジアNIES	592	3,277	2,422	3,489	3,762	3,305	3,529	4,667	5,658	6,475	8,032	9,149	16,377	16,731
香港	476	1,499	854	1,575	1,756	1,414	1,460	1,793	2,136	2,612	1,928	2,301	3,203	2,656
台湾	60	1,596	1,245	1,490	1,499	1,399	1,379	1,591	1,605	1,391	1,475	1,534	1,892	1,999
韓国	12	56	94	126	107	190	210	244	537	313	423	694	1,235	1,444
シンガポール	45	125	229	298	400	303	480	1,039	1,380	2,159	4,205	4,620	10,047	10,632
ASEAN4	1	2	57	77	65	△ 30	72	119	120	105	107	101	142	367
タイ	0	0	3	15	3	△ 91	17	49	48	42	42	44	61	79
インドネシア	0	1	4	5	4	4	1	7	8	6	8	9	12	12
マレーシア	0	0	11	12	13	20	11	14	15	13	13	1	7	216
フィリピン	-	0	39	44	45	37	42	48	49	44	43	46	61	60
ベトナム	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0	0	0
インド	4	8	8	9	9	8	8	10	10	10	9	13	18	32
北米	15,956	14,372	15,321	19,072	16,238	20,050	38,389	40,222	45,919	47,729	44,273	45,947	75,680	76,184
米国	15,394	13,621	14,653	18,712	14,147	18,465	35,743	36,612	40,872	43,888	41,989	44,795	74,344	75,003
カナダ	562	751	669	360	2,091	1,586	2,647	3,610	5,049	3,841	2,284	1,152	1,336	1,181
中南米	87	175	384	1,258	3,526	1,733	2,408	4,764	3,004	8,218	12,123	15,227	23,576	20,990
メキシコ	-	-	1	1	1	1	3	5	5	4	4	5	6	6
ブラジル	0	0	12	14	12	11	12	14	33	31	30	32	40	32
クイマン諸島	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1,625	1,749	4,186	2,666	5,599	8,400	10,469	17,363	16,965
大洋州	22	109	178	254	544	485	540	618	637	478	492	779	1,075	1,095
オーストラリア	23	92	178	248	540	489	536	612	634	472	485	764	838	853
ニュージーランド	0	17	0	1	2	0	2	3	4	3	3	11	231	230
西欧	8,516	9,018	7,599	21,731	25,946	24,709	33,350	39,273	41,779	38,101	42,367	62,341	86,915	83,883
ドイツ	2,182	2,204	2,022	3,080	4,829	3,896	4,142	4,978	3,915	5,904	4,582	3,811	6,592	7,166
英国	2,452	2,500	1,368	3,161	3,695	2,422	2,695	1,692	2,310	3,033	4,983	5,962	6,750	7,318
フランス	310	289	338	8,643	8,263	7,021	10,348	12,321	13,693	10,777	11,549	12,776	16,233	15,208
オランダ	1,209	1,437	1,385	3,303	5,352	7,331	9,868	13,541	14,210	11,654	12,175	26,025	36,510	36,034
イタリア	1	27	19	13	7	359	425	517	555	559	495	509	719	694
ベルギー、ルクセンブ	162	128	119	13	422	1,102	2,166	2,367	2,264	2,106	3,536	4,214	5,361	5,196
ベルギー	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	177	564	540	613	474	1,901	1,947	1,362	934
ルクセンブルク	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	925	1,602	1,827	1,650	1,632	1,635	2,267	4,000	4,262
スイス	1,278	1,517	1,553	2,281	2,175	1,958	2,778	2,646	3,172	2,264	2,640	3,942	7,150	4,913
スウェーデン	160	210	309	170	430	△ 246	218	463	542	352	742	709	901	731
スペイン	-	1	1	12	19	△ 1	32	54	186	111	195	102	175	168
東欧・ロシア等	1	15	32	46	42	41	46	51	52	47	47	46	63	63
ロシア	1	15	32	46	42	42	45	51	53	46	46	48	61	60
中東	76	84	53	106	91	52	46	6	9	14	14	20	29	51
サウジアラビア	28	32	10	51	44	24	22	2	2	2	2	3	4	13
アラブ首長国連邦	-	0	0	0	0	△ 0	0	1	2	1	1	1	1	1
イラン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0	△ 2	△ 1
アフリカ	4	2	0	4	0	5	1	1	△ 12	1	63	99	275	342
南アフリカ共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
OECD諸国(注5)	24,472	23,501	23,135	41,116	42,779	45,389	72,442	80,291	88,785	86,553	87,463	106,484	160,743	158,446
ASEAN(注6)	45	126	287	376	466	273	552	1,159	1,501	2,264	4,310	4,721	10,193	11,004
EU	7,215	7,444	5,986	19,380	23,708	22,693	30,512	36,548	38,503	35,758	39,625	55,117	75,600	74,832
合計	29,942	27,084	26,156	46,170	50,323	50,446	78,490	89,838	97,305	101,322	107,663	133,888	204,433	199,991

(出所:JETRO 直接投資統計(「国際収支状況」(財務省)、「外国為替相場」(日本銀行)などよりJETRO 作成))

## 6. 投資協定の現状

### 6.1 投資協定の沿革と背景

投資協定 (IIA ; International Investment Agreement) とは、「海外に投資した企業 (投資家) や投資財産の保護と円滑化に加え、投資規制を明確にして予見可能性を向上させることにより、投資する際のリスクを減らすことを目的とした国際約束のこと」(経済産業省) である。

二国間投資協定は、1959 年ドイツとパキスタンの間で締結されたものが最初のものである。当時途上国で外国投資財産を収用・国有化する動きが見られた (1951 年イランによるアングロイラニアン石油会社国有化、1956 年エジプトのスエズ運河国有化等) ため、国有化等による損失から投資家と投資財産を守る必要から二国間投資協定が締結されることとなった。当時は ICSID 条約 (1966 年 10 月発効) も UNCITRAL (1966 年国連総会決議で設置を決定。同仲裁規則は同委員会で 1976 年 4 月に採択) もなかったため国と投資家間の紛争の仲裁等の規定は、これらの制度を利用することにはなっていなかったが、投資協定がカバーする事項は、現在のヨーロッパ諸国の BIT と基本的に変わっていない。

他方、米国は 1970 年半ばから BIT 締結の方針に転じ (以前は通商航海条約の締結を目指した)、80 年代にはいくつかの途上国と BIT を締結した。そして 1992 年 12 月には米、加、墨間で NAFTA が調印された (1994 年 1 月発効)。NAFTA の第 11 章は投資の条項から成り、投資前をもカバーする NT・MFN、パフォーマンス要求禁止、収用と補償、国と投資家間の紛争解決等を規定している。

以後この二つの形態が世界の二国間投資協定のモデルになっており、我が国は今世紀に入ってから基本的には投資保護+投資自由化の米国型を採用している。

多国間での投資協定も過去に何度か作成を試みられたが、分野を特定しない多国間投資協定はいずれも失敗して現在に至っている。1995 年の OECD 閣僚理事会において交渉の開始が決定された多国間投資協定 (MAI ; Multilateral Agreement on Investment) は投資協定としての水準の高さが主な問題とされ、結局各国間の立場の違い、NGO からの批判や途上国の意見が反映されないことに対する批判の高まり等があり、1998 年のフランスの離脱表明を契機にその交渉が失敗に終わっている。

また、WTO においても 1996 年に貿易と投資に関する作業部会 (Working Group on the Relationship Between Trade and Investment) が設置されて交渉が行われたが、この交渉も投資政策の自由度を失うことを危惧する途上国の反対とアメリカの消極姿勢のため結局投資ルールの設定はドーハ開発アジェンダの交渉項目から落とされ失敗に終わっている。現在では多国間投資協定としては、第 7 章で後述する 1994 年に調印、1998 年に発効した「エネルギー憲章条約」と WTO の付属協定である貿易関連投資措置 (TRIMs ; Trade - Related Investments Measures) とサービスの貿易に関する一般協定 (GATS ; General Agreement on Trade in Services) があるのみである。多数の国々の利害が錯綜する多数国間投資協定

は、当面実現不可能であると思われる。

なお、BITの説明を以下に示す（外務省ホームページ（平成21年度11月）から）。

海外投資に関する規制をできる限りなくし、投資を自由に行える環境を整え、投資家および投資財産を保護するという日本と外国の約束が「二国間投資協定（BIT）」です。

最近世界で締結されているFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）も、投資を扱う章（投資章。実質的にBITと同様の内容。）を含むものが多くあります。

現代のビジネスにおいては、多くの企業が世界的にその活動範囲を広げています。今や海外投資は、モノやサービスの貿易と並んで、国際企業活動に欠かせない柱なのです。

ところが、貿易に関しては世界貿易機関（WTO）で多国間の包括的なルールが決められています。投資に関してはこのようなルールは存在しません。このため、多数の国の間で適用する投資ルールができあがるまでは、二国間や複数国の間で協定を結び、投資をしやすい環境を創り出す努力をしています。

世界で締結された二国間投資協定（BIT）の数は、1990年代から急増し、国連貿易開発会議（UNCTAD）の報告では、約2,700件（2008年末現在）とされています。

これまでに、米国は約40件、また、ドイツ、英国、フランスなどはそれぞれ約100件の投資協定を締結しています。世界的な海外投資の伸びに合わせ、各国とも当面は投資協定の活用を進めていくと思われます。

二国間投資協定（BIT）において、外国における投資に関する規制を削減し外国政府による不当な措置による投資環境の悪化に対応するためのルールを定めることができれば、日本企業が安心して海外に進出（投資）できるための環境整備が促進されることになると考えられます。

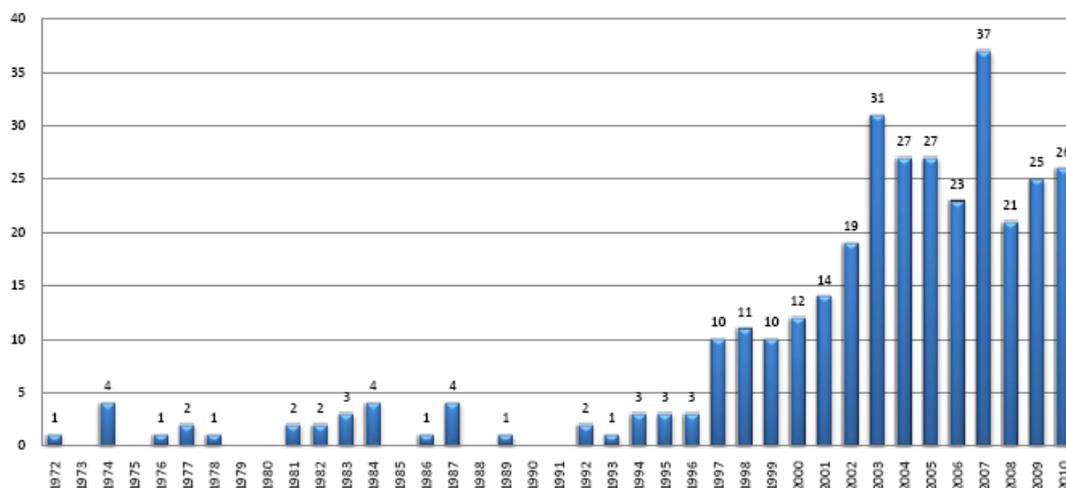
その結果、ビジネスチャンスも増え、日本企業の活躍の場が世界的に広がってくるとともに、日本企業による投資を受け入れる投資協定締結相手国でも、日本の技術やノウハウが新しく入ってきたり、雇用が増えたりする効果により経済が活性化し、日本と相手国の経済関係の安定的な成長と発展にもつながります。

投資協定は、元々企業の投資財産を相手国政府の投資協定違反行為から守るために国家間で取決めるものである。企業が外国政府から不当な扱いを受けた場合、相手国政府を訴えようにも実効的な裁判手続が整備されていない、あるいは必ずしも公平性が保たれていない相手国裁判所で訴えても勝ち目がないといった事情から投資関連紛争を客観的で中立的な国際仲裁に付託できるようにしようとしたのが、投資協定のそもそもの始まりである。

投資協定仲裁規定は1960年代の投資協定から入っていたが、投資協定に基づく仲裁付託は1987年からで、以前の仲裁は投資家対国家間の投資契約に基づくもの。ICSID条約が発効したのが1966年、そのAdditional Facilityが創設されたのが1978年、UNCITRALの仲裁ルールが採択されたのは1976年（最近の改定は2010年）であったが、投資協定に基づく仲裁件数が増えたのは1990年代の後半からである。これを仲裁付託の60%以上を占

める ICSID の統計でみると下表の通りである。

図表 6-1 ICSID 条約および ICSID Additional Facility ルールに基づく和解・仲裁登録件数



(注) 2010 年末の累計は 331 件 (ICSID 仲裁 296、A. F. ルール仲裁 29、同和解 6)

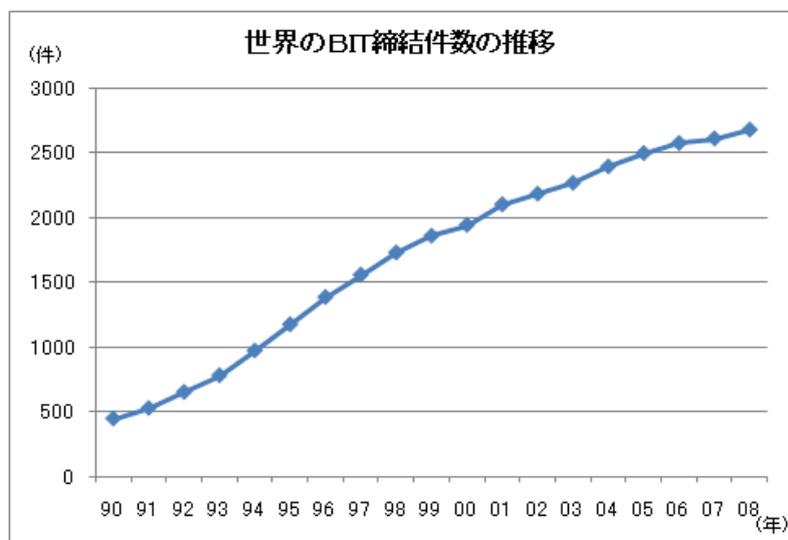
(出所: ICSID, The ICSID Caseload-Statistics (Issue 2011-1))

この投資紛争の仲裁付託増加のきっかけになったのは、カナダで事業活動を行っていた米国エチル社がカナダの環境規制強化により操業停止に追い込まれたため、NAFTA の規定に基づきカナダ政府の損害賠償を求めた事件である。紛争途中で加政府が和解金を支払ったため仲裁判断にまで至らなかったものの、政府の環境規制と民間企業の投資保護の関係が争われ、NGO 等により国際的な非難の声が上がり、MAI 交渉挫折にも影響したが、一方このような事件も投資協定に基づき仲裁付託に持込むことが可能だということに気づかせる効果のあった案件でもあったと言われる。

その後仲裁付託案件数の増加により国際仲裁判断の判例も蓄積されてくるにつれ、投資協定上、所有権剥奪を伴う収用・国有化だけでなく間接受用、公正衡平待遇、アンブレラ条項等の重要条項の意味合いや重要性も認識されるようになり、投資協定の活用方法も見えてくる効果が出てきている。

海外直接投資とそれに関連した紛争事案の増大に伴い、世界で締結された BIT の数は、1990 年代から急増し、国連貿易開発会議 (UNCTAD) の報告では、2,765 件 (2010 年 5 月現在) とされている。2008 年までの推移は図表 6-2 の通り。国別の BIT 締結状況は次節で述べる。

図表 6-2 世界の BIT 締結件数の推移



(出所:外務省ホームページ (平成 21 年 11 月))

## 6.2 世界における投資協定の締結状況と日本の現況

上記のように世界の BIT 締結件数は伸び続けているが、主要国の BIT 署名状況は、以下の表の通りとなっている。

図表 6-3 主要国の BIT 署名数 (10 年 6 月 1 日現在)

国名	署名数	最初の BIT 署名
ドイツ	135	59 年 パキスタン
中国	125	82 年 スウェーデン
スイス	117	61 年 12 月 チュニジア
イギリス	104	75 年 6 月 エジプト
フランス	101	60 年 8 月 チャド
イタリア	94	64 年 2 月 ギニア
韓国	87	64 年 2 月 ドイツ
インド	77	94 年 3 月 イギリス
ロシア	65	89 年 2 月 フィンランド
アメリカ	47	82 年 10 月 パナマ
日本 (注 1)	15	77 年 1 月 エジプト
ブラジル	14	94 年 2 月 ポルトガル

(注) 1. 日本は、経済連携協定 (EPA) の投資章 9 件を含むと 24 件となる。

2. スイス以下の最初の BIT は現行協定中で一番古いものを示す。

(出所:UNCTAD 公表データにより日本プラント協会作成)

ドイツは10年6月現在、135のBITに署名済み（内12件は未発効）であり、BIT署名数では最多の国である。59年にパキスタンとの間で署名したBITが最初のケースであり、古くからBIT締結に取り組んできた様子が窺える。フランスやイタリア、韓国も60年代には既にBITを調印している。

欧州連合（EU）は、リスボン条約発効（2009年12月）に伴い投資協定調印の権限を持った。個別のBIT締結からEU全体としての協定締結を目指すことになるが、加盟国の権限との関係でどのような協定になるのか注目される。現在、EU加盟国が結んだBITは約1,200と世界のBIT全体の半分弱を占める。

ブラジルは14件のBITに署名済みであるものの、いずれも議会の承認が得られておらず発効に至っていない。その背景には、契約当事者である外国人は契約当事国の国内法に基づく紛争解決に服さねばならないという「カルボ原則」と投資協定との矛盾があると考えられる。

日本のBIT等の締結状況は、当初多国間での枠組みを志向した経緯もあり、以下に示す通り2011年1月現在で15件と先に示した主要国の締結数と比べると少数に留まっている。

図表6-4 日本のBITの締結状況

- |  |
|--|
| (a) 従来タイプの協定（投資の保護を内容とする「投資保護協定」）          |
| 1) エジプト（1977年1月28日署名、1978年1月14日発効）         |
| 2) スリランカ（1982年3月1日署名、1982年8月7日発効）          |
| 3) 中国（1988年8月27日署名、1989年5月14日発効）           |
| 4) トルコ（1992年2月12日署名、1993年3月12日発効）          |
| 5) 香港（1997年5月15日署名、1997年6月18日発効）           |
| 6) パキスタン（1998年3月10日署名、2002年5月29日発効）        |
| 7) バングラデシュ（1998年11月10日署名、1999年8月25日発効）     |
| 8) ロシア（1998年11月13日署名、2000年5月27日発効）         |
| 9) モンゴル（2001年2月15日署名、2002年3月24日発効）         |
| (b) 新しいタイプの協定（投資の保護に加え、投資の自由化及び促進を内容とした協定） |
| 10) 韓国（2002年3月22日署名、2003年1月1日発効）           |
| 11) ベトナム（2003年11月14日署名、2004年12月19日発効）      |
| 12) カンボジア（2007年6月14日署名、2008年7月31日発効）       |
| 13) ラオス（2008年1月16日署名、2008年8月3日発効）          |
| 14) ウズベキスタン（2008年8月15日署名、2009年9月24日発効）     |
| 15) ペルー（2008年11月21日署名、2009年12月10日発効）       |

(注) ベトナムとのBITはEPA（2008年12月25日署名、2009年10月1日発効）の投資章に統合された。

(出所:外務省ホームページ)

また、サウジアラビア、クウェート、コロンビアとは既に実質合意に至っており、更に日中韓、カザフスタン、アンゴラ、パプアニューギニアとも交渉中である。カタール、アルジェリアとは交渉準備中である。

経済連携協定の投資章で投資協定と同等の内容をカバーしているものは以下の通り。

図表 6-5 日本の投資章を含む EPA 締結状況

- |  |
|--|
| 1) シンガポール (2002 年 1 月 13 日署名、2002 年 11 月 30 日発効) |
| 2) メキシコ (2004 年 9 月 17 日署名、2005 年 4 月 1 日発効)     |
| 3) マレーシア (2005 年 12 月 13 日署名、2006 年 7 月 13 日発効)  |
| 4) フィリピン (2006 年 9 月 9 日署名、2008 年 12 月 11 日発効)   |
| 5) チリ (2007 年 3 月 27 日署名、2007 年 9 月 3 日発効)       |
| 6) タイ (2007 年 4 月 3 日署名、2007 年 11 月 1 日発効)       |
| 7) ブルネイ (2007 年 6 月 18 日署名、2008 年 7 月 31 日発効)    |
| 8) インドネシア (2007 年 8 月 20 日署名、2008 年 7 月 1 日発効)   |
| 9) スイス (2009 年 2 月 19 日署名、2009 年 9 月 1 日発効)      |
| 10) インド (2011 年 2 月 16 日署名、未発効)                  |

(注) ベトナムとの BIT を統合した EPA は図表 6-4 に掲載

(出所: 外務省ホームページ)

15 件の BIT に、これら 10 件の EPA の投資章を加えて 25 か国と投資協定を締結しているが、BIT 15 件の内の 9 件は投資の自由化部分を含まない保護協定に留まっており、より水準の高い自由化協定への改訂が望まれる。特に中国については、現在日中韓の三国間投資協定が交渉中であるが、我が国企業にとって非常に重要な投資先国であり、早期の締結が期待されている。

こうした我が国の締結状況に加え、資源・エネルギーを巡る国際競争の激化や投資先の多様化といった国際環境の変化をも踏まえ、政府としても締結に積極的に取り組む姿勢を示している。

交渉の優先順位について、「二国間投資協定 (BIT) の戦略的活用について」(2008 年 6 月外務省公表)によると、戦略的な観点から以下の要素を総合的に勘案するとしている。

- (1) 我が国からの投資実績と投資拡大の見通し
- (2) 投資環境整備の必要性と我が国産業界の要望
- (3) エネルギー・鉱物資源供給元としての重要性
- (4) 相手国政府の統治能力 (ガバナンス)、政情の安定性
- (5) 政治的・外交的意義

さらに、「投資協定の概要と日本の取組み」（平成 23 年 1 月経済産業省）によると、上記基準を具体的に検討した場合、投資環境の不安があることに加え、次の条件に当てはまる国が対象になりうるという。

- (1) 日本からの一定の投資ストックが存在、または今後の成長・潜在的投資が見込まれる国
- (2) 中東やアフリカなどの石油・天然ガス、レアメタルなどを産出する資源国
- (3) 南米、アフリカなどの地域進出の拠点となる国

「また、相手国からの要請や産業界からの要望なども踏まえて検討する」（経済産業省）とのこと。当協会が 2010 年 9 月から 10 月にかけて実施した会員企業を対象としたアンケートによれば、インド（EPA で実質合意済み）や中東諸国（GCC）に加え、上記条件に合致しそうなアンゴラや南ア、モザンビーク、ガーナといったアフリカ諸国、パプアニューギニアなどに対する締結要望が挙げられている。

## 7. 投資協定の意義と内容

### 7.1 投資協定締結の意義

投資協定とは、海外に投資した企業等（投資家）やその投資財産の保護、さらには投資の円滑化、規制の透明性向上により、投資リスクを減らすための国際約束のことであり、その特徴として、投資家（企業）とその投資財産に対する収用や差別的待遇を禁止すること、投資家は、国際仲裁手続の下で、直接、投資先の政府を訴えることができる等といったことがある。

海外で事業を行おうとする企業が直面する問題としては、以下のようなものが挙げられる。

➤ 投資前（事業開始）の問題

投資関連情報の不足、外資参入規制、法人設立や業務免許の許可の遅延

➤ 投資後（現地での事業運営）

外国政府等の契約不履行、優遇策の縮小・廃止、資金移転（送金）の制限、知的財産権侵害、投資財産の収用、事業活動に対する条件付け

➤ 事業の縮小・撤退

撤退規制

投資協定は、こういった諸問題から企業を守り、良好な投資環境を確保し、ひいては投資促進を狙うものである。

投資協定における投資保護とは、他の当事国投資家財産の収用に際しての補償義務（収用補償義務）や、外国への送金制限の禁止義務、公正衡平待遇義務、アンブレラ条項などが代表的なものである。

投資自由化とは、国境を越える資本移動について、国境の障壁をなくす、または軽減させることであり、この義務によって資本移動について全当事国の市場を一体化させる効果が生まれる。具体的には、投資参入に際して内国民同様の制限（業種の制限や出資比率規制等）のない扱い（投資前の内国民待遇や最恵国待遇）や、外資について種々の制限（例えば、輸出義務、技術移転要求）を課すことの禁止（パフォーマンス要求の禁止）などが代表的なものである。

投資円滑化とは、投資家に投資先の法令等を周知させる義務（透明性義務）を指す。投資家の入国申請への配慮や関連法令制定・改正に際してのパブリック・コメント努力義務、汚職防止努力義務もこれに含まれる。

当初欧州諸国の投資協定では、主に投資保護に重点が置かれていたが、主に 1990 年代以降米国主導の協定では投資自由化および投資円滑化、特に投資自由化が重視されるようになってきた。最近の日本が締結した投資協定には基本的に投資自由化条項が含まれている。

投資協定には、通常国家間の紛争処理手続とともに投資家対国家の紛争処理手続が設けられている。EPA やエネルギー憲章条約でも、全般をカバーする国家対国家の紛争処理手続とともに、投資協定に対応する部分に限って、投資家対国家の紛争処理手続、すなわち投資協定仲裁が設けられている。この投資協定仲裁が投資協定の特徴のひとつであり、投資協定

を締結する意義のひとつである。

## 7.2 投資協定の形態

### 7.2.1 二国間投資協定 (BIT) および EPA/FTA (注) 中の投資章

(注) 我が国は GCC との FTA を交渉中。投資に関しては投資前の NT のみを規定する「投資設立章」を設けようとしている。他方、GCC メンバー国のサウジ、クウェートとは投資保護を含めた BIT の実質合意を見ており、カタールとも交渉準備中である。

二国間投資協定は、1959 年ドイツとパキスタンの間で締結されたものが最初のものである。以後、ヨーロッパ諸国は基本的に投資保護を目的とする BIT を踏襲している。

他方、米、加、墨間で調印された NAFTA (1994 年 1 月発効) の第 11 章 (投資章) では、投資の保護に加え、投資前をもカバーする NT・MFN、パフォーマンス要求禁止等の投資の自由化が加えられ、以後も米・加では「投資の自由化」を重視している。

現在世界の BIT (および FTA/EPA 中の投資章) は大きく以上の 2 つの形態に分けられる。前者 (ドイツモデル) では NT・MFN は投資後の扱いに限定され、投資の保護に重点が置かれているのに対し、後者は、投資の保護と共に、投資前の NT・MFN やパフォーマンス要求禁止等投資の自由化を重視する。前者はヨーロッパ諸国 (中国も基本的にこのタイプ) が、後者は米加および今世紀に入ってから我が国が採用している形態である。ただし、我が国はこれからアフリカ、南米、中東等の諸国に投資協定交渉の輪を広げてゆくについては、相手国の事情に応じて柔軟に対処することであろう。これから交渉開始する相手国は、欧州諸国や中国と既に協定を締結しているところが多く、「投資の自由化」を包含する協定に馴染んでおらず、当面早期の協定合意を優先して最低限投資の保護を確保し、将来時間をかけて投資の自由化規定も入れる交渉をすることもあって良いのではなかろうか。

BIT の 2 つのタイプの違いを、独・米両国がそれぞれ BIT 交渉に使用する「2008 年ドイツモデル協定」(German Model Treaty-2008) と「2004 年米国モデル BIT」(2004 US Model BIT) を比較することによって見てみよう。

- ① 前者が前文とわずか 13 条から成るシンプルな (全体で 14 ページ) モデルであるのに対し後者は前文+37 条+A~D の 4 つの付属書から成る長文の (40 ページ) モデルである。前者が基本事項を規定しているのに対し、後者が具体的に事細かに規定している (英米法の契約) ことに加え、投資の自由化規定等前者にない規定が含まれていることによる。
- ② 最も大きな違いは NT・MFN を、米国が投資参入後の管理・運営等に加え投資財産の「設立、取得、拡張(the establishment, acquisition, expansion)」という参入に関連して与えることにしているのに対し、ドイツのモデルでは、まず各国は「投資を自国の法律に従って認め(admit such investment in accordance with its

legislation)」(受入国の主権の行使)、一旦認めた投資に関しては「投資家が所有しまたは支配する投資財産(investments owned or controlled by investors)」に対して「十全の保護と公正衡平な取扱い」と NT・MFN を与えることになっている点である。

- ③ パフォーマンス要求禁止条項が米国モデルにあり、ドイツモデルにない。もともと、WTO 加盟国である限り TRIMs に従う義務はある。
- ④ 米国モデルにある不適合措置のネガティブ・リスト掲載 (NT、MFN および PR 禁止の例外事項) については、ドイツモデルにない。
- ⑤ この他米国モデルで規定している必要な情報公開等の透明性、環境・労働関係法規等の遵守、安全保障上の義務履行のための措置の許容、金融秩序維持等のための例外措置等はドイツモデルにない。
- ⑥ 紛争解決条項はドイツモデルでは一つの条に纏められているが、米国モデルでは、別の章建てで (Section C) 第 23~36 条にわたり詳細な規定がある。話し合い・調停—仲裁—裁定—執行による解決方法の基本は変わらない。

図表 7-1 Treaty between the Federal Republic of Germany and \_\_\_\_\_ concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investments

Article 1: Definitions (定義)
Article 2: Admission and protection of investments (認可及び投資財産の保護)
Article 3: National and most-favoured-nation treatment (内国民および最恵国待遇)
Article 4: Compensation in case of expropriation (収用の場合の補償)
Article 5: Free transfer (自由な移転)
Article 6: Subrogation (代位)
Article 7: Other provisions (他の規定の取扱い)
Article 8: Scope of application (適用の範囲)
Article 9: Settlement of disputes between the Contracting States (締約国間の紛争解決)
Article 10: Settlement of disputes between a Contracting States and an investor of the other Contracting States (締約国と他の締約国の投資家との紛争解決)
Article 11: Relations between the Contracting States (締約国間の外交関係)
Article 12: Registration clause (協定の登録)
Article 13: Entry into force, duration and notice of termination (発効、期間および終了通知)

(注) 邦訳は日本プラント協会による仮訳

(出所: UNCTAD Investment Instruments Online)

図表 7-2 TREATY BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA  
AND THE GOVERNMENT OF [Country] CONCERNING THE ENCOURAGEMENT  
AND RECIPROCAL PROTECTION OF INVESTMENT

**SECTION A**

- Article 1: Definitions (定義)  
Article 2: Scope and Coverage (適用範囲)  
Article 3: National Treatment (内国民待遇)  
Article 4: Most-Favored-Nation Treatment (最恵国待遇)  
Article 5: Minimum Standard of Treatment (待遇に関する最低限度の基準)  
Article 6: Expropriation and Compensation (収用と補償)  
Article 7: Transfers (資金の移転)  
Article 8: Performance Requirements (特定措置の履行要求)  
Article 9: Senior Management and Boards of Directors (経営幹部および取締役会)  
Article 10: Publication of Laws and Decisions Respecting Investment (投資についての  
法と決定の公表)  
Article 11: Transparency (透明性)  
Article 12: Investment and Environment (投資と環境)  
Article 13: Investment and Labor (投資と労働)  
Article 14: Non-Conforming Measures (不適合措置)  
Article 15: Special Formalities and Information Requirements (特別な手続きおよび情  
報の要求)  
Article 16: Non-Derogation (非逸脱)  
Article 17: Denial of Benefits (利益の否認)  
Article 18: Essential Security (不可欠の安全保障)  
Article 19: Disclosure of Information (情報開示)  
Article 20: Financial Services (財政的サービス)  
Article 21: Taxation (租税)  
Article 22: Entry into Force, Duration, and Termination (発効、期間および満了)

**SECTION B**

- Article 23: Consultation and Negotiation (協議と交渉)  
Article 24: Submission of a Claim to Arbitration (請求の仲裁付託)  
Article 25: Consent of Each Party to Arbitration (仲裁の合意)  
Article 26: Conditions and Limitations on Consent of Each Party (合意の条件と制限)  
Article 27: Selection of Arbitrators (仲裁人の選定)  
Article 28: Conduct of the Arbitration (仲裁の実施)  
Article 29: Transparency of Arbitral Proceedings (仲裁審理の透明性)

Article 30: Governing Law (準拠法)
Article 31: Interpretation of Annexes (付属文書の解釈)
Article 32: Expert Reports (専門家報告)
Article 33: Consolidation (合同)
Article 34: Awards (裁定)
Article 35: Annexes and Footnotes (付属文書及び脚注)
Article 36: Service of Documents (文書の提供)
<b>SECTION C</b>
Article 37: State-State Dispute Settlement (国家間の紛争解決)
Annex A
Customary International Law (慣習国際法)
Annex B
Expropriation (収用)
Annex C
Service of Documents on a Party (締約国への文書の提出先)
Annex D
Possibility of a Bilateral Appellate Mechanism (二国間上訴メカニズムの可能性)

(注) 邦訳は日本プラント協会による仮訳

(出所: アメリカ国務省 (Department of State) ウェブサイト (<http://www.state.gov/e/eeb/ifd/bit/>))

2009年12月にリスボン条約 (EU条約とEC設立条約を修正する条約) が発効したことに伴い、EU運営条約 (Treaty on the Functioning of the EU) でEUが排他的権限を有する共通通商政策の中にFDIが含まれたことにより、これまで各国が締結してきた投資協定は今後はEUの権限になった。我が国がEUと投資協定の交渉を行うこととした場合、EU+加盟国との交渉になるとすれば (注)、加盟各国間の利害が一本化される必要があるが、はたしてそれが簡単にできるのか疑問もある。また調印できたとして、実際に投資が行われる国とEUとの関係はどうなるのか、紛争処理は誰が処理し、仲裁はどうなるのか (EUはICSIDの加盟国でないのでICSIDの仲裁は使えない)、誰が補償の負担を負うのか、といった問題がありそうである。

(注) 混合協定 (EU自身+EU構成国が当事者になる協定) を締結する必要があるといわれる。(濱本正太郎 (京大教授) 「投資協定に関する欧州連合と構成国との権限配分」 (平成21年度「投資協定仲裁研究会」報告書、2010年3月所収))

また、EUのBITの内容のあり方に関しても現在検討が進められており、従来のドイツモデルとどのように異なるものになるのか注目される。(注)

(注) 例えば、Kader Arif (Committee on International Trade), Draft Report (Motion for a European Parliament Resolution) on the future European international Policy (2010/2203(IND))は、次のような提案を行っている。

- ① BITの対象はFDIに限定(ポートフォリオ投資は対象外)
- ② 投資の保護に第一の優先度を置くべき。センシティブなセクターの排除や途上国との非対称性を考慮しつつ、相互性を保証すべき。
- ③ 新興国等の台頭等により投資家は先進国だけではなくなった環境の変化を踏まえて、EU側でも公的介入の領域を守ることが必要(環境保護、公衆の健康、労働者・消費者の権利、産業政策、文化の多様性等を規制する権限を規定する条項の挿入)。保護の基準の明確化が重要(NT・MFN、公正・衡平な取扱い、収用からの保護等。なお、投資家と国の間の私法契約をBITに取り込むいわゆるアンブレラ条項は排除すべき。)また、国家防衛、教育、文化等の分野をBITの対象外にすること。さらに途上国に対しては開発のために保護したい分野に自由化を押しつけるべきではない。
- ④ 社会・環境に関する基準の挿入
- ⑤ 紛争解決メカニズムの改善(当事者のアピール、国際仲裁前の国内の救済制度の利用義務、法廷助言書の活用、単一仲裁地の選択等)
- ⑥ 優先的交渉相手先:カナダ、インド、MERCOSUR、ロシア、シンガポール。  
なお、欧州委員会はEUの基準モデルBITは持たないと言っている。

### 7.2.2 多国間投資協定

地域的な多国間投資協定の代表的なものとしては米、加、墨のNAFTA(投資章)がある。ASEAN10か国もACIA(ASEAN包括的投資協定)を2009年2月に調印しているが、タイとインドネシアの批准未済の状態にある。

世界に跨る投資協定については、OECDにおいて1995～1998年MAI(Multilateral Agreement on Investment)の交渉が行われたが1998年に決裂し、WTOにおいても1997～2001年および2002年からの「貿易と投資作業部会」での議論にもかかわらず、2003年の第5回閣僚会議(カンクン)で交渉へ向けた合意が達成されずに終わった。環境規制等の国家規制権限が侵害されるといったNGOや加盟国の懸念から共に行き詰まり交渉はその後行われていない。現時点でかかる協定が合意される見通しはなく、各国は二国間協定または地域限定的多国間協定に注力している。

以下では部分的な分野の多国間協定について述べる。

### 7.2.3 貿易関連投資措置(Trade-Related Investments Measures (TRIMs))

ローカルコンテンツ要求や輸出入均衡の要求(パフォーマンス・リクワイアメント)等の

貿易に関連する投資措置（TRIMs）は短期的にはその国の産業保護・育成や外貨流出防止の観点から一定の効果が認められるかもしれないが、長期的には貿易歪曲効果をもたらし、自由な投資活動を阻害するものとして、GATTでも禁止されていた。ウルグアイ・ラウンドでは「TRIMs協定」が合意され、1995年に発効したWTO設立協定（マラケシュ協定）に付属書1A（F）として組み込まれている。その第2条において「1994年GATT」（マラケシュ協定付属書1A(A)）の第3条の内国民待遇についての義務（輸入品を課税・規制等で国内品と差別的に扱うことの禁止）および第11条の輸出入数量制限の一般的廃止義務に反するTRIMsをとってはならないと規定し、かかるTRIMsの例示として投資進出企業に対するローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制、輸出制限といった措置が付属の例示表に示されている（図表7-3）。

図表 7-3 明示的に禁止された TRIMs の事例

①ローカルコンテンツ要求	進出企業に対して、国内製品の購入・使用を要求する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（GATT第3条4項違反）
②輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸入品の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。（GATT第3条第4項違反） 進出企業に対して、国内生産に使用される製品の輸入を、一般的に又は自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
③為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される製品（部品等）の輸入を制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
④輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（GATT第11条第1項違反）

（出所：経済産業省通商政策局編「2010年版 不公正貿易報告書」）

これらの禁止に適合しないTRIMsは通報により先進国で2年、途上国で5年、後発途上国で7年の経過期間が設けられ廃止時期の延長が認められていたが、いくつかの国については経過期間の再延長が認められた後、パキスタン等一部の例外を除いてほとんどの国において最終的には撤廃された。

（注）「2010年版不公正貿易報告書」にインドの自動車産業におけるTRIMs撤廃例が紹介されている。1997年12月に発表された新自動車政策により（それ以前にも行政指導で同様のローカルコンテンツ要求や輸出入均衡要求があった）3年以内に50%、5年以内に70%の国内部品調達率達成義務が課され、自動車・同部品の輸出義務が操業3年目から課され、4年目からその輸出義務達成に応じて輸入部品輸入が規制（輸出入均衡要求）されていた。これに対して、EU、米国、韓国および日本が参加するWTOパネル等でTRIMs協定違反との判断が出され、最終的にはインド政府は上記自動車政策を撤廃した。

#### 7.2.4 サービスの貿易に関する一般協定(GATS)

GATS (General Agreement on Trade of Services) は WTO 協定の付属書 1 B として組み込まれている。「政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるサービス」(WTO 事務局分類では 155 業種のサービス (注)) の貿易は、GATS において①越境取引、②国外消費、③商業拠点を通ずるサービス提供および④人が国を移動して行うサービスの 4 形態 (モード) に分類されているが、このうちの第 3 モードすなわち商業拠点 (commercial presence、設立・取得された法人および設置された支店・事務所) を通して行われるサービスの提供は、サービス分野における海外投資拠点の活動そのものである。

(注) 大分類では実務、通信、建設・エンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康関連・社会事業、観光・旅行関連、娯楽・文化・スポーツ、運送、その他の各サービス

まず、全てのサービス分野に関して守るべき義務として最恵国待遇があるが、最恵国待遇は域内サービス貿易自由化協定に加盟している場合、特定国との間で相互主義に基づき認められている措置等の事情によって横並びで供与できない措置もあるところから一定の最恵国待遇義務の除外を認めることとされた (免除分野登録によるネガティブ・リスト方式)。これらの適用除外措置はウルグアイ・ラウンド後の自由化交渉の対象となり、5 年以内に理事会で検討され、原則として 10 年を超えて存続できないことになっている。

内国民待遇および市場アクセスに関しては、各国が自由化の約束を行う分野と自由化の内容を 4 つのサービス貿易のモードと 155 業種のマトリックスに従って約束表に記載し (何らかの自由化を行う分野のみを記載するポジティブ・リスト方式)、その拡充は、その後の自由化交渉により漸進的に行うことになる。市場アクセスおよび内国民待遇以外の自由化措置については「追加的約束」の欄に記載することができる。

具体的には、市場アクセス (パフォーマンス・リクワイアメント) については、政府が取るべきでない 6 つの措置の類型が限定列挙されている (GATS 第 16 条) が、加盟国はこれらに関して措置を取らない約束をするか、全面的あるいは部分的に留保するかを約束表に明記することになる。(図表 7-4) 内国民待遇についても、各国はそれぞれの分野ごとにその義務を受け入れるかどうかを決めることができ、受け入れる場合にも一定の留保を行うことができる (留保事項は約束表に掲載)。なお、最恵国待遇、市場アクセスおよび内国民待遇は政府調達サービスには適用されない (第 13 条)。

特定の約束を行った分野について、資格要件、資格審査手続き、技術基準、免許要件に関する措置 (国内規制) が障害とならないよう必要な規律を作成することも規定された。

図表 7-4 サービス貿易に関する市場アクセス規制禁止措置

GATS 第 16 条 政府が採るべきでない措置の類型	
①サービスの供給者の数に関する制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済需要に基づいた新規レストラン開店への免許制度</li> <li>・開業医の年間開業数制限</li> <li>・職業安定所サービスの独占</li> <li>・実質参入が不可能な形でのサービス提供者への国籍要件</li> </ul>
②サービスの取引総額又は資産総額に関する制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国銀行支店に対する資産制限</li> </ul>
③サービスの総算出量に関する制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国映画の放映時間制限</li> </ul>
④サービス提供者の雇用者数の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人労働者の雇用者総数制限</li> </ul>
⑤企業形態制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理店を除いた商業拠点設置義務</li> <li>・外国企業に対する支店設置要件</li> <li>・特定のサービスにおけるパートナーシップ要件</li> </ul>
⑥外資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業拠点設置における外資出資比率制限</li> </ul>

(出所: 経済産業省通商政策局編「2010年版 不公正貿易報告書」)

ウルグアイ・ラウンド交渉時に各国間の合意が成立せず、継続交渉となった海運、金融、基本電気通信の3分野については、その後の継続交渉の結果、図表7-5の通りとなっている。金融および基本電気通信については最恵国待遇ベースの合意が達成されている。「人の移動」に関しては、FDIの観点からは親企業と投資先国内の子会社間の要人の入・出国規制の自由化が重要であるが、「人の移動」を一括して第4モードとして途上国側の求める外国人労働者の受入れ拡大要求と併せて交渉することとなり、ウルグアイ・ラウンドの終了までに合意できず継続交渉となったもの。その結果1995年7月に「人の移動に関する付属書」が採択され、加盟国の雇用市場に進出を求める自然人に影響を及ぼす措置および永続的な市民権、居住または雇用に関する措置は対象外とし、サービスを提供する自然人の移動をどの程度認めるかは各国が約束表の中で記載することとなった(例えば企業の役員・管理者としての企業内転勤は5年上限、業務連絡のための短期滞在は90日以内、弁護士等専門的サービス提供のための転勤は5年上限等)。また出入国管理措置を加盟国の権利として認めている。海運は今後の交渉にゆだねられている。

なお、投資保護の観点から重要な特定の約束に関連する経常取引のための国際的支払・送金の制限は、国際収支を擁護する場合を除き、適用してはならない(GATS第11条)。

図表 7-5 継続交渉分野の取り扱い

	金 融	基本電気通信	海 運	人の移動
現状	1997年12月13日に交渉 交渉終結 (1999年3月1日発効)	1997年2月15日に交渉 交渉終結 (1998年2月5日発効)	1996年6月交渉中断を 決定2000年サービス 交渉とともに交渉再開 (交渉終結まで現在の 規制水準維持)	1995年7月28日に交渉 交渉終結 (1996年1月30日発効)

(出所:経済産業省通商政策局編「2010年版 不公正貿易報告書」)

### 7.2.5 エネルギー憲章条約

1991年、旧ソ連、東欧を含む欧州諸国、米、加、豪および日本が、ハーグで旧ソ連および東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進ならびに企業活動(貿易および投資)を全世界的に促進すること等を宣言する「欧州エネルギー憲章」を作成した。

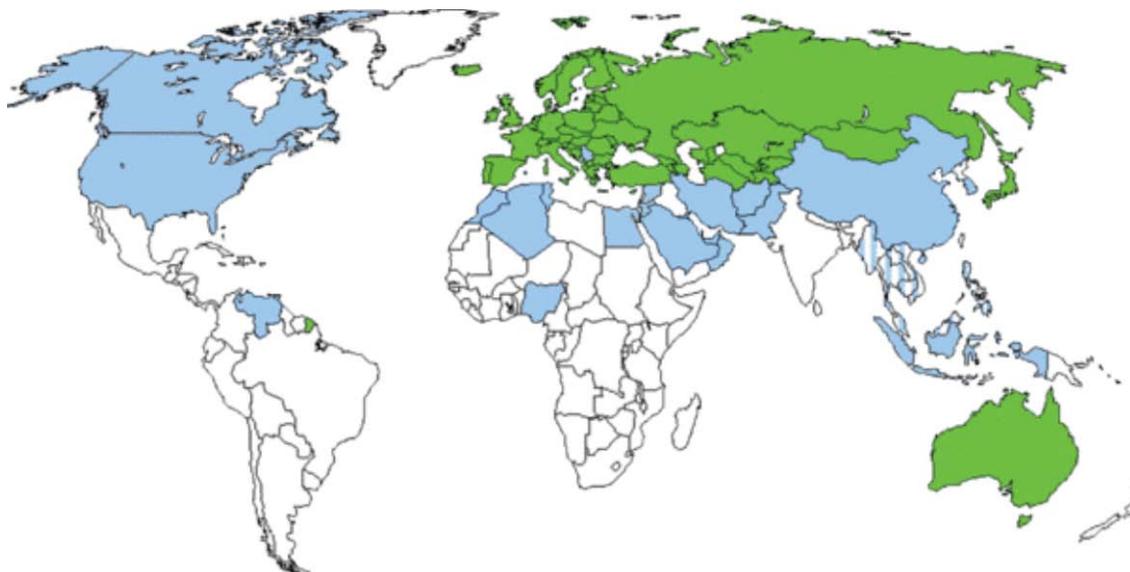
本憲章の内容を実施するための法的枠組として1994年12月、「エネルギー憲章に関する条約」(The Energy Charter Treaty; ECT)が作成された。本条約は1994年にサインされ、1998年4月16日に発効し、2011年2月現在、旧ソ連、東欧およびEU諸国等47か国ならびに2国際機関(欧州共同体および欧州原子力共同体)が条約に加盟している(図表7-6参照)。我が国の参加は、1995年6月に同条約に署名、2002年7月に国会承認を経て、同年10月に発効している。

ロシアは署名しているものの批准していない。ロシアからのエネルギーの安定供給を期待する欧州の説得にも関わらず、ロシアは2009年8月に批准しないことを決定した。本憲章では国内市場の開放や、3か国以上にまたがるパイプラインの開放義務等を規定しており、ロシアが憲章を批准すれば、ロシアの国営企業ガスピロムが持つパイプライン網を他の生産者に開放する義務が生じ、エネルギーを政治的武器として使用することが難しくなるためと言われている。

本条約は、主として、エネルギー原料・製品の貿易および通過の自由化ならびにエネルギー分野における投資の自由化・保護等について規定している。大きく通商分野、投資分野、その他分野に分かれており、その内投資分野においては、エネルギー分野における投資の自由化および保護に関し、一般的な二国間の投資保護協定と類似の内容(締約国が外国投資家の投資財産に対してNTまたはMFNのうち有利なものを付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等)について規定している。

その基本的な目的は、法の支配を強化することにより公平な競争の場を作り出し、エネルギーに関連する投資や貿易にまつわるリスクを低減することにある。我が国は、日本企業の旧ソ連諸国等における投資環境の一層の改善を図り、また、旧ソ連諸国等自身にとっても、優良な外国投資を誘致する条件を整備する上で、重要な法的基盤を提供するものとの位置づけで加盟している。

図表 7-6 エネルギー憲章に関する条約およびエネルギー憲章会議の加盟国



Countries marked in green are signatories to the Energy Charter Treaty, and members of the Energy Charter Conference.

Countries marked in blue are observers (blue vertical stripes denote the countries of ASEAN).

(注) 緑：調印国、青：オブザーバー

ロシア；憲章に署名済み、2009年10月18日まで条件付きで申請

オーストラリア、ベラルーシ、ノルウェー；未批准

(出所:エネルギー憲章ウェブサイト (<http://www.encharter.org/index.php?id=1&L=0>))

エネルギー憲章条約はエネルギー分野をカバーする多数国間条約であるが、条約中の投資協定部分は、当然のことながら対象範囲がエネルギーに限定されている。また、米国やカナダは入っておらず、当事国もヨーロッパ諸国を中心に前出の47か国および2国際機関に限られていて、WTO協定の当事国の広がりとは比べものにならない。エネルギー憲章条約は、「一般国際投資法」と言いうるような性格のものではない。

「エネルギー憲章に関する条約」の構成（第3部および第5部は各条まで）を以下に記す。

第1部 定義及び目的

第2部 通商

第3部 投資の促進及び保護

第10条 投資の促進、保護及び待遇

第11条 重要職員

第12条 損失の補償

第13条 収用

第 14 条	投資財産に関連する移転
第 15 条	代位
第 16 条	他の協定との関係
第 17 条	特定の状況におけるこの部の規定の不適用
第 4 部	雑則
第 5 部	紛争解決
第 26 条	投資家と締約国との間の紛争の解決
第 27 条	締約国間の紛争の解決
第 28 条	特定の紛争への前条の規定の不適用
第 6 部	経過規定
第 7 部	機構及び制度
第 8 部	最終規定

### 7.3 投資協定の内容

投資協定で定められる主要な内容について、①投資後の投資財産の保護と②投資設立段階の待遇に大別して以下に記す。

図表 7-7 投資協定の内容

<p>①投資後の投資財産の保護</p> <p><b>【投資後の事業活動に対する第三国や現地の企業に劣後しない待遇の付与（最恵国待遇、内国民待遇）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最恵国待遇（Most-Favored-Nation Treatment）：相手国の投資家及びその投資財産に対して、第三国の投資家に与えている待遇より不利でない待遇を与えること。</li> <li>・内国民待遇（National Treatment）：相手国の投資家及びその投資財産に対して、自国の企業に与えている待遇より不利でない待遇を与えること。</li> </ul> <p><b>【公正衡平待遇（fair and equitable treatment）】</b></p> <p>投資財産の保護に対して慎重な注意を払う義務、適正な手続を行う義務、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の合理的期待を裏切らない義務などを含む。仲裁判断で頻繁に争われる項目。</p> <p><b>【収用の制限と適切な補償】</b></p> <p>政府による収用（国有化）を原則禁止し、a.公共目的のため、b.正当な法手続の下、c.差別的でない方法により、d.迅速かつ実効的に補償を行う場合のみ、収用を認める。また、補償は、公正な市場価格に基づいて行うことを義務づける。</p>
---

なお、所有権等の移動を伴わなくとも、裁量的な許認可の剥奪や生産上限の規定など投資財産の利用やそこから得られる収益を阻害するような措置も収用に含まれる。

**【争乱による損害に対する補償の公平性】**

紛争や争乱、革命などによって投資財産が損害を被った場合、投資受入国政府はそれに対する損害賠償について内国民待遇及び最恵国待遇を保証する。

**【資金移転の自由】**

投資受入国への資金や給与の送金、投資受入国で上げた収益の日本への送金などについて、遅延なく自由に資金を移転できるように義務づける。

**【法令・行政手続の透明性の確保】**

投資活動に関連する法令や行政手続、各種決定などを速やかに公表することを義務づける。また、規制の改正や廃止の前にパブリック・コメントの機会を設けるよう政府が努めることを規定する。

**【政府が外国企業とした約束の遵守（アンブレラ条項）】**

インフラプロジェクトや資源開発などにかかる許可、投資インセンティブの付与など、投資家との契約などを通じて政府が負った約束の履行を義務づける。政府が約束に違反した場合、契約違反に基づく国内裁判に加え、投資協定違反に基づく国際仲裁を利用することが可能となる。

**【相手国政府との仲裁・調停手続の確保】**

相手国の投資協定違反により投資家が損害を受けた場合、ICSID（投資紛争解決国際センター）などの国際的な投資仲裁手続に則って仲裁・調停を進められる。

---

②投資設立段階の待遇

**【投資設立段階での最恵国待遇、内国民待遇の付与】**

投資家が相手国に進出する際の事業活動（工場建設、事業拡大、相手国企業の買収等）に対して、最恵国待遇及び内国民待遇を与える。

**【投資活動に対する特定措置の履行要求の禁止（パフォーマンス要求の禁止）】**

投資受入国政府が、投資家に対して以下のような要求をすることを禁止。

- ・現地で生産した製品などの輸出を制限すること
- ・一定の割合の現地調達を要求すること（ローカルコンテンツ要求）

- ・輸入額（量）を、輸出額（量）や外国為替の流入量に関連づけること
- ・一定の割合の輸出を要求すること
- ・一定の割合（人数）の現地人の雇用を義務づけること
- ・一定の程度の研究開発を要求すること
- ・一定地域の事業本部の設置を要求すること
- ・現地で生産した製品やサービスの現地販売を輸出額（量）などに関連づけて制限すること
- ・現地企業などに技術移転を要求すること
- ・取締役などの役員について特定の国籍を有する人の任命を義務づけること

【一定の例外分野の明確化（留保表の作成）】

最恵国待遇および内国民待遇、パフォーマンス要求の禁止について、例外とする業種や措置、根拠法令等を現状維持義務のかかるものと同義務のかからないものに分けて附属書（留保表）に明示して、投資制度の透明性と法的安定性を確保する。

（出所：経済産業省 通商政策局 経済連携課「投資協定の概要と日本の取組み」平成 23 年 1 月）

我が国の協定についていえば、2002 年 3 月調印のモンゴルとの協定以前の BIT は、投資保護協定であり、投資の自由化に係る規定を含んでいない。しかし、その後の BIT および EPA（投資章）は図表 7-7 の②の投資設立段階の NT を含む水準の高い投資協定となっている。我が国としては、今後もこういった自由化要素をより多く含む米国型の投資協定を目指しつつも、相手国の事情に応じて柔軟に対処することになると思われる。

## 8. 我が国の投資協定の内容と問題点

### 8.1 我が国の主な投資協定の概要

我が国が 2011 年 2 月現在で調印済の投資協定の相手国は、BIT15 か国、EPA 中の投資章 10 か国、合計 25 か国。うち 2002 年 11 月 30 日に発効のシンガポールとの EPA 以降の投資協定は、投資の自由化および投資の保護に関する規定が共に確保されている高水準の協定とされている。

図表 8-1 我が国の投資協定の要素

	日本の従来の投資保護協定	日シンガポール経済連携協定(投資章)	日韓投資協定	日ベトナム投資協定	日メキシコ経済連携協定(投資章)	日マレーシア経済連携協定(投資章)	日フィリピン経済連携協定(投資章)	日チリ経済連携協定(投資章)	日タイ経済連携協定(投資章)	日カンボジア投資協定	日ブルネイ経済連携協定(投資章)	日インドネシア経済連携協定(投資章)	日ラオス投資協定	日ウズベキスタン投資協定	日ペルー投資協定	日スイス経済連携協定	
投資前の内国民待遇	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
投資前の最恵国待遇	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
パフォーマンス要求禁止	×	○	○	○	○	○(TRIMsの義務を確認)	○	○	○	○	○(TRIMsの義務を確認)	○	○	○	○	○(TRIMsの義務を確認)	
投資の自由化 ※○は絶対禁止、●は利益付与条件としては可	輸出要求	-	○	○	○	●	×	○	●	○	○	×	○(附属書で留保)	●	●	×	
	輸出制限	-	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	●	×	○	
	ローカルコンテンツ要求	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△(附属書で留保)	●	○	○	
	現地調達要求	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	
	輸出入均衡要求	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	
	国内販売制限要求	-	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	●	○	×	
	技術移転要求	-	●	●	●	●	×	●	●	×	●	×	×	△(附属書で留保)	●	●	×
	本社設置要求	-	●	●	●	×	×	●	×	×	●	×	●	●	●	×	×
	研究開発要求	-	●	●	●	×	×	●	×	×	●	×	●	●	●	×	×
	特定地域供給要求	-	●	●	●	●	×	●	●	×	●	×	●	●	●	●	×
自国民雇用要求	-	×	●	×	×	×	●	×	×	△(附属書で留保)	×	×	△(附属書で留保)	●	×	×	
役員国籍要求	-	×	○	●	○	×	○	○	×	○	×	○	○	●	△(附属書で留保)	×	
約束方式	-	ネガ	ネガ	ネガ	ネガ	ネガ	ネガ	ネガ	ポジ	ネガ	ネガ	ネガ	ネガ	ネガ	ネガ	ネガ	
投資後の内国民待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
投資後の最恵国待遇	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公正衡平待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
アンブレラ条項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	前文で規定	○	
取用と補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
争乱からの保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
資金の移転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
代位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
投資協定仲裁(投資家対国家)	○	○	○	○	○	△(NT・PRを除外)	×	○	○	△(プレ、PRを除外)	○	○(プレを除外)	○	○	○	○(プレを除外)	
国家間紛争処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(出所:経産省通商政策局編「2010年版 不公正貿易報告書」)

すなわち、これらの協定では一部の例外を除き、①投資財産の運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分等投資後の投資活動に関する内国民待遇（NT：National Treatment）だけでなく設立、取得、拡張といった投資前の投資活動に関する NT が与えられている（すなわち投資参入に関して制限がなく内国民と同様に扱われる）、②投資活動に関連して一定水準・割合の輸出、同じく現地調達達成、特定国籍の取締役や経営者の任命等の特定措置の履行要求が禁止されている（パフォーマンス・リクアイアメント（PR）の禁止）等の投資の自由化が確保されており（ただし、①、②に関しては、その例外は認められ、例外分野・事項は、通常ネガティブ・リストとして付属表にリストアップされる）、また③投資の保護に関しても、国際仲裁による投資紛争の解決の途が開かれている。

図表 8-1 に見られるように、従来の協定には投資前の NT やパフォーマンス要求（PR）禁止の条項がない。もっとも WTO 加盟国の場合には、パフォーマンス要求のうち貿易に関連する事項（ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制、輸出制限等）は、二国間協定で規定するまでもなく WTO 協定の付属書を構成する「貿易関連の投資措置（TRIMs）」によって禁止されている（この点は、新しい協定の一部（マレーシア、ブルネイおよびスイスとの協定）では、改めて確認されている他、タイの協定ではその PR 禁止規定が TRIMs に基づく権利・義務に影響を及ぼさない旨を規定している（第 97 条））。なお、PR 禁止が利益供与の条件としては（例えば、ハイテク企業として税制恩典を得る条件として、技術供与移転が求められること）解除される場合がしばしばある（上表の●）。

シンガポールとの EPA 以降の協定のうち、韓国およびベトナムとの BIT は高水準の協定として、その後の投資協定のモデルとされてきたが、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイおよびスイスとの協定では、投資前の NT は確保されたものの、いくつかの点で後退がみられた（図表 8-1）。具体的には以下の通りである。

マレーシア：NT および PR 禁止に対しては投資紛争の解決に関する規定（EPA 第 85 条）は適用されない。TRIMs の義務以外の PR 禁止は規定されていない。

フィリピン：投資紛争解決のためのメカニズムを設定するため、協定発効後日比政府間で交渉に入ることを約するのみで、同メカニズムは協定上は定めていない。そのようなメカニズムがないときには、国際調停・仲裁廷への付託は、紛争当事者の相互の同意によることとし、書面による同意がないときには、調停・仲裁廷は、関係投資紛争に管轄権を有しないこととなっている（EPA 第 107 条）。

タイ：TRIMs の義務以外の PR 禁止が規定されていない他、投資前の投資活動に関する NT は、付属書六第一部に記載した分野（ポジティブ・リスト）に限定して与えられ、同 NT および PR 禁止に対しては投資紛争の解決に関する規定（EPA 第 106 条）は適用されない。

ブルネイ・スイス：TRIMs の義務以外の PR 禁止の規定がなく、投資前 NT への

投資紛争解決規定の適用がない。

## 8.2 諸外国の投資協定の概要

世界の投資協定の変遷、投資協定の形態あるいは BIT の米国型とドイツ型の二つのモデル等については既に述べた。ここではその上で、諸外国の投資協定のいくつかを取り上げ、特徴的なことを具体的に概観したい。(図表 8-2 参照)

投資自由化と投資の保護の両規定が設けられた協定としては 1994 年に発効した NAFTA 協定が代表的なものであり、投資自由化と投資保護の双方の役割を備えた投資協定 (FTA/EPA の投資章を含む) が普及する契機となった。

豪州・米国 FTA においては投資自由化の規定はあるが、投資紛争解決のためにあらかじめ特定の国際仲裁手段を定めず、米豪間で適当な手続きを設けるために協議することを定めている (第 11.16 条)。また、ASEAN が締結している協定においてフィリピンは投資紛争を ICSID に付託する場合は書面による合意を必要とするという例外を認めている (注)。

(注) ICSID 条約第 54 条は、各締約国が、同条約に従って行われた仲裁判断を拘束力あるものとして承認し、また、その仲裁判断を自国の裁判所の確定判決とみなして同仲裁判断によって課される金銭上の義務をその領域において執行する旨を定めている。この点は UNCITRAL 規則による仲裁判断等が「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」(ニューヨーク条約) および各国国内法に従って執行されるのと異なる。自国の裁判所による承認と執行手続きを経ない ICSID の仲裁判断を嫌がる国はフィリピン以外にもあり、ボリビアおよびエクアドルは ICSID 条約から脱退しており、ベトナムは同条約に加盟しておらず、タイは 1985 年に ICSID 条約に調印したが批准していない。

豪州・タイ、韓国・EFTA の協定では PR 禁止条項がない。豪・タイ FTA および印・星 FTA における投資自由化の約束方式はポジティブ・リスト方式で、リストアップされた分野・項目に限って自由化を認める方式である。中国および ASEAN の協定については改めて後述する。

図表 8-2 諸外国の投資協定の要素

	NAPTA (1994年1 月発効)	東豪FTA (2005年 1月発効)	豪タイFTA (2005年1月 発効)	EFTA-韓国 投資協定 (2006年9月 発効)	印日FTA 〔CSCA〕 (2005年8月 発効)	中韓投資協定 (2007年12月 発効)	ASEAN 包括 的投資協定 (2009年2月署 名)	中ASEAN 投 資協定 (2009 年8月署名)	韓ASEAN 投 資協定 (2009 年6月署名)
投資前の内国民待遇	○	○	○	○	○	○	○	×	○ (注2)
投資前の最惠国待遇	○	○	×	○	×	○	○	○	○ (注2)
パフォーマンス 要求禁止	○	○	×	×	△	△	○	×	○ (注2)
投資の自由化 ○は絶対禁止、●は利益付与条件として可	輸出要求	●	●	-	-	-	×	×	×
	輸出制限	×	×	×	×	○	○	×	○
	ローカル コンテンツ要求	○	○	-	-	○	○	×	○
	現地調達要求	○	○	-	-	○	-	×	○
	輸出入均衡要求	○	○	-	-	○	-	×	○
	国内販売制限要求	○	○	-	-	×	-	×	×
	技術移転要求	●	●	-	-	×	×	×	×
	本社設置要求	×	×	-	-	×	-	×	×
	研究開発要求	×	×	-	-	×	-	×	×
	特定地域供給要求	●	●	-	-	×	-	×	×
	自国民雇用要求	×	×	-	-	×	-	×	×
	役員国籍要求	○	○	-	-	○	-	○	×
	約束方式	ネガ	ネガ	ポジ	ネガ	ポジ	-	(注1)	-
投資後の内国民待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注2)
投資後の最惠国待遇	○	○	○	○	×	○	○	○	○ (注2)
公正公平待遇	○	○	○	○	×	○	○	○	○
アンブレラ条項	×	×	×	○	×	○	×	○	×
取用と補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○
争乱からの保護	○	○	×	○	○	○	○	○	○
資金の移転	○	○	○	○	○	○	○	○	○
代位	×	×	非常危険のみ	非常危険のみ	○	非常危険のみ	非常危険のみ	○	非常危険のみ
投資協定仲裁 (投資家対国家)	○	×	○	○	○	○	○ (ただし、フィリピン政府との紛争をICSIDへ付託する場合は書面による合意が必要)	○ (ただし、フィリピン政府との紛争をICSIDへ付託する場合は書面による合意が必要)	○ (ただし、フィリピン政府との紛争をICSIDへ付託する場合は書面による合意が必要)
国家間紛争処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 署名後6ヶ月以内にASEAN事務局へ留保表を提出することを規定。

(注2) 留保表、MFN及びTRIMsプラスのPR禁止について、協定発効後5年以内の議論完了を規定。留保表が作成されるまで、

NT、MFN及び役員国籍要求の禁止は未適用。なお、TRIMsは協定発効時からラオスを除いて適用(第27条)。

(出所: 経産省通商政策局編「2010年版 不公正貿易報告書」)

### 8.3 日中投資協定の内容と問題点

日中投資保護協定は、1988年8月署名され、翌年5月に発効した。同協定は両国において「投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、投資の奨励および相互保護が両国間の経済および技術の交流を促すことになることを認識」して協定されたのであるが、実際は2000年代に入ってから「高水準の」協定に比べると問題点も多い。

問題点を挙げれば次の通りである。

- ① 投資の許可・許可に関連する事項に関する NT は与えられていない（最恵国待遇 MFN は与えられている。投資許可後の事業活動に関しては NT および MFN 共に与えられている）。(第 2&3 条)
- ② 上記の事後的 NT について、ネガティブリスト等による具体的な例外の明示はなく、議定書の 3. で「公の秩序、国の安全または国民経済の健全な発展のため真に必要な場合において」（すなわち広範に）差別的な待遇を与えることが可能だとされている。
- ③ パフォーマンス要求の禁止条項がない。
- ④ 「公正かつ衡平な待遇」義務の規定がなく、単に「投資財産および収益も・・・普段の保護および保障」を受けることを定めるにとどまっている。(第 5 条第 1 項)
- ⑤ 紛争の仲裁に関しては、補償の価額に関する紛争は投資家の要請により仲裁委員会に付託できるが、その他の事項に関する紛争は、当事者間の合意によって付託できることとなっており、仲裁付託が限定的である。(第 11 条第 2 項)

このうち NT が限定的に与えられている点 (①、②) に関しては、協定締結交渉において中国側は、計画経済を主とする社会主義体制であることを理由に上げていた（例えば、中国の国営企業は日本企業より安い価格で原材料を入手できる反面、製品は市場価格より低価格で国家に納入しなくてはならない）由である（注）。今回出張時に我々が中国の商務部等から聴取したところでは、上記①～③に関しては、「中国は未だ開発途上国であって、国内産業を保護育成するため裁量的な産業政策によって調整する必要がある。国内産業の力が付いてきたところで国際標準を採用する。」とのことであった。

(注) 小寺彰・松本加代「投資協定の新局面と日本」(第 3 回「現時点」の日中投資保護協定：最恵国待遇の機能) (国際商事法務 Vol. 34, No. 10 (2006)) による。この中国側の説明は、本協定の調印が 1988 年と、中国の社会主義市場経済体制の確立が提起された 1992 年以前であったという時代背景と関連しているのかもしれない。

④および⑤に関しては、最近の、例えばドイツ (03 年 12 月調印、05 年 11 月発効) およびオランダ (01 年 11 月調印、04 年 8 月発効) との、BIT においては、ほぼ通常の規定がなされており、ごく最近の ASEAN との投資協定 (09 年 8 月調印、10 年 1 月発効) におい

でも同様である（例外的にフィリピンの場合には、ICSID 条約および同仲裁手続規則による仲裁付託は中比両国の書面による合意を前提とするが、これはフィリピン側の意向を受けたものである）。

中国の BIT の歴史的変遷を分析した Axel Berger(注)によれば、中国の BIT 締結政策は、中国企業の対外投資を奨励する「走出去」政策（Going Global Strategy）が最初に発表された 1998 年を境にドラスティックに変わったという。中国が初めて締結した BIT は 1982 年のスウェーデンとのものであったが、それから 1998 年までの BIT を第 1 世代の BIT、それ以降の BIT を第 2 世代の BIT と称している。前者は FDI の受入国としての中国の立場を反映するもので、FDI の流入を選別し規制する主権を維持し、幼稚産業と国営企業を外国企業の競争から保護するため内国民待遇（NT）を与えることに消極的であった。例えば英国との BIT（1986 年）では「投資受入国の法と規則の規定に従って」という条件付きでの NT であり、スロベニア（1993 年）やアイスランド（1994 年）との BIT でも同様の条件が付いているという。我が国との BIT については上記②の通りである。

(注) Axel Berger(German Development Institute), “China’s new bilateral investment treaty programme : Substance, rational and implications for international law making”, Nov., 2008

王志安「中国の投資保護条約における収用の補償原則—ハル形式が許容されているか—」も 1998 年以降の BIT がより高い水準の保護措置を講じていることを述べている。このことに関し、ドイツとの BIT における高レベルの保護に対する強い警戒感が中国の国際投資法専門家間に存在するとも述べている。

投資家—国家間の紛争解決に関しても、初期の BIT にはそのような条項さえ含まれていなかったが、1990 年 2 月の ICSID 条約加盟以前の 1985 年から紛争解決条項の挿入に譲歩し始めた。それも当初は、収用および国有化に伴う補償価額のみを対象とする（日中投資協定も同様）、ホスト国国内の救済策で解決できない場合にのみ国際仲裁を利用できる、あるいは両当事国の合意を必要とする等の制限が付けられた。

また、外国企業にローカルコンテンツ規制等のパフォーマンス要求を課すことによって国内企業と差別することも中国開発モデルの特徴であった。

1998 年 7 月に調印されたバルバドスとの BIT が、制限なしの国際仲裁へのアクセスを初めて許容したという意味で、第 1 世代と第 2 世代の BIT の分水嶺になったといわれる。

NT に関しては、2000 年まではバルバドスとの BIT を含め途上国との BIT には全く規定されず、2000 年以降も途上国との BIT の NT には「国内の法と規則に抵触しない限りで」等の条件が付いた（例えばボツワナとの 2000 年の BIT。先進国との第 1 世代の BIT がこのタイプ）。先進国との BIT では 2001 年のオランダとの BIT で初めて制限の少ない NT(現存の不適合措置、その継続あるいは不適合の程度を増やさない措置の修正を除いて。ただし、

投資後の NT に限定) の規定が盛り込まれた。

このような経過を経て中国の BIT は、欧州諸国が採用している BIT の水準にほぼ到達したことになるが、投資前の NT を含む米国型 BIT には至っていない（そもそも欧州諸国は投資前の NT を要求していない。前述のドイツのモデル BIT を参照）。

米国との間では、2008 年 6 月の米中間「戦略的経済対話」において両国間の BIT 交渉開始が合意されて以来、投資環境改善等を議論する「投資フォーラム」と並行して交渉が行われている。(注)

(注) Kong Qingjiang (Professor of Law of Zhejiang Gongshang University 浙江工商大学), “US-China Bilateral Investment Treaty Negotiation” による。これによると第 1 回米中間「戦略的経済対話」は 2006 年 9 月に開催され、以後 2008 年 12 月までに 6 回開催。2009 年 4 月オバマ大統領と胡錦濤首席の初会合で「Strategic Economic Dialogue」は「Strategic and Economic Dialogue」に名称変更され、その第 1 回会合が 2009 年 7 月に開催された。一方 US-China Investment Forum は第 1 回会合を 2008 年 6 月に開催。

米中間の BIT 交渉での主たる論点は、①投資前の NT (注) および②国家安全保障問題であるといわれる。①に関してはこれまで中国はどこの国に対しても供与しておらず、もしこれを受入れれば中国の外資受入れ制度そのものの抜本的改革を強いることになり、中国側は受入れ難いところであろう。

(注) 中国とのビジネスに従事する約 220 社の米国企業で構成する非営利組織である米中貿易全国委員会 (The US-China Business Council) は 2010 年 1 月オバマ大統領に手紙を送り、中国との BIT 交渉を米国のモデル BIT に従って強力に推進することを陳情している。特に外国企業が投資参入できない分野を明確に確定するネガティブリスト方式を基礎とすべきこと (ポジティブ・リストは好ましくない) および投資前の NT が重要であることを強調している。

②に関しては、米国には 1975 年に設置され、その後 1988 年にエクソン・フロリオ条項 (Exon - Florio Amendment) によって権限が強化された CFIUS (Committee on Foreign Investment in the United States) があり、米国企業に対する外国投資の米国の安全保障への影響を調査、重大な影響がある案件と判断されれば大統領にそれを阻止する権限を与えている。2005 年中国 Cnooc (中国海洋石油総公司) による Unocal 買収が問題になったが、結局 Cnooc は買収を断念した。米国にとっては中国のソブリン・ウェルス・ファンドへの脅威もある。他方、中国側では 2 月 3 日付けで国务院の通達を発出し、国家发展改革委員会と商務部が主導する関係省庁の合同委員会を設置、国内企業の外国による M&A を国家安全保障の観点から審査すると発表した (30 日後から実施)。対象となる企業は、軍事関連企

業の他、主要な農業生産物、主要なエネルギー・資源、インフラ、運輸サービス、期間技術および設備製造の分野の企業も含まれる。

このような安全保障の観点からの措置について両国が BIT の交渉の中でどのように扱うことになるのか（安全保障の観点からの例外規定は米国のモデル BIT にあり、中国の協定にも同様の規定がある（例えば ASEAN との協定））は分からない。

両国間の交渉は長引くとの観測もある。同様のモデル BIT を持つカナダと中国の BIT 交渉は米国より早く始まっているが未だ合意に至っていない。

日中韓 3 国間では投資協定の交渉が続いている。我が国政府は、当然現行協定からの上乗せ、すなわちアンブレラ条項、知財制度の透明性の確立・維持義務、法令の施行・改正等の公開等の透明性確保、投資家対国の紛争解決手続き等は、確保するスタンスが見受けられるが、投資前の NT を含む投資自由化の規定に関しては産業政策を縛られることに対し中国側は受入れ難いところであろう。（注）この問題は、日中韓の 3 か国間で最初に途が開かれるとは思えず、結局米中間の BIT 交渉の次第ではなかろうか。

中国側は投資後の NT に関しては原則的に認めつつも既存の被適合措置については例外扱いとすべく例外措置のリスト化を模索しているようである。いずれにしろ日中韓の 3 国間にはなお未解決の問題が残っており、合意までにはしばらく時間が掛かりそうである。

（注）2011 年 1 月 27 日の有識者委員会資料 2：出張報告（中国、ベトナム、インドネシア）  
中の中国の部分参照。

#### 8.4 日本ベトナム投資協定の内容と問題点

日越投資協定は 2003 年 11 月 14 日に調印され、2004 年 12 月 9 日に発効したが、日越 EPA が 2008 年 12 月 25 日に調印され、2009 年 10 月 1 日に発効されたことに伴い、前者は必要な変更を加えて EPA に組み込まれ、この協定の一部を構成することになった。

この投資協定は投資財産の設立、取得、拡張（すなわち投資参入時の活動）を含む投資活動に関する NT および MFN を規定し、パフォーマンス要求禁止に関しても TRIMs の禁止措置に加え、経営者等の任命、知財権の移転、事業本部の設置、研究開発の達成、物品・サービスの独占供給の禁止（これらは利益受領の見返りとしては許容されるが）を規定し（これらの例外はネガティブリストとして付属書に明示。付属書 I は国家安全保障等の分野、付属書 II はその他の例外措置で、漸進的に削減・撤廃努力し、新たな例外を増やさず、適合性の水準を減少させないといった歯止めがかかっている措置。）、さらに投資家と国家間の紛争解決条項の他、標準的な投資協定の条項を盛り込んでいる。その意味でその後の我が国の投資協定のモデルとなった。

ベトナムは ICSID 条約の締約国になっていない。計画投資省（MPI）では ICSID 条約への参加に理解を示しているが、司法当局の合意も必要で未だベトナム全体としての合意形成

はなされていない。

#### 8.5 日本インドネシア RPA 中の投資章の内容と問題点

日尼 EPA は 2006 年 8 月 20 日に調印され、2008 年 7 月 1 日に発効した。内容は投資前の NT・MFN、パフォーマンス要求禁止が含まれている（特定国籍者の取締役・経営者への任命も絶対的禁止事項。ただし、技術移転の禁止は含まず）他、ほぼベトナムと同様の高水準の協定になっている。NT・MFN およびパフォーマンス要求禁止の留保・例外措置についてはネガティブ・リスト（付属書 4 と 5）に示されている。他方、新投資法（2007 年 4 月発効）に基づき投資の「閉鎖分野」と「条件付き解放分野」が大統領令でネガティブリストとして公表されており、これらは我が国（ジャカルタ ジャパン クラブ等）からの改正要求等を受けて改正されているので、これに合わせて EPA の付属書も時々修正されるべきものと考えられる。

なお、ASEAN の包括的投資協定（タイ、インドネシアの批准手続き未済のため未発効）については、出張報告（中国・ベトナム・インドネシア）を参照。

## 9. プラント産業における投資協定活用の現状と課題

### 9.1 インフラプラント輸出促進戦略と投資協定

昨年6月閣議決定された「新成長戦略」中のアジア経済戦略において「パッケージ型インフラ海外展開」が重点施策として打出された。「パッケージ型インフラ」として想定されるものはいくつかあり得るが、インフラ建設のためのモノや技術の提供だけでなく事業権を確保した上でそのインフラの維持・運営までを行う事業としてのインフラまでを包含するものと捉えるのが一つの考え方であり、我が国のプラント・ビジネスの海外展開において今後重要な役割を果たすことが期待されているものである。

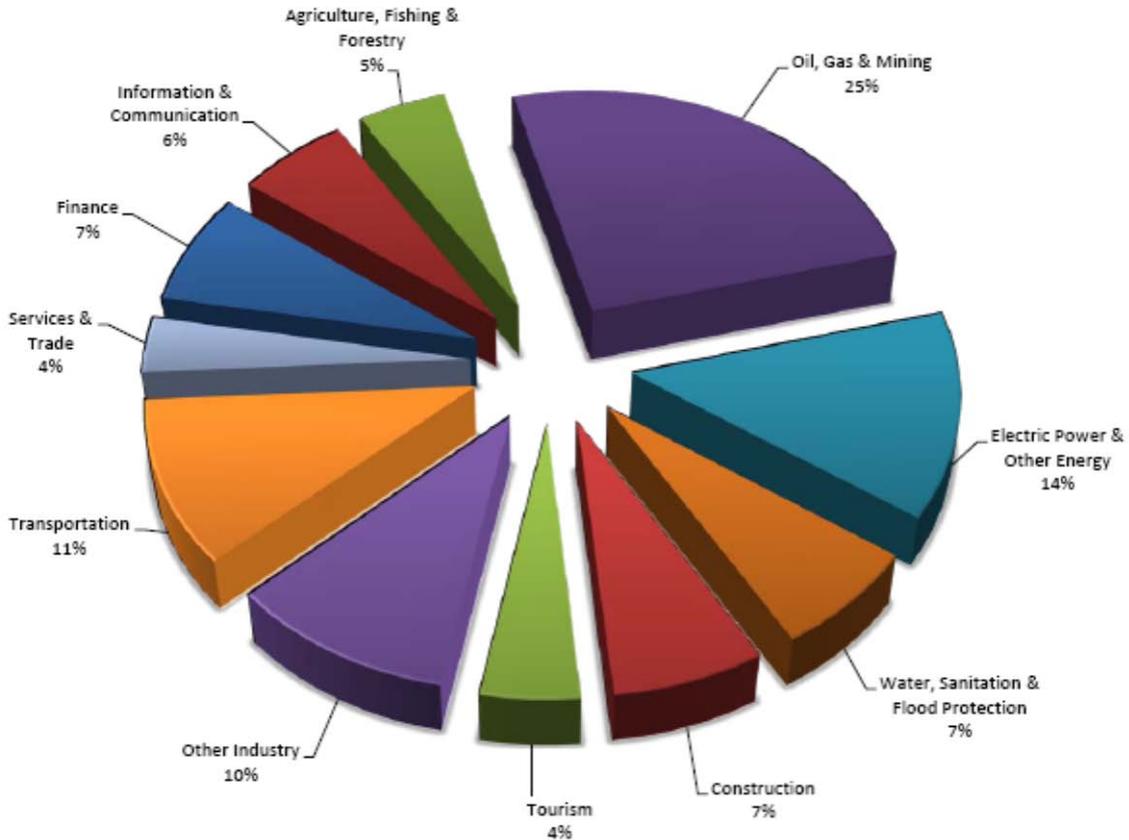
従来高い技術を武器にプラント単体の納入やEPCまでのビジネスを主に手掛けてきた我が国プラント業界は、諸外国の官民一体でのパッケージ型インフラ輸出に対抗して競争力を強化するためには、自らパッケージ型インフラビジネスに踏み込むことが必要になってきている。インフラ事業の運営を伴うパッケージ型ビジネスの場合には、従来のEPCに加え、事業への出資を前提に、インフラの運営のため諸々の経営手段を駆使することになり、これに伴うリスクに対応するセキュリティー・パッケージの構築が求められる。例えば、独立電力生産会社（IPP）を設立・運営する場合、原料（石油、ガス、石炭等）の供給や発電電力の一定価格でのオフテーク等の確保が不可欠になる。電力オフテークに関する例えば電力公社との買電契約（PPA）締結や電力公社によるその履行を確実にするための政府保証提供がIPPをバイアブルにし、これによって資金調達も可能になる。

将来、万が一PPAが（保証も）履行されない事態が生ずれば、IPPはその経営基盤を失い、大きな損失を被り、借入資金の支払いも履行できなくなる。あるいはプロジェクト実施途中で新たな法令が施行され、または既存の法令が改定もしくは廃止されることによって、当初の政府の約束が履行されずプロジェクトに重大な影響が及び、政府がその影響による損害の補償にも応じないということになれば同様である。

そもそもインフラの整備は政府が責任を持っており、財政資金不足のため民営化によって対処する場合にも国民に対するインフラサービスの提供には政府が責任を持つ。従ってIPPを活用する電力プロジェクト、有料高速道路事業、水道事業等における民活事業（PPP；Public Private Partnership）においても政府がその枠組みを作り、事業の諸条件を設定し、IPPであれば電力を買取る等の形で関与する。この点は同じ海外直接投資（FDI）であっても通常の製造業投資と異なる。政府の関与の度合いでは資源開発プロジェクトに近い。政府の関与・介入の余地が大きいことは、それだけ政府と投資家間の紛争も生ずる可能性が高いということであり、「パッケージ型インフラ」においては投資協定の活用の余地もあるということになる。

事実、ICSIDに付託された案件数では、石油、ガス、鉱業の25%に続き、電力その他のエネルギー14%、運輸11%、上下水道・洪水防御7%、建設7%等インフラ関連の紛争が多いことが分かる（図表9-1参照）。

図表 9-1 分野別 ICSID 付託案件数



(出所: ICSID, The ICSID Caseload-Statistics, as of December 31, 2010)

## 9.2 我が国投資家による投資協定の活用

投資協定の重要な役割の一つは、投資の参入に関し内国民同様の自由な参入を政府間で相互に確約し、参入後の投資財産の運営に関して輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求の原則禁止を規定し、また以上に関し適合しない例外があればネガティブリスト等の形でその対象を限定すると共に、その後退に歯止めをかけることによって、投資家に制約を受けない自由な投資活動を保障し、予測可能な投資環境を提供することである(投資の自由化)。

投資の自由化に関しては、投資受入国、特に途上国は、これによって FDI を誘致し経済発展を促進する役割に期待する一方で、自国産業の保護・育成等の産業政策の観点から FDI の規制権限を維持しようとする傾向がある。また、投資家の立場からみれば、このような投資規制を含め投資・ビジネス環境面で種々の改善すべき問題点も多い。

これに対して我が国は、主要な投資ホスト国との間で、投資環境の改善に向けて官民共同

でホスト国と議論する場（注）を従来から設けて、それなりの成果を上げてきている（例えばベトナムにおいては、2003年から日越共同イニシアティブにおいて3段階にわたり投資環境の改善に関し行動計画を策定・実施、本年から第4フェーズの作業に入る予定）他、必要に応じその時々的重要課題に関し現地進出企業の意見をホスト国政府に対し提出してきた（例えばインドネシアにおけるジャカルタ ジャパン クラブの2010年1月の「ビジネス環境改善に向けた日本企業の提言」）。この提言によるインドネシア新投資法に基づく投資閉鎖・制限分野に係わるネガティブリストの改善要求は2010年5月の同リスト改定に反映され、投資の自由化の拡大に寄与している（これにより今後の投資協定上のネガティブリストの改定につながることも期待される）。

（注）通常、投資協定では政府間の「合同委員会」を設置し投資協定の実施・運用の見直し・監視、留保・例外措置の見直しその他協定に関連する問題の討議等を行い、必要に応じ両国政府に勧告することになっている。投資環境の改善に関する小委員会等を設け、民間代表も参加させる場合もある。EPAの場合は合同委員会の下に同様の機能を持つ小委員会を設置するケースが多い。

これとは別に投資環境整備に向けて我が国と投資受入国の政府・民間の間で協議する枠組みが多数の国との間で設けられている。例えば、日越間以外にも日尼間の「投資に関するハイレベル官民合同投資フォーラム」、「日伯貿易投資促進合同委員会」、「日中投資促進機構—中日投資促進委員会 定期合同会議」等がある。

投資協定のもう一つの役割は投資の保護であり、その最後の手段として投資家が直接相手国政府との紛争を国際仲裁への付託によって解決する途が開かれている点に投資協定の特徴がある。

しかし、我が国企業がこれまで投資協定に基づいて国際仲裁に申立てた事案は野村証券のオランダ現法 *Saluka Investments* によるオランダ・チェコ間 BIT を利用した UNCITRAL ルールに基づく仲裁1件のみである。我が国企業が国際仲裁を利用することがなかったのは、①我が国の企業風土あるいは国民性として、法的手段（訴訟、仲裁等）を使いたがらない、②当事者およびその関係者に投資協定活用についての認識がなかった、③投資協定締結国数が少ない、ことを挙げる者もいる。あるいは④紛争対象案件だけでなく、当該国で多数の案件に関与し、将来にわたってその国でビジネスを継続していこうとする企業にとっては、相手国政府との良好な関係が失われるリスクとのバランスを考慮して仲裁付託をためらうこともある。⑤投資家の立場からは、投資保険を掛けておけば紛争による損害・損失をカバーできるので、投資協定による保護を念頭に置いていないということもあろう。②や③については今後の啓蒙・普及活動や BIT 調印国拡大によって改善する必要がある。⑤は NEXI が代位によって損失を回収するまではオール・ジャパンとしては解決したことになる。

投資協定によらない投資紛争解決手段あるいはリスクヘッジ手段として、一つには、我が

国政府や資金調達先である JBIC や NEXI の投資受入国に対する影響力や交渉力のバックアップを得て（国際コンソーシアムが組成されている場合には、国際機関や他国の ECA とともに連携して）、投資受入国による是正を要請することもある。先方政府が我が国と緊密な関係にあり我が国からの資金供給に大きく依存しているような場合には、是正に応じることもあろう。過去においても、アジア危機後のインドネシアにおける IPP 案件等で経験した有効な解決手段である（インドネシアのパイトン I プロジェクト、トルコのユニマールプロジェクト他）。ただし、これも相手国との緊密な協力・相互依存の関係があつてのことであり、どこの国にも通用するわけではない。

ニジェールのように我が国との関係がこれまで希薄であつたような国では、インドネシアのようなレバレッジは効かないので、旧宗主国のフランス企業 (Areva) と組んで投資することによってリスクヘッジを図ることが考えられる（海外ウラン資源開発のウラン鉱山会社への出資）（ロシアの石油ガス会社にエクソンやシェルと組んで出資参加するのも同様の効果）。

投資協定の紛争解決手段としての役割は、投資協定締結国との間では、投資協定に基づく国際仲裁による紛争解決手段を持っていること自体が相手国政府を牽制し交渉を有利に進める効果を持つこと、そして実際に国際仲裁を利用することであるが、仲裁への付託（注）は他のすべての手段が尽きた後の最後の手段として位置づけられよう。

（注）インフラ関連投資案件で国際仲裁に付託された案件としては、次のようなものがある。

（以下は小寺彰編著「国際投資協定」および ME T I 通商政策局編「2010 年不正貿易報告書」による。）

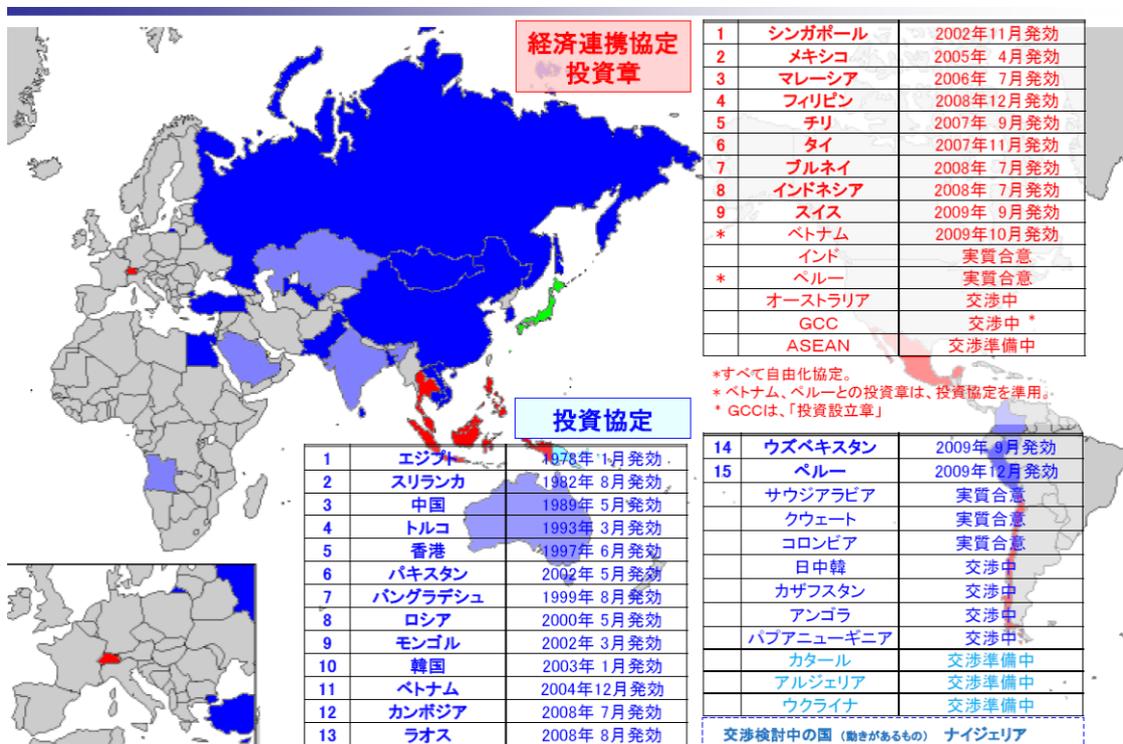
- ・アルゼンチンのガス事業会社に 30% 出資する米系 CMS v アルゼンチン政府：アルゼンチン政府が経済危機に際しガス輸送料引下げ・支払い停止をしたことが、ICSID の仲裁廷で公正・衡平待遇義務違反とされた。（2001 年 9 月）  
（ただし、2007 年 9 月の CMS 事件取消審判委員会判決では、仲裁判決の取消しは認めなかったが、米亜間 BIT 第 11 条の例外規定（「公序の維持」もしくは「不可欠の安全保障上の利益の保護」に必要な措置を取ることを妨げない）に基づき、上記アルゼンチン政府の行為は条約違反を構成しないと、上記判決の誤りを指弾）
- ・Azurix v アルゼンチン政府：ブエノスアイレス州の水道事業の民営化により米 Azurix 社の子会社 ABA 社が事業権獲得、事業開始したところ州が水質向上工事等契約上の義務を履行せず、契約上認められていた料金値上げを阻んだため紛争発生。当事者間の話し合いは失敗、ABA は破産を申立て、州政府は契約解除。ICSID 仲裁廷では、ABA の「州政府の契約不履行と契約解除は収用に相当し、公正衡平待遇義務違反」との申立てのうち公正衡平待遇義務違反（Azurix は契約当事者でないので米-アルゼンチン BIT のアンブレラ条項の適用はないと判断）を認定。（2006 年 7 月）
- ・キプロス法人 ADC と ADMC 社 v ハンガリー政府：キプロスの 2 法人が設立した現地法人とハンガリー政府機関がブダペスト空港拡張・運営契約を締結。工事終了

後空港運営を行っていたが、ハンガリー政府の政策変更で契約無効とされ、現地法人の活動は政府指定の別法人が引継いだ。補償はなく申立人は収用に当たるとしてICSIDに仲裁を申立て、収用と認定された。

### 9.3 既存の投資協定の見直し

我が国は1977年エジプトとのBITを調印して以来15か国・地域とBITを調印し、今世紀に入って10か国との間で投資章を含むEPA（ベトナムはBITに算入）を締結している。

図表9-2 我が国の投資協定の締結状況



(注) インドとのEPAは2011年2月16日に調印済み（未発効）

(出所: 経済産業省経済連携課「投資協定の概要と日本の取組み」(平成23年1月))

以上の25か国・地域との投資協定のうちシンガポールとのEPA（投資章）および韓国とのBIT以降に調印された投資協定は投資許可段階のNTを含む投資自由化協定になっているが、それ以前のBITは投資後のNTに留まる投資保護協定であり、またパフォーマンス要求禁止条項も含まれていない限定された範囲の協定になっていることは、既に述べた。これらの古い協定を中心に内容の見直しを行い、より水準の高い協定に改善していくことが求められる。

これらのうち、中国に関しては日中韓の3か国間投資協定を結ぶべく交渉が続けられて

おり、既に指摘した問題点の解消が望まれる。フィリピンとの間では、EPAの規定により本年見直すことになっており、経産省（経済連携課）でも見直しに関し業界の意見集約のためアンケート調査を行っている。フィリピンとの間では国対投資家の紛争解決の仕組みに関する取極め等が是非とも望まれる。マレーシアとのEPAでは投資に関して効力発生後5年以内に必要な見直しを行うことになっているところ、自国民の雇用や役員の国籍要求等のパフォーマンス要求の禁止を拡充することが求められる。

この他、各投資協定に共通する改善事項として、①（古い協定において）投資前のNT・MFNの明記、②パフォーマンス要求禁止の対象事項の拡充、③いわゆる「アンブレラ条項」の挿入が、考えられる。また、国際投資仲裁に関して、ベトナムがICSID条約に参加しておらず、タイは調印したが未批准になっており、機会をとらえて善処方要請することが望まれる。

#### 9.4 投資協定対象国の拡大

上記の通り我が国の調印した投資協定は25か国・地域に留まっている。この他サウジアラビア、クウェート、コロンビアとは実質合意し調印・発効待ち、オーストラリア、GCC（以上EPA、GCCとは投資に関しては「投資設立章」のみを含むFTA）、カザフスタン、アンゴラ、パプアニューギニア（以上BIT）とは交渉中、カタール、アルジェリア、ウクライナと交渉準備中、ナイジェリアは検討中と言われる。すべて入れても37か国・地域に留まる（このほかASEANとの包括的EPA中の投資章の交渉について準備中）。これに対しドイツのBIT締結国数は135、中国125（その後129に増加）、スイス117、英国104、フランス102、エジプト101、オランダ98、イタリア、ベルギー・ルクセンブルグ各94、韓国90（以上10位まで）であり、途上国であるトルコ80、インド78、マレーシア66、インドネシア62、ベトナム55、タイ39等と比べても少ない。なお米国は47国。（以上2010年5月現在のUNCTAD資料）

日本のBIT締結が少ないのは、日本が従来MAIやWTOといった多国間投資協定の成立に注力し、2国間協定で出遅れたためと言われる。

このハンディキャップを乗り越えるために、BITを締結している第三国にSPC（特別目的会社）を設立して、これを通して目的の国に投資するという投資協定活用手法を用いることは有効な手段である。ただし、BITによっては第三国あるいはホスト国の企業に実質支配されているSPCとその投資財産に対しBIT上の利益を否認している場合があるので要注意（例えば、米国2004 Model BIT 第17条第2項、ASEAN-中国投資協定第15条、ASEAN包括的投資協定第19条、日越BIT第22条第2項）。（注）

（注）米国 Model BIT の第17条第2項の規定を以下に例示する。

A Party may deny the benefits of this Treaty to an investor of the other Party that is an Enterprise of such other Party and to investments of that investor if the enterprise

has no substantial business activity in the territory of the other Party and persons of a non-Party, or of the Denying Party, own or control the enterprise.

それはそれとして、BIT あるいは EPA 投資章締結相手国を増やしていくことが望まれる。その場合、優先度を付けて相手国を選択し交渉していくべきであろう。

当協会のアンケート調査結果では、投資協定を優先的に締結して欲しい国として挙げられたのは、政府で既に交渉中・交渉準備中等の国を除けば、ブラジル、EU、モザンビーク、南ア、ガーナ、中東各国、アメリカであった（投資の機会が多い、プラント・ビジネスの重要国であるという理由）。経団連（2008年4月15日「グローバルな投資環境の整備のあり方に関する意見」）は、ブラジル、南ア、アルゼンチン、ベネズエラ、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ルーマニア（以上我が国からの投資が多い国）、イラン、パナマ、ボリビア、イスラエル（以上資源エネルギー確保等国益を判断）を投資の保護・自由化の必要性が高い国として挙げており、日本貿易会（平成20年6月9日「投資協定締結相手国についての要望」）は、資源エネルギーに係る投資と成長する当該国の経済のダイナミズムの取込みという観点から25か国について要望しているが、交渉中等を除けばブラジル、ベネズエラ、南ア、赤道ギニア、リビア、ボリビア、マダガスカル、イラク、イランを挙げている。

これらの要望される国の中には、交渉難航が予想される国もある。例えばブラジルは1990年代に14か国とBITを調印したものの、未だに議会での批准がなされていない（カルボ原則によるといわれる）。国有化をしばしば行うベネズエラやボリビア（ICSIDから脱退している）との投資協定交渉も難しそうである。MERCOSUR（正式加盟国：ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ（批准手続き中）、準加盟国：チリ、ボリビア、ペルー、エクアドル、コロンビア）やEU（注1）との投資協定締結は、MERCOSUR あるいは EU+加盟国との「混合協定」にすべきだ（注2）とすれば、多数の構成国と同時に交渉することになり、それぞれが異なる主張をすればまとめるのに時間がかかる。これが調印できれば一挙に複数国（例えば旧東欧諸国も含めて）を包含する協定になるのであるが、むしろ交渉は各国ごとに行う方がやりやすいともみられる。協定締結後は、仲裁は誰を相手に行うのか、執行はどうなるのか、EU自体はICSIDのメンバーではないのでICSIDは使えない等の問題がある。

（注）1. リスボン条約発効後のEUは投資協定交渉の権限を得て最初の交渉相手候補としてMERCOSUR、加、中、印、露、星をリスト・アップしている。

2. 濱本正太郎「投資協定に関する欧州連合と構成国との権限配分」による。

我が国政府は昨年11月9日閣議決定により「包括的経済連携に関する基本方針」を決めている。その中で東アジア自由貿易圏構想(EAFTA, ASEAN+3)、東アジア包括的経済連携

構想(CEPEA,ASEAN+6)、アジア太平洋の自由貿易圏構想(FTAAP)、環太平洋経済連携協定(TPP)といった研究段階の広域経済連携について可及的速やかに実現する、ないし関係国と協議を開始することの方針を決めている。これらには投資に関する取極めが含まれると思われるので注目したい。

## 9.5 国の安全保障等の観点からの対内投資規制

我が国は、これまで対外投資国の立場でその保護を図る観点から投資協定を捉えてきたように思われる。しかし、第5章で述べた通り、世界のFDIの趨勢には中国等の「成長国」が一方的な投資受入国から対外投資国の立場にもなるという変化が見て取れる。中国等の多国籍企業やソブリン・ウェルス・ファンドが世界の資源関連企業や先端技術企業を買収する動きが活発になっている。これに対して企業買収される側の国から国の安全保障上の懸念も持ち上がっている。(注)

(注) 1. 例えば次の事例は有名。

- ・2005年 Shevron による米石油会社 Unocal 買収提案に際し中国海洋石油総公司(CNOOC)が対抗してより高い買収価格を提案したことがあったが、米議会での反発があって CNOOC は提案を取下げた。
  - ・2006年には Dubai Ports World (アラブ首長国連邦のドバイに本拠を持つ港湾管理会社)が英系 P&O Maritime Services を買収したが、P&O は米国でNY港他5港のコンテナターミナルを運営していた。外国投資委員会(CFIUS)は、いわゆるエクソン・フロリオ条項に基づく審査を行い買収を承認したが、議会での激しい反発(米国のインフラ防衛の立場)があり、一時は投資の自由を優先するホワイトハウスとの論争に発展した。DPWは結局米国港湾部門をAIG傘下の資産管理会社に売却して撤退した。
2. ソブリン・ウェルス・ファンド(SWFs)に対する警戒心の高まりに対して、同ファンドを持つ国23か国が2008年4月ワシントンで設置した International Working Group of Sovereign Wealth Funds(IWG)は、同年9月サンチャゴの会議で Sovereign Wealth Funds Generally Accepted Principles and Practices(いわゆる Santiago Principles)を採択した。同原則はSWFsが従うべき24の原則から成る。SWFsの投資決定は政治的動機によるものでなく金融的・経済的原則に従って行われるもので世界の金融システムの安定に寄与し、保護主義的圧力を減らしオープンで安定的投資環境を助長するものという考えに基づいているとしている。

以上のような国の安全保障上の観点からのFDIの規制については、投資協定上は通常次のような措置が取られている。(②~④は、投資後に特別の事態が発生した場合の措置)

- ① NT、MFN およびパフォーマンス要求禁止の各規定に適合しない「留保及び例外」

措置の対象となる分野または事項が認められる（通常ネガティブ・リストの形でリストアップされる）。国防に係る分野やその他の外国の支配に曝したくない分野である。

- ② 一般的例外措置：安全保障上の利益の保護のために必要な措置、国連憲章に基づく義務に従ってとる措置、生命・健康の保護のため必要な措置、公の秩序の維持のために必要な措置
- ③ 一時的なセーフガード措置：国際収支および対外支払いに関する重大な困難の場合ならびに資金の移転が経済全般の運営（特に通貨・外為政策）に重大な困難をもたらす場合に、資本取引・資金移転の義務に適合しない措置をとること
- ④ 信用秩序の維持のための例外措置

②の実効性に関しては、アルゼンチンの 2002 年の兌換制停止を挟む時期の投資家対国の紛争に係るいくつかの仲裁判決は、国際法上の「緊急避難」あるいは投資協定上の「公序の利益」もしくは「不可欠の安全保障上の利益の保護」を認めるものと否定するものに割れており、投資家に対しては安定的かつ予測可能性の高い投資環境を提供できず、他方投資受入国に対しては投資協定上の義務から逸脱して深刻な経済危機に対応することが認められず、投資協定の受入れに慎重にならざるを得ない、という基本的な問題を提起している。（川瀬剛志「例外規定一類型と解釈の多様性」（小寺彰編著「国際投資協定」に所収）等を参照）

FDI の参入に関して安全保障上の観点から特別のルールを設けている国がある。米国では国家安全保障を守る目的で国防生産法(Defense Production Act)を修正したエクソン・フロリオ修正条項(Exon- Florio Amendment)が 1988 年に成立。財務省が議長となり関連各省庁をメンバーとする外国投資委員会 (CFIUS) が、安全保障懸念のある買収案件を審査、**review-investigation** を経て決まらなければ、最終的に大統領が判断。最近中国も「外国投資者による国内企業の買収・合併の安全審査制度構築に関する通達」を出し、外国企業による M&A が安全保障上の問題がないかを審査することとなった。軍需産業とその関連企業だけでなく資源エネルギー、インフラ、コアテクノロジー等も対象になる。安全審査を行うために国务院、発展改革委と商務部が主管する「安全審査部際聯席会議」が設置される。2 月 3 日公布から 30 日後に実施されることになっている。

我が国の場合は外為法（第 27 条）によって対内 FDI のうち政令で定める審査が必要なものは財務大臣および事業所管大臣に届けなければならない、審査の結果「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来たす」、あるいは「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」と認めるときは、「関税・外国為替等審議会」の意見を聴いて、内容の変更または中止を勧告でき、勧告を応諾しないときは中止を命ずることができることになっており、対内 FDI 参入時のチェック体制は一応整備されている。

## 9.6 我が国の投資協定のあり方

1959年ドイツは世界で初めてパキスタンとの間で投資協定を調印して以来、専ら投資の保護を目的とする協定を追求してきた。他の欧州諸国も基本的にこのドイツ型の投資協定モデルに追随してきた。他方、米国は典型的には NAFTA で採用した投資参入後の保護に加え、投資参入時を含めた NT、すなわち投資の自由化をも狙いとする投資協定モデルを採用している。

我が国はシンガポールとの EPA（その投資章）（2002年1月調印）および韓国との BIT（2002年5月調印）以後、基本的に「投資保護+投資自由化」を内容とする米国型投資協定を締結してきている。今後はアフリカ、南米、中東等の国々とも投資協定の交渉を行っていくことになるが、相手国次第で時間的制約等を考え投資自由化の主張を取下げ、投資の保護に重点を置いた協定を締結する等柔軟な取組みも必要になろう。

しかしながらその場合にも、当面の協定妥結だけでなく将来の改定までを視野に入れたとき、我が国投資協定の本来あるべき基本方針や盛り込むべき内容等に関し、交渉に当たって日本の立場を明確にしておくことが重要であると思われる。

その場合の我が国の基本案は、これまで到達している高レベルの協定内容を基礎に必要な修正を加えた内容とすべきであるが、これには①投資前の NT・MFN や技術移転要求を含むパフォーマンス要求禁止等の投資自由化規定、②パッケージ型インフラへの事業参加に備えた「アンブレラ条項」(注)、③仲裁付託先として投資家にとって利用しやすい ICSID の選択等は盛り込むべき必須事項と考える。これを交渉相手国に最初に提示するいわば日本型 Model BIT と考えることもできる。

(注) 投資家と国との間の契約上の紛争を仲裁によって解決するためには、同契約中に仲裁条項を設けることが従来は一般的であった。しかし、この場合、①国がそういう条項を入れることに同意するのか、②もし入れたとしても、仲裁廷が投資に関する契約を国際法上の契約と認めない限り（今まで認めた例は2件のみ）国内法上の仲裁になる、③ホスト国の法的介入を避けるため仲裁地を第三国に置くことは認められそうにない、④仮に仲裁地を第三国に置けたとしても仲裁判断の承認・執行に国内裁判所の関与がある、⑤ICSID 仲裁が契約上認められれば、国際法適用が可能になり、また ICSID 判断の仲裁執行は条約上の義務であるので国内法の影響を受けないが、投資契約に ICSID 仲裁を入れることにホスト国は抵抗するであろう、等々の問題があった。そこで国対国の条約である投資協定に基づく紛争解決の利用が考えられるが、必ずしも契約違反則投資協定違反とはならないので、ホスト国の契約違反行為が、投資協定の例えば「公正衡平待遇」違反や「収用」と実質的に同様の行為と認められる必要がある。このような認定上の迂回を経ないで、契約違反が投資協定上の違反になることを規定することによって、契約違反を直ちに投資協定上の投資仲裁に付託できこととしたのが「アンブレラ条項」である。

実際に「アンブレラ条項」違反として扱われた案件としては、次のようなものがある。(濱本正太郎「義務遵守条項(アンブレラ条項)」(小寺彰編著「国際投資協定」所収) および経産省通商政策局編「2010年版不公正貿易報告書」から引用)

- ・SGS がフィリピン政府と締結した輸入産品検査業務委託契約に係る代金未支払が、スイス-フィリピン BIT の条項“Each Contracting Party shall observe any obligation it has assumed with regard to specific investments in its territory by investors of the other Contracting Party” の違反を構成するとされた (any obligation は国内法上の義務も含むと考えられた)。(ICSID)

同様なケースとして、以下がある。

- ・エクアドルの Electroquil はエクアドル電力公社との買電契約(PPA)に基づき電力供給していたが、米国 Duke Energy が Electroquil の株式を取得。電力公社は解散、権利義務を継承したエクアドル政府は電力代金支払いを拒否。両者は国内裁判所に提訴するも却下され、米-エクアドル BIT に基づき国際仲裁に申立て、アンブレラ条項違反と判断された。ただし、違反は Electroquil との関係で生じたとして賠償金の支払いは同社になされるべきことを判示。(ICSID)
- ・オランダ法人 Eureko がポーランド国営保険会社の株式の過半数を取得することに関するポーランド政府の合意が遵守されなかったためオランダ-ポーランド BIT のアンブレラ条項違反が問われた案件(Ad Hoc Arbitration)
- ・ラトビア企業 AMTO が出資しているウクライナ電気工事子会社がウクライナ国営 Energoatom に対して持つ契約債権の支払いがウクライナ政府により妨害された事件 (エネルギー憲章条約上の違反) (SCC Arbitration)
- ・1990年代のアルゼンチンにおけるガス産業の民営化の過程で、政府は利益を生む水準でのガス価格設定、ドル建て流通費用の設定等を法律または政令で定めたが、2000年以降の経済危機の際にこれらの法律・政令を覆した。ガス流通業者に出資していた米企業の Enron、Sempra、LG&E 等が仲裁を申立て、国内法・政令上の義務も一般的な性格を有する法律上の義務ではなく、これらの投資に特定の義務であるので any obligation . . . with regard to investments に含まれるとしてアンブレラ条項違反が認められた (いずれも ICSID)

## 9.7 投資協定の普及・啓蒙活動

投資協定の内容、意義等については我が国産業界でも意外と知られていないように思われる。国際的活動が事業の大きなウェートを占めている大手商社、国際展開に積極的なメーカーの一部でようやく知られてきたところだと思われる。

何よりも海外ビジネスの第一線で活躍する人達が、①ホスト国政府との関係で紛争が持ち上がった場合に、少なくとも投資協定による紛争解決手段が念頭に浮かぶこと、そして②事業を始めるにあたり、投資協定の活用(我が国と相手国の間に BIT がなくとも第三国との

BIT 活用の可能性もある) についても思いを巡らすことができる、あるいは③最低限その本人の周辺に①と②についてアドバイスできる人がいることが必要ではなからうか。そのためには国際ビジネスに携わる企業およびこれにアドバイスを与えることになる大使館、政府機関の現地事務所、金融機関、現地商工会等で投資協定に関する知見と情報を持つことが重要で、これにはセミナー開催等の啓蒙・普及活動も必要であろう。

また、日本大使館、JBIC、NEXI、JETRO あるいは日本商工会等投資紛争に関するアドバイスを求められる可能性があり、従ってその情報が集まると思われる機関は、その個別の紛争事例を経産省に報告し、最終的に経済連携課でこれら個別事例を集中管理し、個別企業名を伏せて内容を分かりやすく編集し、ホームページ等に公開して、情報を共有するシステムを作ることは、FDI 実施企業はもとより上記機関にとっても極めて有益であると思われる。かかるシステムの構築について提言したい。

## 9.8 海外直接投資に関連するその他の協定

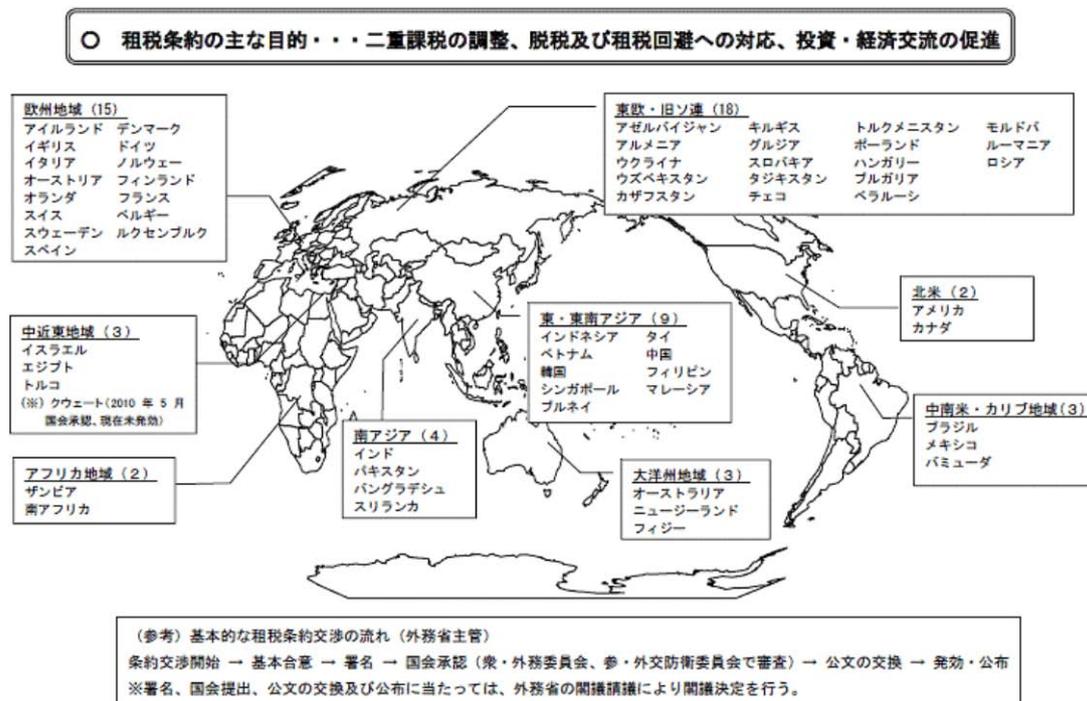
### 9.8.1 租税条約

租税条約は、二重課税の調整、脱税および租税回避への対応、投資・経済交流の促進を主目的として結ばれた国家間の条約（所得税と相続税に関する租税条約に大別）。

海外で得た所得に対する国際的二重課税は、所在国日本（居住地国）と所得を得た海外の源泉地国の双方で同時に課税されることで生じる。このような二重課税は、企業の競争力を阻害する等、海外投資を行う際に当然障害となってくる。これを回避するためには、どちらかの国でのみ課税することにすれば良いが、日本を含む各国が結んでいる現行の租税条約のオーソドックスなパターンでは、その企業等の母国でのみ課税し、所得を得た国では免税（または課税額の軽減）するという基本ラインにより、所得を得た源泉地国側での課税を抑制・減免するかたちで、できるかぎり二重課税を解消しようとするものである。

我が国の租税条約の締結国を次の図表に示す。我が国が最初に締結した租税条約は、1955年に締結したアメリカとの租税条約であり、現在では59か国・地域との間で租税条約を締結している。これにより、我が国の行っている海外投資の約8割が租税条約によってカバーされているという。経済活動のグローバル化に伴い、自国にとって有益な体制を構築しようとする政策的意図が背景にあり、最近では、産油国との租税条約締結に向けた動きが目立つ。また、政府は、1984年に発効してこれまで改定したことのなかった日中租税条約の改定を目指して中国側との交渉に入ろうとしている。この改定の狙いは、投資促進のための子会社からの配当に対する税率引き下げである。なお、我が国では外務省と財務省が租税条約の締結を担っている。

図表 9-3 我が国の租税条約の締結国



(48 条約、59 各国・地域適用 / 平成 22 年 10 月末現在)。旧ソ連等との条約が継承されているため、48 条約に対し、59 各国・地域適用となっている。

(出所:財務省ウェブサイト (<http://www.mof.go.jp/jouhou/svuzei/sirvou/182.htm>))

租税条約には OECD モデル (Model Double Taxation Convention on Income and Capital) と国連モデル (United Nations Model Convention for Tax Treaties between Developed and Developing Countries) という 2 つの主要な標準モデルが存在し、条約構成の共通性を保つ役割を果たしている。前者は、先進国同士のモデル、後者は先進国と途上国間のモデルであり、後者は源泉地国である途上国の課税権により配慮した内容となっている。我が国が締結している租税条約の規定は、OECD モデルを基本としつつ、条約の相手国との間の状況に応じて必要なものが定められている。

【OECD モデル租税条約の主な内容 (財務省ウェブサイトから)】

○ 二重課税の調整

- ・ 源泉地国 (所得が生ずる国) の課税できる所得の範囲の確定
  - － 事業所得は、支店等の活動により得た所得のみに課税
  - － 投資所得 (配当、利子、使用料) は、税率の上限を設定
- ・ 発生した二重課税の排除方法
  - － 外国税額控除等 (平成 21 年度税制改正で持ち株比率原則 25%以上

(米、豪、伯、蘭では10%以上、仏15%以上)、保有期間6カ月以上の子会社からの配当に関しては「外国子会社益金不算入制度」の導入により、外国税額控除制度が廃止され、外国子会社からの配当額の95%が益金不算入となった。)

○ 脱税及び租税回避への対応

- ・ 税務当局間の納税者情報（銀行機密を含む）の交換

○ その他

- ・ 紛争解決（税務当局間の相互協議（その仲裁制度を含む））
- ・ 租税に関する徴収共助
- ・ 無差別待遇

現在米国、オランダとの間では、配当にかかる源泉税は5%（出資比率50%以上では免税）、利子10%（政府、金融機関等は免除）、特許等の使用料に関しては免税となっており、韓国との間でも配当への課税は5%（特許10%）となっている。中国、インドの場合は配当、利子、使用料への課税は10%、タイではそれぞれ20%、25%、15%と高い。従来の「外国税額控除制度」が使えなくなるだけに、配当に対する源泉税の引下げが望まれる。

### 移転価格税制

国際課税に関連し、我が国企業が海外投資を行う際に特に問題となっているものに移転価格税制がある。

移転価格税制は、企業活動の国際化の進展に伴い、海外に所在する親会社・子会社等との取引を通じた所得の海外移転に適切に対処し、適正な国際課税の実現を図ることを目的として設けられたものである。

例えば、日系企業の現地法人（工場）が原材料を関連企業から高く仕入れ、製品を関連企業に安く販売することで利益（所得）を当該国から日本の本社なり第三国の関連企業に移転するケースが考えられる。それぞれの取引が関係会社間のものであり、売買価格の設定いかんで利益の移転が容易であるため、これを防止するための考え方が必要になる。

こういった関連者間の利益の移転を防止するため、関連者間の取引における価格は、「独立企業間価格」と呼ばれる課税上の所得金額の算定上その取引が第三者間で行われた場合に設定される価格をベースとすることとされている。この「独立企業間価格」の決定は、①独立価格比準法、②再販売価格基準法、③原価基準法のいずれかの方式によることとされており、これらの方式を採り得ない場合には、その他の方式によることとされている。この独立企業間価格の算定は、実際には、大変困難なケースが多く、税務当局と納税者との間で価格の算定についてトラブルとなるケースが多い。

移転価格税制の対象となるものには原材料や製品といった有形の資産ばかりではなく、ロイヤリティーなどの無形資産や研究費の請求といった役務の提供に関連するものもあり、適正な価額の算定は更に難しい。

なお、移転価格税制の適用にあたっては、納税者に予め租税回避の意図があったか否かは考慮されない。

この移転価格税制を巡っては多くの海外進出日系企業が問題を抱えている。中には当該国の税務当局による恣意的な運用や、理解不足による誤った過大な徴税といった問題もある。本調査で今回訪問した3か国においてもこの移転価格税制に関する問題を指摘する声が多く聞かれた。特にインドネシアでは一時的な税収増を目的とした税務当局による無理な徴税があるとの指摘が複数の聴取先から聞かれた。(添付現地調査面談録参照)

### 9.8.2 社会保障協定

社会保障協定を締結する背景・目的に関し、日本年金機構ウェブサイト (<http://www.nenkin.go.jp/>) では次のように説明している。

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要があります。日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受けとるためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、保険料の掛け捨てになってしまうことがあります。

社会保障協定は、

- 「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）
- 保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする（年金加入期間の通算）ために締結しています。

我が国の社会保障協定の締結・交渉・協議状況は以下の通りである（厚生労働省ウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>) による）。

#### 【発効済の社会保障協定】

- ・ドイツ（平成12年2月1日発効）
- ・イギリス（平成13年2月1日発効）
- ・韓国（平成17年4月1日発効）

- ・アメリカ（平成 17 年 10 月 1 日発効）
- ・ベルギー（平成 19 年 1 月 1 日発効）
- ・フランス（平成 19 年 6 月 1 日発効）
- ・カナダ（平成 20 年 3 月 1 日発効）
- ・オーストラリア（平成 21 年 1 月 1 日発効）
- ・オランダ（平成 21 年 3 月 1 日発効）
- ・チェコ（平成 21 年 6 月 1 日発効）
- ・スペイン（平成 22 年 12 月 1 日発効）
- ・アイルランド（平成 22 年 12 月 1 日発効）

**【署名済の社会保障協定】**

- ・イタリア（平成 21 年 2 月署名）
- ・ブラジル（平成 22 年 7 月署名）
- ・スイス（平成 22 年 10 月署名）

**【政府間で交渉中の国】**

- ・ハンガリー（平成 21 年 11 月から協議中）
- ・ルクセンブルク（平成 22 年 5 月から協議中）

**【予備協議中等の国】**

- ・スウェーデン（平成 20 年 3 月から協議中）
- ・フィリピン（平成 21 年 8 月から協議中）
- ・スロバキア（平成 22 年 9 月から協議中）
- ・オーストリア（平成 22 年 10 月から協議中）
- ・インド（平成 23 年 1 月から協議中）

政府は、社会保障協定の締結対象国について、先進国だけでなく今後はブラジルやインドなどの新興国に拡大していく方針を示しており、中国については、締結に向けて情報収集を強化していくとしている。

一方、主要国の社会保障協定締結数は、欧州の主要国でそれぞれ 50 か国以上、アメリカでは 24 か国などとなっており、発効済国が 10 の我が国についても更なる締結の促進が期待される。

特に、上記によっても明らかなように、我が国の既締結あるいは交渉中・協議中の国の多くは欧米諸国であり、在留邦人数や日系企業の進出状況の実態からするとアジア諸国との早期の締結が望まれる。外務省公表の統計資料（「海外在留邦人数調査統計 平成 22 年速報版」）によると、平成 21 年の全世界の在留邦人数は 113 万人であり、その内北米地域が 38.6%を占め最大、次いでアジアが 26.7%、西欧 16.0%と続いている。アジアは前年比 3.4%増加しており、今後も伸びが見込まれる。その内、中国は国別ランキングでも 38 万人のアメリカに次ぐ 2 位（13 万人）に位置付けられている。更に長期滞在者（永住者を除く 3 か月以

上滞在者)で見ると、アジアが全体の37.3% (28万人)を占め、北米の34.7%を上回っている。この数値からもアジアを対象とした社会保障協定締結の優先性は説明されうる。

中国が中国で働く外国人に対しても社会保険加入を義務化することを決めた。全国人民代表大会が、2010年10月に義務化を目指す社会保険法案を可決し、2011年7月から施行されることとなった。社会保障環境の整備により海外からの優秀な人材の確保を狙ったものであるが、中国に進出した企業にとっては新たな保険料負担によりコスト増となる。これにより中国政府が狙う効果が得られるかどうか分からない。日本企業にとっては日本と中国で駐在員の保険料の二重負担の問題が発生することになる。

#### 9.9 対外投資円滑化推進を目的とした日本政府の関係閣僚会議の設置

投資立国を標榜しながらも、わが国からの対外直接投資(FDI)の環境整備に関する問題が閣僚レベルで議論される機会は、貿易自由化・円滑化にかかる問題やODAに比して、いまだ少ないように思われる。①わが国の資源エネルギーの長期安定的な確保を目的とする資源エネルギーの開発産業の海外展開はもちろんのこと、②政府の施策を待たずとも既にアジアのみならず世界中に展開している電気電子・自動車・同部品を中心とするわが国製造業の海外事業展開に加え、③「新成長戦略」におけるパッケージ型インフラ海外展開推進を受けて(当面の重点分野は、資源エネルギー関連、製造業、インフラ産業の3本柱)、我が国からの対外直接投資の円滑化にかかる政府の施策および二国間投資協定の交渉や二国間ベースでの投資環境改善に向けた協議を含む投資受入国における投資ビジネス環境の改善等について総合的に審議し、政策提言を行う官民合同の閣僚レベルからなる「対外直接投資円滑化推進関係閣僚会議(仮称)」(官房長官を座長とし、経済産業省・財務省・外務省および投資を担う関連産業の主務官庁の大臣をメンバーとする)の設置を提言したい。当該閣僚会議は、少なくとも年に2度は開催し、前年の実績をレビューするとともに、当年度の重点的な取組を決定する。また、その下部組織として、「対外投資円滑化基本政策委員会」および国・地域別委員会(「中国」「インド」「アジア」「中東・アフリカ」「中南米」「ロシア」「欧州」「米国カナダ」など)および必要に応じて課題別の委員会(以上の委員会にはいずれも副大臣・政務官クラス+民間の代表委員を複数入れる)を設置、検討結果を閣僚会議に報告する。委員会での議論や方向性は、閣僚や副大臣・政務官レベルの外国政府訪問時の面談における申入れ事項等に反映されるように省庁横断的な取組として運営する。

## 添付資料

1. アンケート集計結果
2. 委員会議事録（第1回～第3回）
3. 出張報告（中国・ベトナム・インドネシア）
4. 現地調査面談録
5. 集計資料および資料入手先一覧

# 1. アンケート集計結果

**平成22年度 (財)国際経済交流財団 受託事業  
「経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究」  
アンケート回答まとめ**

アンケート実施期間：2010年9月17日(金)～10月19日(火)

	配付件数	回収件数	回収率
正会員	12	8	67%
商社&金融会員	9	3	33%
中小プラント会員	17	2	12%
全体	38	13	34%

1 御社が海外投資の意思決定をされる場合、投資先国との間で投資協定が締結されていることをどの程度考慮されますか。該当するものに○をつけてください。

- (1) 投資環境が安定しており、関連の法制等が整備されている国の場合  
 (a) 投資協定の有無は投資の意思決定において重要な要素になる  
 (b) 投資協定の有無を考慮はするが、あまり重要な要素とは考えていない  
 (c) 投資協定の有無をほとんど考慮しない  
 (2) 投資環境が不安定で、関連の法制等が整備されていない国の場合  
 (a) 投資協定の有無は投資の意思決定において重要な要素になる  
 (b) 投資協定の有無を考慮はするが、あまり重要な要素とは考えていない  
 (c) 投資協定の有無をほとんど考慮しない

回答
5
6
2
回答
9
2
2

2 設問1で (a) を選択された場合、その理由は次のどれですか、該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- 相手国政府との間で万が一問題が生じる場合に備える  
 投資財産について問題発生時の抑止力となることを期待する  
 投資財産の運営に関し相手国政府から種々の要求・規制を受けたくない  
 その他(具体的に)

回答
5
5
4
0

3 設問1で、(b)または(c)を選択された場合、その理由は次のどれですか。該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- 投資先国との間で重大な問題が生じるリスクはあまり考えられない  
 投資先国との投資協定に回避したいリスクに対応できる規定がない  
 そもそも投資協定の有効性に疑問がある  
 投資協定以外の手段でリスク回避を図ることができる(具体的に)  
 ・電力事業といった大型プロジェクトにおいては相手国政府保証等を取り付けると同時に国際金融機関の関与を図り、リスクへの抑止力としている  
 ・例えば、貿易保険により一定のリスクを排除できる場合もある。  
 その他(具体的に)  
 ・個別に契約書で取り決めている  
 ・投資時点での直接投資の対象国投資環境を所与として判断をせざるをえない為(予見性のないことをビジネスプランに織り込みづらい)。  
 ・個別案件において投資協定の必要性が論点になったことがない。

回答
4
0
0
2

3

4 投資先国と第三国間の投資協定を活用するため、同第三国を経由して(その国に投資会社を設立する等により)最終投資先国に投資したことがありますか。どちらかに○をつけてください。「ある」と答えられた場合にはその経由国と投資先国を記載してください。

ある(具体的に)	
○国経由	○国向け投資
南アフリカ	モザンビーク
-----	-----
-----	-----

ない

回答
1

11

5 御社は海外投資を行うに当たり、投資協定の活用を検討されるとすれば、どのような体制で検討されますか。該当するものに○を入れてください。(複数回答可)

- 社内の投資担当部門で検討する  
 社内の法規部門等の専門部門が検討する  
 外部の法律事務所に検討を依頼する  
 その他(具体的に)  
 ・社内でタスクフォースチームを組成  
 ・海外業務を行う会計税務のコンサルタント  
 ・事業部門、財務部門、法務部門連携による検討

回答
10
8.5
7.5
3

6 我が国との間で投資協定が締結されていない国に関して、今後優先的に締結して欲しい相手国5か国以内をその理由と共に記載してください。

国名	理由
インド	今後、重要な設計・製造拠点となる可能性大
中国	投資環境の透明性、予見性確保
インド	投資環境の透明性、予見性確保
インド	韓国企業との競争条件が改善される
GCC	市場へのアクセス改善
ブラジル	市場へのアクセス改善
EU	韓国が締結済みである
アンゴラ	投資を検討している。
モザンビーク	投資を検討している。
南ア	投資を検討している。
ガーナ	投資を検討している。
中東各国	海外プラントビジネスのため
パプアニューギニア	現在プラント建設遂行中のため
オーストラリア	今後資源関連のプラントビジネスが活況となる可能性があるため
エジプト	プラント商売における当社の重要国である為
アンゴラ	プラント商売における当社の重要国である為
EU	投資協定とは異なるが、先日韓国がEUと締結したような大幅な関税撤廃を含めた自由経済協定(投資に関する記載もあり)が締結されれば、当社製品の同域内への輸出促進に貢献する。
インド	投資機会が多い。規制が多い。
アメリカ	投資機会が多い。
EU	投資機会が多い。

7 投資協定で規定すべき事項として何を重視されますか、必須と考えるものに○をつけてください。(複数回答可)

内国民待遇	6
最恵国待遇	7
公正・衡平待遇	10
投資財産の取用と補償	10
義務・約束遵守条項(アンブレラ条項)	9
投資家と国家間の紛争処理および仲裁	8
パフォーマンス要求の禁止	6
送金の自由	8
投資の自由化	4
その他(具体的に)	1
・最終的には上記全てであるが、まずは合意できることから規定し、徐々に改善・拡充していけばよい	

8 既存の投資協定(特に初期の投資協定)の中には、規定する範囲や内容が不十分なものもあり、その充実が求められていますが、特に改善を希望される相手国との投資協定とその内容がありましたら記載してください。

国名	改善すべき規定内容
中国	パフォーマンス要求の禁止
ロシア	投資許可段階の内国民待遇、最恵国待遇

9 我が国企業が投資協定に基づき紛争処理を仲裁に付託した事例は、野村証券による「サルカ事件」1件のみと言われていますが、御社はこれまで対外投資に関する紛争をどのように解決してこられましたか、該当するものに○をつけてください。

これまで特に大きな紛争に巻き込まれなかった	9
相手国政府との話し合いで解決した	0
我が国政府や公的機関と相手国政府との交渉で解決した	0
投資先国の司法制度(裁判等)を通し解決した	1
その他(具体的に)	2
・契約に定める紛争処理手続きに従い処理	
・今のところ紛争になった事例はない。	

- 10 国際機関（例えば世銀グループのIFCやMIGA）の出融資・保証や我が国の公的機関であるJBICやNEXIの出融資・保険に対し、投資における紛争抑制や紛争解決に関しどのような役割を期待されま  
すか、記載してください。

・アドバイス機能  
・大型プロジェクトにおいては相手国における国家レベルの紛争の可能性が高く、発生時には国家間  
レベルでの交渉・調整をリードし、国民利益の安全性を保証して頂きたい。接收、収容、政策変更  
リスクに対する抑止力を期待します。  
・特に要望はないが、我が国の公的機関については、投資企業（日本企業）からの個別案件に関する  
様々な状況や要望を配慮して、制度の柔軟な適用と運用を期待する。  
・国際機関の出資や保証は問題発生時の抑止力となる。

- 11 WTOのGATS（サービス分野における投資）およびTRIMs（貿易関連投資）協定ならびに2国間の租  
税条約および社会保障協定に関して、特に要望したい事項がありましたら記載してください。

・既存の租税条約について、配当等にかかる源泉税課税の撤廃、或いは軽減を盛り込んだ改定を  
行って頂きたい。  
・我が国の租税条約ネットワーク（締結国数）は、他の先進国に比べ、まだまだ遅れをとって  
いるので、未締結国との締結を促進頂きたい。  
・要望は特にないが、同じ二国間で交渉するのであれば、投資協定のみならず租税条約等もOne  
Packageにしてトータルでビジネス環境整備の交渉を行った方が良いという考えもできる。  
・WTO協定の交渉が早急に進むよう、途上国のキャパシティビルディングに政策対話等で努力して  
頂きたい。

- 12 その他投資協定に関して我が国政府に要望することがありましたら自由に記載してください。

・特にEPAについては、より多くの国との間で早急なる締結を望む  
・EPA先進国となってほしい（少なくとも欧米同業他社と同じ環境）  
・締結国数は、他の先進国に比べ、まだまだ少ないので、未締結国との締結を促進頂きたい。  
・現時点において、投資協定に関する政府への要望は特にない。日本と中国はすでに投資協定を締結  
（1989年発効）しているが、中国の投資環境に関しては問題点も多く、為替・送金規制、外資規制  
などについて企業側から改善要望の声が出ていることを聞くと、投資協定を締結してもそれを  
以って投資環境が整ったとは言えず、協定の改訂や見直し等、その後の運用面でのフォローアップ  
が重要であると思う。  
・韓国がEUやいろいろな国と投資協定を締結しており、日本からのプラントのみならずビジネス展開  
に差がついてしまい、このような協定のあるなしで日本企業がビジネスで敗退するようなことは  
あってはならないと思う。海外展開で経済成長を図る日本にとってぐずぐずしている時間はないと  
思う。  
・出来るだけ多くの国と速やかに協定を結んでいただきたい。  
・優先順位は貿易取引量の多い国からお願いしたい。

## 2. 委員会議事録

### 2.1 第1回委員会（2010年10月28日）

#### 第1回 経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究委員会 議事録

日 時：2010年10月28日（木） 15:30～17:45

場 所：社団法人日本プラント協会 会議室

出席者：別添の通り

#### 1. 挨拶

日本プラント協会の丸山専務理事より開会の挨拶があった。

#### 2. 委員紹介

出席の委員より順に自己紹介があった。

#### 3. 委員長選任

委員互選により手島委員が委員長に選任された。

#### 4. 調査実施計画の説明

事務局より配付資料2に基づき調査実施計画について説明があった。

#### 5. 世界・日本の海外直接投資の動向および投資協定の現状の報告

事務局より配付資料3に基づき世界・日本の海外直接投資の動向および投資協定の現状について報告があり、これについて引き続き以下の通り質疑応答が行われた。

上田委員：資料の中で「体制移行国」とあるが、具体的にはどこか？

事務局：ロシア等の CIS、アルバニアなどの非 EU 加盟南東欧州諸国。

## 6. アンケート実施結果の紹介

事務局より配付資料 4 に基づきアンケート実施結果について紹介があり、これについて引き続き以下の通り質疑応答が行われた。

福永委員：中国のパフォーマンス要求禁止を希望するとの回答があったが、具体的にはどんなパフォーマンス要求があったのか？

事務局：企業からの回答をそのまま載せている。現時点では詳細は分からない。

森田委員代理：中国は実際にパフォーマンス要求がある。経団連実施のアンケートでもそういった回答が寄せられている。

福永委員：日本企業に対してだけではなくあるのか？

委員長：ヒアリングを実施する際に企業に具体的に訊いてもらえると良い。

## 7. 調査方針と内容について審議

事務局より配付資料 5 に基づき報告書目次(案)について説明があった。引き続き全体を通じて以下の通り議論が行われた。

椎野委員：目次(案)の 8.1 項について、アンケートでリスクの高い国ほど投資協定があった方が良いとの回答であったので、国別の紛争件数があると良い。インドはアジア諸国の中では同件数が多く、投資協定の必要性が高いことの補助材料となる。業種別の紛争件数もあると説得力が増す。UNCTAD の資料では 金融やエネルギー関係が多いが、日本企業の投資の重点分野がインフラ分野等へシフトすると一層、投資協定の必要性が増すということが指摘できる。8.3 項について、投資協定のカバー率(日本については約 20%だと思うが)があると面白い。主要国と比べて、日本のカバー率がどの程度であるか把握できる。但し、途上国では残高統計、累積統計などデータが不足しており困難を伴うものではある。8.4 項について、日本・フィリピン FTA で投資家対国家の紛争解決規程が入っていない点は課題として指摘できる。8.7 項について、途上国のインフラビジネスと関係の深い政府調達協定の重要性についても指摘できる。政府調達における内国民待遇と透明性の重要性は高い。なお、7.2 項について、昨年エネルギー憲章条約にロシアが正式加盟しないことが表明され、一定期間の暫定適用後は、ロシアには適用されなくなる。

森田委員代理：目次(案)の 8.3 項について、重点国は圧倒的に中国。独立の章にして論ずる

に値する。関税が重要。中古品の輸入が非常に難しい。部品の輸入に非関税障壁がある。政府調達の問題は避けて通れない。調達が不透明な国だ。

福永委員：目次(案)の7.3項について、投資仲裁の事例を取り上げる予定はあるか？

事務局：こういった取り上げ方をしたら良いのかが難しい。

福永委員：どのケースを選択するか。サンプル的に分野別に挙げるとか。

事務局：海外投資を行うに当たって歴大な仲裁事例の蓄積を知悉していることは大事なことだが、今回はとても全部は扱えないので、インフラプラント案件に関連して問題になりそうな宿主国政府が約束したにも関わらず不履行や政策変更があって事業がダメージを受けるケースなどに絞って取り上げたい。一般的な政策変更は、投資協定の違反になるのか？アルゼンチンの兌換法に基づく固定為替制度が後に廃止されペソの暴落で外国からの投資財産の価値が暴落し、事業が破綻、多くの外国投資家はアルゼンチンとの投資協定に基づき賠償を求めて国際仲裁に持ち込んだ。このケースでは投資家が勝ったが、実際に賠償は支払われたのだろうか。

福永委員：協定違反になって補償されたはず。このようなケースは、ある意味で投資の受入国にとって過剰な負担とも言える。

事務局：NEXI が新たに導入された政策変更の保険の場合には、保険事故と認定された後NEXI が代位し求償権を行使することになるのか？

上田委員：IPP は日本の企業が強い分野で付保事例が多い。IPP の運用開始後、相手国政府(過去、電力公社はほとんどが国営)より電力料金値下げの要求があっても、投資者である私企業にとって、相手が国なので交渉が難しい。ECA が代わりに交渉した事例がNEXI において過去アジア、欧州などであった。その際には米国や欧州の主要なECA と組んで相手国政府に交渉に行った。日本プラント協会の会員企業もそういうことを経験している。日本ではBIT があることが海外投資保険等の付保の条件にはなっていない。日本では過去まだ投資協定を締結している相手国が少なかったのも、そんなことを言っていたら保険を掛けられない。新しい政策変更に係る投資保険の制度については、従来は相手国政府が不当な言い掛かりをつけてきた場合に対応していたのに対し、法律に基づく措置など合法的なものは、従来保険事故対象外と考えられていた。今後は資源案件やインフラ案件等について合法的な政策変更に対しても対応するもの。資源案件などの所在国で政変があって政策が変更されたケース等を想定し、例えそれが合法的であっても事前に相談の上特約を予め付けておけば保険金が入るといえるというのが趣旨。詳しくは11月5日開催の「環境・民活・投資推進協力協議会」で営業第二部長より説明の予定。今後は単発のIPP よりも規模が大きい鉄道や原子力等のインフラ案件が増えてくるので国ベースで支援できる体制が望ましい。今までは個々の企業の努力とECA の関係で解決してきた。一般論として投資協定があることが望ましい。

保険事故の抑止も我々の仕事。上記の例のように未然に防いだ事例もいくつかある。NEXI 設立当初は、保険金を支払った場合、回収義務は被保険者である企業に持ってもらって具体的な回収努力をしてもらってきた。現在はサービサーを使うなど回収手段を多様化し NEXI が自ら回収を行う方向でも努力を行っている。

横溝委員：目次(案)の 8.3 項の重点国について、日本貿易会では 08 年に二度に亘って投資協定の締結促進への要望を出している。そこでは、ドイツ等欧州諸国や中国と比べて締結数で差があるが、それら協定の大半は投資の保護を目的とする従来型の内容であり、日本は徒に数を追うことなく、戦略的な優先順位に基づいて、投資の自由化規定を含めた質の高い協定を実現するよう求めた。締結要望した国は、資源やエネルギー関連の投資が見込まれたり、日本がその国の経済のダイナミズムの取り込みを目指したりしたものが多かった。

8.7 項について、当会の会員商社に投資・ビジネス上の課題・要望を伺うと、関心が高いのは「社会保障協定」と「租税条約」の締結促進。当会ではこれに「投資協定」を加えた 3 つをワンパッケージにした交渉のアプローチを提唱している。

安間委員：企業は係争や調停・裁判を決して望んでおらず、あくまで抑止力としての機能を民間は望んでいる。何が抑止力として最も有効な手段かを考える必要がある。官が「取り組みを進めている、仕組みができた」と言っても民間は「さほど役に立たない」と思っていることも多い。パッケージ型インフラ輸出でもう一度考えるべきは ICSID(国際投資紛争解決センター)条約の仕組みである。ICSID における調停結果を当該相手国の憲法や公序良俗に制約されることなく強制執行可能なメカニズムをうまく取り込めないかという議論はインフラ案件での抑止力の観点からは価値がある。NEXI の保険や JBIC のポリティカルリスク免責は、MIGA や OPIC などと異なり、リスクテイクについて相手国政府との裏付けがない。日本は官民が信頼し合ってやれていない。わが国における官民連携は、トップセールスを含めて現政権で急激に進んできたが、まだ米国商工会議所と商務省・USTR の連携関係ほどうまくは行っていない。アメリカにまだ見習うべきは、民間の要望をきちんと政府が取り上げて具体化できていることだ。

委員長：目次(案)の 8.5 項の二国間経済対話で官民連携を考えてもらえると良い。

安間委員：いざ問題が起きると、日本の企業は莫大なリーガルフィーを払って欧米の法律事務所に駆け込んでいる。こういった法律事務所に、紛争事例等を踏まえた日本企業に悩みや政府が取り組むべき課題等について説明してもらうのも良いと思う。当方で適当な事務所を紹介する用意がある。

福永委員：租税条約と投資協定の関係が問題になるケースがある。一緒にできるかどうか。

委員長：この 2 つは、本当は一体として同時に決められるべきものだが、現実には別物として扱われている。

阿部委員代理：企業としては自分達で解決するしかないというのが根本的な発想。何かあつ

た時にどこが頼れるのか。自分達で対応している。運用、我々がどう使えるのか、  
が問題。原子力など大きい案件の時には考慮する必要がある。投資協定は、もろ  
刃なので逆に同じことも要求される。その時にどうするのか？中国には法律はあ  
るが地方で運用が違う。現場で如何に対応するか。IPP などではなかなかそこま  
でいかない。大きなところで抑止力があれば良い。

以上により委員会は終了した。

以上

別添

第1回  
経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究委員会  
出席者

(敬称略)

委員長	手島 茂樹	二松学舎大学 国際政治経済学部 教授
委員	安間 匡明	株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 国際業務戦略部 部長
委員	上田 晴義	独立行政法人日本貿易保険 営業第二部 審議役
委員	椎野 幸平	独立行政法人日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済研究課 課長代理
委員	福永 有夏	早稲田大学 社会科学部 准教授
委員代理(*1)	阿部 優	株式会社日立製作所 電力システム社 国際事業戦略本部 国際室 本部員
委員代理(*2)	森田 清隆	社団法人日本経済団体連合会 国際協力本部 主事
委員	横溝 博一	社団法人日本貿易会 国際グループ マネージャー
オブザーバー	山田 良平	独立行政法人日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済研究課 課長代理

事務局 丸山専務理事、新開特別参与、川原上席部長、鈴木部長、杉田

(備考)

\*1 山本和義委員(株式会社日立製作所 電力システム社 国際事業戦略本部 国際室 室長の代理)

\*2 横尾賢一郎委員(社団法人日本経済団体連合会 国際協力本部長)の代理

## 2.2 第2回委員会(2011年1月27日)

### 第2回 経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究委員会 議事録

日 時：2011年1月27日（木） 15:00～17:15

場 所：社団法人日本プラント協会 会議室

出席者：別添の通り

#### 1. 出張報告(中国、ベトナム、インドネシア)

事務局より配付資料2に基づき出張報告があり、これについて引き続き以下の通り議論が行われた。

山田委員：日中韓の投資協定協議について、構図としてはより一層の自由化を求める日韓対自由化に慎重な中国ということであろうが、危惧する点としては、兩岸経済協力枠組み協議(Economic Cooperation Framework Agreement ; ECFA)が起爆剤になり、台湾との競争関係から韓国が焦ると中韓の協議が先行し、結果として日本が置き去りになってしまうということ。

安間委員：インフラ関係では政府と事業者との間の紛争解決が重要な issue。ICSID の紛争解決の仕方はその国の司法に定める憲法や公序良俗規定とは無関係というのが重要。ベトナムが ICSID 加盟の重要性を認識しているという話があったが、どの程度の認識なのか？

事務局：ベトナムでは他の省より上位に位置付けられる計画投資省の意見。実際に会ったのは担当官なので省としての認識度合いまでは判断できない。

安間委員：インドネシアでは法律規定そのものよりも、裁判所の判断及び執行に係る問題が多い。そこを何とかしないといけないというのが日本の民間の共通認識。

事務局：ICSID で結論が出たら、それは、あたかも国内の裁判所で判決が出たのと同様に扱われ、執行もされることになる。

福永委員：ICSID の仲裁判断について、実際に実行されるかは別だが、ICSID 条約上は承認・執行の義務がある。国際裁判は国内実施されているものが多い。投資紛争仲裁は金銭賠償が原則なので特に履行され易い。

事務局：今まで執行されなかったのはアルゼンチンとロシアだけだと言われている。特にICSIDは世銀の機関なので被提訴国への圧力はある。

安間委員：世銀理事室での勤務経験に沿って申し上げると、総裁を共通にもつ世銀4機関の間では事実上のクロスデフォルト的な圧力が加盟国政府に加わる他、IMFとも連動したPreferred Creditor Statusが政府に事実上の圧力を与えている。加えて、ICSIDは融資機関ではないものの、ICSIDの仲裁を守るように世銀グループ全体として被申立て国に事実上の圧力を掛ける効果が期待できることになろう。

福永委員：オーストラリアとアメリカとのFTAには仲裁条項がない。オーストラリアでは、これからも国際仲裁よりも国内裁判による紛争処理を志向するという考えの報告書が発出されている。

横尾委員：途上国の場合、その国の国内裁判には頼れない面もあると思う。先程のベトナムの独禁法をめぐる現地の日系企業の考え方について説明があった。現地側と本社の立場の相違から、考えの違うことはよくある。日本企業にとっても、やはり独禁法は制定してもらった方が良いのではないか。日本と整合した法制を早く導入して貰うことが大切だ。

事務局：オールジャパンとしては独禁法の導入を希望すべきであろう。

横尾委員：中国には鉱物資源について輸出関税があるようだ。中国はそれらの品目については純輸入国となっているため、国内産業保護の観点から存続を求める声も聞くが、自由貿易を堅持する観点から日本としては撤廃をやはり求めていくべきではないかと考える。それから、インドネシアとの間にも日越共同イニシアチブと同様の政府間の政策対話の枠組みがある。ただし、日越は、日本側の関心課題を中心に話し合う枠組みである。我が国の経験や制度の優れた点を紹介し、日本の制度と親和的なものの導入を奨励することが重要。共同イニシアチブの担当窓口である計画投資省はODAを担当している点で、合意事項にODAが活用できるメリットがある。

安間委員：日越共同イニシアチブのように、ODAによる対政府レバレッジを使う方法がベトナムでは成功している。EPAの場や機会を通じたものが効果的な場合もあろう。また、政府及び関係政府機関で連携し、相手国にICSID加盟への圧力を掛けるというようなことは検討に値する。JBICやNEXIが連携するのであれば、インセンティブを付けるなどして包括的に交渉することが考えられる。

上田委員：NEXIも同じ認識。10年前には今以上にBITが少なかったもので、NEXIの投資保険はBITの存在を制度利用の条件とはしていない。それとは関係なく投資保険を利用してもらっていた。BITがあるからと言って保険料を負けるなどということとはしていない。なお、制度改善の要望については常に検討している。

福永委員：日本はモデルBITをどういう意図で作っていないのか。モデルBITを使って相手国と交渉することは有効ではないか。もし作るのであればICSID仲裁への付託条

項などの要素を入れることが考えられる。

委員長：日本にとってベストな形を交渉の最初に提示できれば効果的だと思う。

安間委員：日本からの投資の主要分野は製造業、インフラ、資源開発の3つ。このうちインフラと資源開発が相手国政府との接点が多く、ポリティカルリスクに左右される度合いが高い。製造業でもその投資規模が大きくなると相手国の政府によって制約される部分も大きくなる。各国のビジネス環境を日本が得意な産業分野から見て評価できるように例えば評価マトリクス表を作って他国と比較し、これを政府との交渉の材料として使うのも良い。アンケート結果などに基づいて裏付けを持って。世銀のやっている Doing Business の日本版のようなもの。

横尾委員：2つ指摘したい。ひとつは、タイのマプタプット工業団地の行政訴訟のように司法の判断(遡及適用)による事業停止のような問題にどう対応するかということ。もうひとつは、パッケージ型インフラの関連で、PPPスキームの策定をどうするかということ。制度の透明性を確保しながら、F/Sを手掛けたところが排除されないものとしないと、民間提案型のPPP案件が全く無くなってしまう。

丸山専務：F/Sでスペックが決まるのでF/S段階で入れないといけない。そこをどう解決するか。

## 2. 調査報告書をまとめるに当たっての論点

事務局より配付資料3に基づき説明があり、これについて引き続き以下の通り議論が行われた。

横尾委員：ブラジルは、メルコスールの一員なので、バイのEPAは締結できない。そこで、経済産業省が08年の夏に日伯貿易投資促進合同委員会を設置し、ビジネス環境整備などをテーマに半年に一度交互に開催している。経団連は民間代表として参加している。主要テーマのひとつは移転価格税制である。二重課税は租税条約の改正で「対応的調整規定」や「事前承認制度」(APA)を導入して回避する必要がある。一方、日本政府は、途上国との間のみなし外国税額控除を改正の際に撤廃する考えであることから、メリットとデメリットを比較考慮して考えることが必要。基本的には、両国の税務当局間の話し合いが重要だ。今は民間企業にしわ寄せがいつている状態だ。

事務局：インドネシアで聞いた話では、技術料の対価が経費算入を否認され課税されてしまう。結果的には税務裁判に持ち込み3~4年後に取り返すことができるものの、一旦税金を取られてしまうということが繰り返されている。

横尾委員：特に、今は無形資産の移転価格問題はR&Dに影響が大きい。部品などについては独立企業間取引を基礎にして価格を決定するが、無形資産については、実際の所

得に応じて価格を決定する方法(所得相応基準)を米国などは採用している。儲かる所から費用を回収しよう、そうしないと開発費用が上手く回収できない、という考え方である。OECD ではこういった問題が議論されている。

安間委員：二国間投資協定のようなものは、短期的な効果だけに期待せず、長期的な枠組みで官民が協力して筋論を展開し「最終的な抑止力」としての体制整備をきちっとやらないといけない。パッケージ型インフラ海外展開の取り組みはここ数年のファッションで終わらせては困るので、持続的・長期的な取り組みとして進める必要がある。インフラビジネスは時間が掛かる。同じ趣旨で、投資協定についても長期的な取り組みが重要。民間から評価されているものとしては、ベースとなる二国間対話の枠組みを作って行われる閣僚間の定期的な意見交換の場を活用して相手国と議論することがインフラビジネスにとっても重要。

上田委員：問題があれば企業の依頼で個別案件についてこれからも我々は交渉を行う。民間企業は必ずしも EPA や BIT を重要視していない一面があるが、法的なバックボーンを作っておいて(案件毎に)個別に対応する形が望ましい。国について言えば、ベネズエラは収容問題等保険事故になりそうな案件がある一方でエネルギー資源の観点で重要な国でありビジネスは今後も継続して行く見込みである。ポリビアでは鉱山関係で日本企業が活動している。こういった国では「収用しない」と一筆もらおうといった BIT 以外の個別の対応も当然必要。

横尾委員：紛争解決については、二国間では間接強制などの措置が有効に働かないことが多いので、WTO のパネルのような多国間の制度でないと執行は担保できない。

安間委員：英系法律事務所のセミナーでドイツに SPC を作ってそこからドイツの BIT を利用して投資した方が良いとの話があった。ドイツはこういった形骸的な SPC を問題視しないとのこと。ただ、日本政府全体としては、日本企業がドイツの枠組みを利用し、ドイツでの SPC 設立費用やリーガルフィーなどのコストを払うことを漫然と傍観しているのは良くない。

福永委員：実体法としてドイツ BIT の方が日本の BIT より判例法が集積しておりより明確という利点もあるかも知れない。投資仲裁は事業撤退の際の損失補てんという意味で、後ろ向きの制度。WTO の紛争処理制度は相手国に政策変更を求めることができるという意味で、前向きの制度とも言え、投資仲裁と WTO 紛争処理とは効果に違いがある。

山本委員：メーカーにとって internal risk はコストだが、制度という outer risk も結局はコストに反映する。メーカーとしての期待は、競争上入口で条件が同じであること。出口同様に入口も重要。欧米メーカーは法律家や大臣なども引き連れて団結してセールスを行う。

山田委員：途上国だけでなく先進国でも政権交代の時などに制度変更で迷惑を被るケースもある。当初想定した通りに政策が動かない時に企業はどうするか。先進国との

BITは不要ということも言えない。

安間委員：欧州で日本企業が再生可能エネルギープロジェクトをやっているが、スペインが再生可能エネルギー発電のFeed-in Tariffにかかる制度を最近になって遡及的に変更した。これを受けて、日本企業および本邦銀行からはJBICに対してポリティカルリスクの部分のところだけについて保証供与の強い要望があった。JBICとしても、スペインのような先進国を含めて全ての国と密な政策対話をやれるわけでもないので、どこまでリスクコントロールできるかは分からないが取り組みたいと思う。なお、確約はできないものの、外国の法律事務所から欧米からみた投資協定の話聞く機会を設けるので、その際は皆さんに案内したい。

事務局：NAFTAの中でもカナダの環境規制の強化で米進出企業が事業継続不能になり、紛争になったケースもある。

横溝委員：投資協定に対する認識は一般に必ずしも高くないように思う。一方、1月25日に経済産業省で行われた投資協定・経済連携協定(投資章)セミナーには多くの方が来られており、関心はあると思われるので、協定締結を進めることに加え、国内の普及・啓蒙も重要。日本貿易会では昨年11月に会員商社を対象に投資協定の締結を望む相手国につきアンケートを実施した。アンケートの結果、29の国と地域が挙げられた。内訳としてはアフリカが10か国、アジアが6か国・地域、中南米が5か国、中東が4か国・地域、大洋州とEUがそれぞれ2か国・地域。個々の国について申し上げますと、締結の要望が多かった国はブラジル、次いでベネズエラ他の国々。ブラジルは、資源国であり内需拡大への期待も大きいですが、制度、法令上の不備が投資の阻害要因になっており、ベネズエラは、同じく資源国であるが国有化と頻繁な法制度の変更が問題になっていることが、その背景にあるようだ。

事務局：ブラジルはカルボ原則に拠っているのか、BIT調印は10数か国とあるが、全て議会を通過していない。ベネズエラやボリビアは、それぞれ10数か国とはBITを締結している。ただ、ボリビアはICSID条約から脱退している。

山田委員：米国もボリビア、エクアドルとはBITを結んでいるが、ブラジル、ベネズエラとは結んでいない。米国においてBITはFTAの前哨戦と位置づけられることが多く、相手国も「ゆくゆくは対米FTAが欲しいので、そのステップとしてBITを」と動くものだが、メルコスールが関税同盟であることから、ブラジル、ベネズエラは(対米関係を外して考えても)二国間で米国とFTAを交渉できる枠組みにない。そのため、米国としても、これらの国と「まずはBITを結ぶ」という動きにならないのだと考えられる。

丸山専務：ベネズエラは日本への対応が柔らかい。チャベス大統領は日本と投資協定を締結する意志があると言っている。

福永委員：南米の国のBITの一部において国内裁判手続きの完了が国際投資仲裁の前提にな

っているのはカルボ条項の考えの再燃と指摘する人がいる。

### 3. その他

事務局より次回委員会(最終第3回)を2月下旬に開催予定である旨伝えられた。改めて委員各位の都合を確認することとした。

以上により委員会は終了した。

以上

別添

第2回  
経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究委員会  
出席者

(敬称略)

委員長	手島 茂樹	二松学舎大学 国際政治経済学部 教授
委員	安間 匡明	株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 国際業務戦略部 部長
委員	上田 晴義	独立行政法人日本貿易保険 営業第二部 審議役
委員	福永 有夏	早稲田大学 社会科学部 准教授
委員	山田 良平	独立行政法人日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済研究課 課長代理
委員	山本 和義	株式会社日立製作所 電力システム社 国際事業戦略本部 国際室 室長
委員	横尾 賢一郎	社団法人日本経済団体連合会 国際協力本部長
委員	横溝 博一	社団法人日本貿易会 国際グループ マネージャー
事務局	丸山専務理事、新開特別参与、杉田	

## 2.3 第3回委員会(2011年3月2日)

### 第3回 経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究委員会 議事録

日 時：2011年3月2日（水） 10:00 ～ 12:05

場 所：社団法人日本プラント協会 会議室

出席者：別添の通り

#### 1. 調査報告書原案について

事務局より配付資料4「当該事業結果の要約(案)」に基づき説明があり、これについて以下の通り議論が行われた。

安間委員：「3. 投資協定の役割」のところで、「我が国企業がこれまで国際仲裁に申立てた事案」として Saluka Investments の「仲裁1件のみ」とあるが、これは「投資協定を使って」の仲裁の例が1件のみということなので、そのようにハッキリ書くべき。

日越共同イニシアティブは、重要な役割を担っているが、法的な枠組みではなく、投資環境整備についての実務的な協議をお互いにボランティアにやっているもの。成功している面は確かにあるが、民間が期待しているスピードほどには成果が上がっていないとも聞く。また、民間企業は、こういう場で個別の自社の問題を出されるのを嫌うので、あまり個別の問題解決手段として触れるべきでない。JBIC の役割についても触れられているが、「IPP に関する包括覚書」や「財務政策対話」は JBIC 自身の債権保全のためにやったもので、それが結果的に事業者にも便益を与えることになっている。インドネシアには IPP などの案件が多くあり、日本企業が関心を持っている国だからできること。JBIC がアンタイドローンをつくさん出しているのでインドネシア側もこういった話し合いを受ける背景がある。どこの国でもできるわけではない。

「4. 投資協定対象国の拡大」の最後に「ただし、BIT によっては第三国の企業に実質支配されている SPC とその投資財産に対し BIT 上の利益を否認している場合があるので要注意」とあるが、現に否認されている国があれば挙げた方が良い。

モデル協定の話だが、保護と自由化の両方を求めるのであればモデルを示すことは必要。相手国によっては、第一段階として保護協定を結び、第二段階で自由化協定を結ぶ手もある。相手国の気持ち次第ではまずは保護協定だけでも良い。普及・啓蒙活動は重要。トラブルが起きたら日本大使館や現地のJETROなどに報告する。実名を上げずに個別の事例情報を共有するメカニズムがあると良い。例えばトラブル事例とそれに対するコメントを載せるなど、一覧性のあるホームページがあると良い。きちんと企業名が分からないようにして。省庁横断的に取り組む必要がある。対外投資円滑化閣僚会議といったものを作り、官民ジョイントの国別委員会などを開く。加えて、年に一回二国間投資協定の基本政策や重要な個別国の問題などを閣僚レベルもしくは副大臣級で委員会を作ってレビューする枠組みがあっても良いと思う。今まで閣僚レベルでかかる問題が認識される機会がなかった。

事務局：二国間での話し合いについて、先日経済産業省で投資協定についてのセミナーがあり、日本の投資紛争仲裁の事例が少ない理由の一つとして二国間の話し合いの場があるからとの説明があった。経済連携課も二国間の話し合いの場で個別の案件が話された事例があると言っていた。そのような場で個別案件の話をするかどうか別にして、その国と日本の関係が緊密で全体として協力関係のベースがあれば、変な事はできず、投資紛争の抑止になる。ビジネス環境整備の話し合いもそうした協力関係の構築に役立っている。

安間委員：そのような認識は民間の認識とは違うと多くの民間企業からは聞いている。政府間で個別の事例を取り上げると場合によってはその当該民間企業が相手国側から嫌がらせを受けることもある。二国間協議の場で個別案件についても解決に向けて話し合えるといった記述は止めるべき。

山本委員：社内の啓蒙にこのレポートを使いたい。

投資の定義について、メーカーの立場からは、資本だけではなく資産もある。重要な資産として、人や棚卸資産がある。もうひとつ、メーカーの立場からして今一番脅威なのは知的財産ではないか。国にとって重要なものの定義が必要。日本の重要な資産は知的財産。

事務局：投資財産の定義には知的財産も含まれている。知財権の保護に関しては、EPAであれば投資の章とは別の知財権の章で規定していることが多い。

山本委員：最近では中国も知的財産に関するスタンスが変わってきている。日本政府の努力の結果か。

委員長：投資の保護をより重視するか、投資の自由化(投資前(設立前)の内国民待遇等)を重視するかという調整の問題はあるにしても、統一的な日本の政策を反映した投資協定モデルを作るのが原則であろう。

山本委員：韓国はメーカーも限られており、守るべき権益が明確。日本は守るべき権益の幅

が広いので包括的にならざるを得ない。絞り込んだものがあると良いのだが。

森田委員代理：「3. 投資協定の役割」について、内国民待遇には投資前と投資後があるが、ここでは投資後についてしか書いてない。投資前についても書いてもらいたい。投資協定には3段階ある。第1に、投資前である。外資制限の撤廃、すなわち外資に対する内国民待遇の付与により投資の自由を保証する必要がある。次に、仮に投資の自由が保証されても、当該国の国内法の運用が恣意的であったりすると機能しない。そこで、ビジネス環境整備委員会や日越共同イニシアティブのような場で国内法の運用の透明化などの改善を求めるのが第2段階である。そして、第3段階として、万一紛争が起きてしまった場合、個別の紛争処理が必要となる。ビジネス環境委員会や日越共同イニシアティブのように、他の民間企業が参加している場で個別の紛争案件を取り上げることはあり得ず、この書きぶりには違和感がある。経団連の立場として「問題があればその場で話合って解決することもできる」は絶対削除してもらいたい。

議事録を拝見すると、前回委員会では紛争処理について話し合われているので、紛争処理についても記載してもらいたい。投資協定による紛争処理システムのいいところは、恣意的な判断を回避できること。途上国では、いきなり大統領令でプロジェクトが国有化されることもある。これは途上国では国内法が未整備なことに起因するといわれることがあるが必ずしもそうではない。例えばアフリカ諸国の場合、旧宗主国であるフランスの民法をそのまま活用している等、国内法そのものはしっかりしていることが多い。国内の裁判所で適切に運用されていないケースや独裁的な大統領令を出して国有化してしまうようなケースがむしろ問題。実際、仲裁に付託することで「契約は遵守しなければならない」という途上国の国内法の規定を適用し、大統領令による一方的な国有化が無効とされた事例もある。

執行について、ICSIDの判決は加盟国でそのまま有効。第三国での資産の差し押さえも可能などの点でICSIDは使い勝手が良く手続きが楽。是非そのことについて書いてもらいたい。

一時的なセーフガード措置は投資協定に必ず書いてあるが、インフラ輸出ではなくむしろポートフォリオに関するもの。インフラ輸出との関連では意味が理解できない。これは書かない方が良いのではないか。海外送金の自由をむしろ書くべき。

「6. 投資協定モデルの作成」について、モデルの作成は、経団連の立場として違和感がある。書かれている中身については賛成だが、見出しは書き換えてもらった方が良い。

事務局：「3. 投資協定の役割」のところで、投資保護の立場だけではなく、投資協定には自由化の役割もあるので入れた方が良い。アンブレラ条項について、今まで日

本が締結した協定で入っているのは3つだけ。パッケージ型インフラ輸出の観点からすると重要な項目なので入れてもらいたい。経済産業省も同条項の重要性は認識している。

委員 長：調整済みの協定モデルがあれば、交渉の進め方に迫力が出てくる。

安間委員：モデル協定を作ることが目的ではなく、知的財産権の保護など民間が欲しいと考えている包括的な要求リストを作って交渉するのだという官民の合意があることが重要。本来100%の項目を取れるなら取ってもらいたい、要求したい項目は状況により変わる。官民合意したアジェンダのリストがあることが重要。

横溝委員：調査報告書の冒頭に要約を挿入するのであれば、目次にある「9. プラント産業における投資協定活用の現状と課題」の要約を加え、内容を厚くした方が、日本プラント協会が取りまとめる報告書として特徴が出るのではないかと。また、プラント産業の海外直接投資において問題となった事例を収集できるのであれば、載せた方が参考になると思う。

要約の中では現地調査された内容が埋もれてしまっているように思う。特記したり、別出しにしたりして実際に現地で調査したというリアリティを出してはどうか。

山本委員：他の国が投資協定を上手く活用している事例が入ると良い。

事務局：国際仲裁の判例はたくさんあるが、アメリカの企業が活用した例が多い。今回生の判例集にまで踏み込んで調べることは難しい。判例については、諸文献で引用しているものを利用させてもらっているが、関連する事例は調べて紹介することにしたい。我が国企業の紛争の事例については、守秘義務があつてその企業の名前をなかなか出せない。「A社は」などという書き方ならできる。

山田委員：「4. 投資協定対象国の拡大」のEUとの協定に関する記述について、「交渉は各国ごとに行う方がやりやすい」とあるが、リスボン条約によりEU加盟国による単独での交渉は基本的にはない。従って日本として個別の交渉を希望するというのは実際にはない。

安全保障の点、日本企業が海外で規制を受ける可能性について、アメリカのエクソン・フロリオ修正条項は、伝家の宝刀として存在している。過去に大統領が案件を拒否したのは一件のみで、当事者が審査申請すれば基本的に通る性質のもの。中国海洋石油(CNOOC)が2005年にユノカル買収を発表した時に米議会は騒ぎ立てたが、昨年末に同社がチェサピーク・エネルギー社の株式33.3%を取得するに際し、議会は騒がず審査も承認された。投資受け入れに伴う雇用創出に着目するなど、アメリカの判断もその時の状況に応じている。

事務局：「5. 国の安全保障等の観点からの対内投資規制」のところは、日本から投資する点ではあまり関係ない。新興国企業等によるM&Aの増加が世界のFDIの流れの特徴で、各国とも双務的な投資協定締結に際し神経を使っている事項。日本への

対内投資に対して備えることも考えて入れてある。プラント輸出の観点では直接的には関係ない。

委員長：逆に日本への投資では、今後、問題になる可能性もある。

事務局：経済危機のような場合に紛争が起きやすい。そういう時には政府も追い込まれて契約履行しようにも何もできなくなる。兌換制廃止後のアルゼンチンでは投資紛争が多発した。その場合に投資家としては不可抗力として諦めてしまうのも困る。

委員長：投資協定で国の措置が認められるケースと認められないケースがある。不可抗力ということで諦めるのではなく、投資家が、勝ち取れることもある。

安間委員：外国の投資協定活用による成功事例があると啓蒙になる。日本のアンブレラ条項を含む投資協定がまだ3つくらいしかないとの話があったが、この話と問題意識がつながっている。外国の結んだ投資協定のアンブレラ条項がどのくらい勝ち取ることに貢献したか。国による約束をどのくらいまでリスクコントロールできるのか。許認可にも地方政府や政府関係機関などによるものなど色々あるが、問題になった時にカバーされたのはどこまでなのか。どこまで勝ち得たのかについて触れられていると良い。

事務局：政府の約束違反は、恣意的なものは公正衡平待遇違反として、破綻してしまった場合は間接的な収用として国際仲裁に申立てることも可能で、その事例もあるが、アンブレラ条項があれば、同条項違反そのものとして争うことができる。その事例については探してみる。EU では政府との私法的契約は国内裁判所で争うべきで、アンブレラ条項を入れるべきではないとの意見もある。

安間委員：公正衡平待遇違反で係争するよりも、アンブレラ条項があれば、投資家側からの疎明要件が減るという意味だと思う。アンブレラ条項については、政府そのものではなく地方公共団体や関係の政府機関からの約束も含まれるのであればいいのだが。

事務局：国家機関の行為には、中央政府だけでなく、地方政府や国営企業などの行為もカバーしている。

上田委員：(過去 NEXI が保険を付保してきた日本企業による大型電力プロジェクトの経緯を見ると)インドネシアは日本側の政府支援に対する要望が比較的受け入れられている国だ。日本の投資を受け入れたいとの考えを持つためと推測している。冒頭安間委員からご指摘あったようにどちらかというと特殊な例だと考えている。タクシン政権時代のタイのインフラプロジェクトで work した時の経験では日本の意向は必ずしも受け入れられなかった。むしろアンチジャパンと感じたことがあった。国の発展段階によってもホスト国の対応は異なる。二国間対話だけではクリアできない。資源関係の投資先、特にアフリカや南米には投資協定や日本大使館がない国もある。例えばマダガスカルではクーデターが起き、既存の日本企業の投資に対しての圧力もあった。ニジェールにはウランなどの資源があるが、

日本大使館もないので政府として協力が難しい。旧フランス領であることからフランス企業と一緒に出るといった考えもある。

委員長：Herbert Smith のレクチャーで、紛争手続きを使うと JBIC や NEXI よりもコストが安いという話があったが良く分からなかった。

委員長：Herbert Smith のレクチャーで、紛争手続きを使うと JBIC や NEXI よりもコストが安いという話があったが、紛争手続きを取ったときの弁護士費用等の方が、割安ということか。

上田委員：JBIC や NEXI では信用リスクも見ているので必ずしもそういうことではない。カントリーリスクだけの判断ではない。極端(保険を付保せずー保険料がゼロでー投資協定にのみ依拠するという考えか)に言えばそういうことになるということか。いずれにせよ(NEXI の)投資保険を使うか否かは個別企業の個々の判断の問題である。

## 2. その他

「当該事業結果の要約」について、本委員会が出された意見を事務局で反映して再度委員会の確認を得ることとした。

また、調査研究報告書原案(資料5)について、3月4日までを目途に委員の意見を募ることとした。寄せられた意見を反映して事務局が報告書原案を修正する。

以上により委員会は終了した。

以上

別添

第3回  
経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究委員会  
出席者

(敬称略)

委員長	手島 茂樹	二松学舎大学 国際政治経済学部 教授
委員	安間 匡明	株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 国際業務戦略部 部長
委員	上田 晴義	独立行政法人日本貿易保険 営業第二部 審議役
委員	山田 良平	独立行政法人日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済研究課 課長代理
委員	山本 和義	株式会社日立製作所 電力システム社 国際事業戦略本部 国際室 室長
委員代理(*)	森田 清隆	社団法人日本経済団体連合会 国際協力本部 主事
委員	横溝 博一	社団法人日本貿易会 国際グループ マネージャー
事務局	丸山専務理事、新開特別参与、杉田	

(備考)

\* 横尾賢一郎委員（社団法人日本経済団体連合会 国際協力本部長）の代理

(欠席)

委員	福永 有夏	早稲田大学 社会科学部 准教授
----	-------	-----------------

### 3. 出張報告

## 出張報告(中国・ベトナム・インドネシア)

中国(北京) 1月9日(日)～12日(水)  
ベトナム(ハノイ) 1月12日(水)～15日(土)  
インドネシア(ジャカルタ) 1月15日(土)～19日(水)

2011. 1. 27  
新開・杉田

1

### 1. 中国

(訪問先)

国家発展改革委員会対外経済研究所 張建平 国際経済合作室主任  
商務部 路蘭平 外国投資管理司投資促進処副処長  
商務部国際貿易経済合作研究院アジア・アフリカ研究所 王滌 副所長他1名  
中国現代国際関係研究院グローバルイノベーション研究センター 劉軍紅 教授・主任研究員他2名  
JBIC北京事務所 越智首席駐在員 藤嶋駐在員  
JETRO北京事務所 経済情報部 清水部長  
日中経済協会 堂之上所長 中山副所長(兼 日中投資促進機構首席代表)

2

## 外資受入れ政策

1978年 改革開放政策（経済特区等設置）

1992年鄧小平の南巡講話、社会主義市場経済体制確立の提起

2001年WTO加盟

2006年～10年第11次5カ年計画（外資選別政策、労働集約型産業は内陸部、東北部へ誘導）

**外商投資方向指導規定**（2007年12月施行）・・・外国投資は、奨励類（351）、許可類、制限類（86）、禁止類（39）に分類

**外商投資産業指導目録**（2007年12月施行）に従って審査・許可

奨励類・・・①産業の高度化に寄与するもの（ハイテク、設備製造、新材料製造、近代サービス等）、②資源節約・環境保護分野。

制限類・・・地方・省級部門の承認を得て条件付で（中国側の持分支配等）認められる分野。電力網の建設・運営（中国側の持分支配条件）、建設工事請負（現法設立・地域限定と厳しい資格要件）

禁止類・・・軍事関係、国家経済の安全に係る分野等

企業所得税：2008年1月施行で内外企業とも25%に統一（ただし、ハイテクで15%、新疆ウイグルの経済特区で3免2減等の優遇あり）

配当金源泉税：10%（日本でその95%は益金不算入）

3

## 「走出去」(対外投資)政策

2000年3月に正式に政策として打出されたと言われる。

2010年対外FDI実績（金融業を除く）590億ドル（2009年433億ドル）うちM&A238億ドル。

相手国別では香港338、豪州29、ASEAN26、EU21、米国14、日本2（各億ドル）。資源エネルギー分野、農村開発、最先端技術入手等。製造業はあまり増えていない（人民元切り上げは急速には進めない）。このほか鉄道、道路建設工事請負が増えている。

FDI受入額 1,057億ドル（2009年900億ドル）。

一人当たりGDPが4,000ドルを超え、対外FDIが始まる段階に。

問題点：人材・経験不足、対象国の国別研究の必要性（ソブリン・リスク、雇用問題、環境保護を含む）

アジア、アフリカ、中南米には対外援助とFDIを組み合わせて実施。

対外投資には、ホスト国での法律遵守、社会的責任も伴うので、これにふさわしい力をつけている企業にライセンスを与えて支援。

第12次5カ年計画では対外FDI政策が盛り込まれる模様。

4

## 日中投資協定

1988年調印、1989年発効。投資自由化、投資紛争調停等の条項が不備。

2003年の日・中・韓の首脳会議以降、3国間投資協定締結に向けて産官学共同研究→政府間協議→2007年以降12回に亘り政府間交渉。

### 現行日中間投資協定の問題点

①投資後のNTはあるが、投資前のNTはない。パフォーマンス要求禁止条項もない。

②投資家と国家間の投資紛争の仲裁付託は、当事者間の合意が条件。補償金額については当事者間協議で解決しない場合仲裁付託が可能。

①に関しては「指導規定」と「指導目録」があり、「国内産業を保護するため産業政策によって調整。国内産業の競争力がついたところで国際標準を採用。中国はまだ途上国で産業基盤が弱く、改革開放は漸進的に進める」とのこと。

②に関してはASEAN中国間投資協定では、投資家の選択による仲裁付託が可能

5

## 2. ベトナム

(訪問先)

計画投資省(MPI) 法制局 Ms. Vu Thi Chau Quynh 次長他2名

商工省(MOIT) 国際協力局 Mr. Le Huu Phuc次長

JETROハノイ駐在員事務所 酒井海外投資アドバイザー

JBICハノイ事務所 弓削首席駐在員

投資計画省外国投資庁(FIA) 辻尾シニア投資アドバイザー(JICA派遣専門家)

JICAベトナム事務所 長瀬次長 室岡駐在員

6

## 外国投資政策

1996年公布のベトナム外国投資法と1998年公布の内国投資奨励法を統合した共通投資法と統一企業法が2006年7月より施行。

共通投資法の施行細則である政令で、投資分野を分類

- ①投資禁止分野(国防、国家の安全、公益、ベトナムの歴史文化遺跡、生態系等に悪影響を与える投資事業等)
- ②投資が条件付き(首相認可、各種業法・国際条約の規定に従う)で認められる分野(鉱物の探査・開発、通信設備の建設・運営、河川・港湾・空港の建設・運営、輸送、輸出入・流通業等)
- ③投資奨励分野(新素材、新エネ、ハイテク、研究・開発、機械製造、環境保護、労働集約産業、インフラ・重要大規模プロジェクトの建設・開発等)
- ④投資奨励地域(貧困地域、輸出加工区、経済特区等)
  - ・2007年1月WTO加盟に伴い金融・商業・運輸が5年以内に開放。小売業は外資100%も可能に(ただし2店目以降は省級人民委員会の許可が必要)。
  - ・③および④は通常法人税率25%(2009年以降)に対し、特別法人税率10年間20%または15年間10%を適用。しかも前者の場合免税期間2年、50%の減税期間4年が、後者の場合それぞれ4年および9年が認められる。

7

## 日越共同イニシアティブ

投資環境改善に向けて日本政府・民間(MOFA、METI、経団連;現地サイドは大使館、日本商工会(12のWGを設置)、JETRO、JICA専門家)とベトナム政府(MPI)間で行動計画を策定・実施2003年12月以降3段階を終了

フェーズ1(03/12~05/11) 125項目中105項目達成(◎と○)

フェーズ2(06/7~07/11) 80項目中75項目達成

フェーズ3(08/11~10/12) 62項目中50項目達成

引き続き第4フェーズの開始が2010年10月の日越首脳会議で合意されている

具体例:取締役会全会一致ルール of 廃止(定款変更により可能)

外国人とベトナム人の2重電力価格制度の廃止

15日以内の短期滞在ビザの免除

知財権侵害の取り締まり強化

国際間陸路輸送の24時間通関

IPP、BOT案件の促進等

8

## 日越投資協定

調印2003.11.14 発効2004.12.9 →EPA調印2008.12.25 発効2009.10.1に伴いEPAに統合

投資許可段階でのNP、MFNおよびパフォーマンス要求禁止等投資の自由化要素を盛り込んだ高いレベルの協定。知財権保護のための協議規定も。

ベトナムはICSID条約に加盟していないため、調停・仲裁はICSID Additional Facility またはUNCITRALのルールに従う。

MPI(計画投資省)ではICSIDの重要性を認識しており、加盟を提案しているが、司法省、最高検察庁、最高裁の同意も必要で、未定。

ベトナムは、仲裁に関し申立人となったことも被申立国となったこともない。

9

## 3. インドネシア

(訪問先)

投資調整庁(BKPM) 経済協力副委員長 Mr. Achmad Kurniadi他1名

商務省 国際貿易協力局セクレタリー Mr.Tulus Budhianto他4名

投資調整庁(BKPM) 八木投資促進政策アドバイザー (JICA派遣専門家)

JETROジャカルタセンター 齋藤バイスプレジデント ディレクター

塚田シニアディレクター

JBICジャカルタ駐在員事務所 佐竹首席駐在員

萬駐在員

深谷駐在員

ジャカルタ ジャパン クラブ 河合運営委員長(双日インドネシア社長補佐)

清水事務局長

ASEAN 対外経済関係課長 Ms.Anna D. Robeniol他1名

10

## 新投資法(2007.4.26発効)

従来の外国投資法と内国投資法を統合して一本化

内外無差別の原則

投資の閉鎖分野と条件付き解放分野をネガティブ・リストとして大統領令で設定。

条件付き解放分野は、事業分野に応じて以下の条件が付く。

a.中小零細企業等に留保 b.パートナーシップ c.外資比率 d.特定立地 e.特別許可 f.内資100%  
g.外資比率と立地 h.特別許可と外資比率 i.内資100%と特別許可 j.ASEAN投資家外資比率and/or立地

奨励業種は、次の条件を満たすもの

・大量雇用創出、優先産業分野、インフラ開発、技術移転、先駆的事業、辺境地等への投資、自然環境保護の維持、研究開発、零細・中小企業・協同組合とのパートナーシップ、国産の資本財等の利用  
・これらに各種税制恩恵

投資調整庁の任務・機能

・大統領直轄機関  
・投資政策の実施・調整・検証・提案  
・投資活動の基準と手続きの策定  
・投資のプロモーション

送金の自由(資本、利益、金利、配当金、その他の収入、資材購入代金、ロイヤルティー・知財権の対価等)

政府・投資家間紛争解決手段としては、まず両者の話し合い、合意が得られないときに仲裁、裁判等で解決

インドネシア労働者の雇用優先。外国人雇用企業は訓練・技術移転義務。

11

## 日尼EPA

2006.8.20調印 2008.7.1発効

EPA中の投資章

設立、取得、拡張を含む投資活動に関するNTやパフォーマンス要求禁止を規定した高レベルの協定

ネガティブ・リストは付属書4(中央政府・地方政府によって維持される被適合措置)でリスト・アップされた分野・事項に関するもの(注1)および付属書5(リスト・アップされた分野・事項に関する不適合措置(注2))

(注1)石油・ガスの掘削サービス、EPCサービス、発電設備供給・建設・運営、原発プラントは3年後に見直し  
(注2)保険、商業銀行、電気通信網の運営、有料道路運営、公共水処理、モール・ショッピングセンター等

新投資法の関連政令のネガティブリストでは、石油・ガス掘削サービス、地熱・火力・原子力発電(10MW超)、送配電、EPC、水道、高速道路事業は、外資95%まで、保険は80%まで、固定網通信は49%まで、携帯65%まで、の外資出資比率が認められている。銀行は銀行法に基づく特別許可により、小売業はフランチャイズ店が認められている。

12

## ASEANの投資協定

ASEAN包括的投資協定(ACIA) 2009.2.26調印

1989年調印のASEAN投資保護協定(AIGA)と1998年調印のASEAN投資地域枠組み協定(AIA)を統合・拡充した包括協定

タイの議会批准手続きおよびインドネシアの大統領令発出未済により未発効

投資自由化(プレ・ポスト投資のNT/MFN、パフォーマンス要求禁止(TRIMs)の適用+特定国籍者の経営者への指名禁止、取締役の過半数を居住者とするは条件付きで容認)、公正・衡平待遇、収用禁止、資金の移転、投資家と国家間紛争の国際仲裁への付託等を規定すると同時に域内の投資促進・ASEAN統合の拡大を目指している

ASEAN・中国間投資協定 2009.8調印 2010.1発効

投資前のNT、パフォーマンス要求禁止規定がない。紛争仲裁規定はある。

#### 4. 現地調査面談録

### 平成 22 年度 経済連携協定活用によるインフラプラント輸出促進戦略に関する調査研究 現地調査面談録 (中国、ベトナム、インドネシア)

#### 【中国】

##### 1. 国家発展和改革委員会 対外経済研究所

日 時：2011 年 1 月 10 日（月）10:35 ～ 12:20

場 所：国広賓館 1 階コーヒーショップ

出席者：国家発展和改革委員会 対外経済研究所 国際経済合作室主任 経済学博士  
副研究員 張 建平

国際協力銀行 北京代表処 首席代表 越智 幹文

国際協力銀行 北京代表処 高級主管 李 金福（通訳）

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：

(中国への対内直接投資の変遷と現状に関する当方の認識に関し先方のコメントを求めたところ、次の説明があった。)

- ・外商投資産業指導目録の 3 分類(「奨励」「制限」「禁止」)は、外国からの投資についてのみのもので、中国企業の対外投資については分類していない。
- ・インフラ、産業基盤整備については、成熟しているので外資優遇ではなく内外同じ扱いに変わったものもあり(但し、高速鉄道、石炭クリーン燃焼技術発電等は奨励類)、外資に対し内国民待遇の政策を採っている。
- ・法人税(内外資一本化され現在は通常 25%)について、特殊ステータスが 2 点あり、①ハイテク技術セクターは内外資問わず 15%、②新疆ウイグル経済特区に対し土地優遇料金と税金減免(最初の 3 年は免税、その次の 2 年は半分)、の優遇措置が取られている。
- ・外商投資産業指導目録は国家発展和改革委員会で常に調整しているが、沿岸部中心で内陸部について、そこまで合理的に行えていない。
- ・生産工場だけではなく、研究開発と販売拠点設置による市場開拓などを組み合わせた高付加価値事業を奨励している。これにより外資と中国企業が組んで共同発展したい。
- ・プラントメーカーの進出も歓迎する。部品生産、研究開発、アフターサービスを含めて中国で行うことを奨励している。
- ・海外からの直接投資を西部地域、中央アジア地域へ誘導する政策を採っている。

(中国の対外直接投資に関する質問に関し、以下の回答があった。)

- 中国による対外投資は注目を集めているが、スタートしたばかり。08年：400億ドル、09：500億ドル規模。ホンコンや米領バージン諸島といったタックスヘイブンをメインに投資が行われてきて、そこを除くと対外直接投資はそれ程増えていない。
- 対外直接投資は、資源やエネルギー開発、農業、林業開発に集中しており製造業はあまり増えていない。
- 急激に増加していない要因のひとつは為替レート。少しずつ元のレートを切り上げている状況で急激に対外投資が増えない。
- 通信やエレクトロニクス、自動車といった業種の海外進出を政府もサポートしている。吉利汽車がボルボを買収したし、昨年安徽省の奇瑞がブラジルに15万台の自動車工場を作った。
- 高速鉄道や道路建設など中国企業による海外でのインフラ工事請負も重要。
- 中国企業の不利な点としては、人材不足、経験不足に加え対象国の国別研究が不足している。研究が日本や韓国ほどできていない。現地の環境保全や雇用の問題にも直面する。進出する企業はその国の法律も遵守しなければならず、社会的責任も伴う。進出の条件を備えた企業にライセンスを与えて対外投資をさせている。
- 中国は、1人当たりGDPが4,000ドルを超え、対外投資を増やす段階に入ってきた。外貨準備も2.6兆ドル持っている。第12次5か年計画で対外投資促進の重要性が認識されることになろう。
- 中国はアジアやアフリカ、中南米に対して援助と投資を組み合わせ成功してきた。

(その他)

- 日本企業は付加価値の高いハイテクをもっているが、中国向けには低付加価値のものを持ってくる(のは困ったものだ)。
- (現行の日中投資協定は自由化部分が不十分との指摘に対して)中国の民営企業からは、外資に甘すぎるのではないか、自分達にはちゃんとしたステータスが与えられていないと文句を言われたことがある。まだ結論できないが、深く研究して見直すことになろう。
- 現行の投資協定は古いので現状に対応できていない。上手く協議して見直せば良い。

## 2. 日本貿易振興機構

日 時：2011年1月10日(月) 15:55 ~ 17:35

場 所：日本貿易振興機構 北京代表処

出席者：日本貿易振興機構 北京代表処 経済情報部 部長 清水 顕司

JCI：新開、杉田

受領資料：・「アジア発！世界のFTAネットワーク」（2010年6月号 ジェトロセンサー抜粋）  
・「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査－中国編－（2010年度調査）」  
（2010年12月 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 中国北アジア課）

内 容：（先方よりの聴取事項概略以下の通り）

- ・中国は、ASEAN先発6か国とのFTAに投資協定も加えた。中国はメコン流域の開発に投資中で中国の利権が守られるように考えている。開発援助も含めた包括的な協定で知財や税関スタッフなどの人材育成も含むなど他国と比べてもかなり突っ込んだ内容となっている。
- ・中韓間のFTAに関する共同研究は2010年5月に終わったが韓国側の要因で交渉に入れなかったと聞いている。理由は、韓国の農業問題に加え、当時、韓国の対米・対EUとのFTA交渉の結果が出ていないため、これらとのバランスを取っているという指摘もある。3月位にセンシティブ品目の調整が行われるといわれている。FTAは中韓が日本よりも先に進んでいるという中国の有識者もいる。
- ・日本企業の対中投資は09年に12.4%増加。対中投資国としては華人系を除くと最大。
- ・日系企業にも市場としての中国という見方は以前よりもあったが、中国は08年までは生産・輸出拠点という色彩が強かったように感じる。しかし、リーマンショック後に市場開拓をより重視する見方に変ったという印象。商社が内陸部を視野に入れた投資を積極化していると聞く。
- ・中国国内への販売は、行政的な手続きを始め、品質を国内向けに合わせる、販売ルート作り、資金回収、デザインする人材確保等、輸出以上に大きな労力が掛かる。このため、台湾系企業や中国地場の有力企業と連携するのも一つの有効な方法と思う。中国企業が持つ販売ネットワークなどを活用するために2010年にはM&Aの動き（アサヒビールが青島ビールと提携する等）もあった。
- ・社会インフラ事業に入り込むためには、実際のところ、外資は国有企業と組んでやらざるを得ない。また建設プロジェクトの第一入札者は中国企業になることが一般的で、外資系企業が建設を入札するのは難しい。
- ・政府調達に関しては、草案では、以前記載されていた実質外資排除とも取れる条文が削除された。
- ・建設事業は、北京のプロジェクトは北京に本社（現法）を置いていないと取れない。上海のプロジェクトは上海に本社（現法）を置いていないと取れない。
- ・インフラ、プラント関係は通常の製造業と比べ、進出が難しい面がある。箱モノは中国企業が作るケースが多い。中国企業は高い技術力を有する企業と提携したいという意向がある。そのため、日本企業は全体ではなく一部を請け負うような仕事が多い。天津エコシティでは中国が箱ものを、外資系企業が設備やシステムを請け負うケースも多い。
- ・唐山市の「曹妃甸（そうひでん）国際エコシティ」は唐山市側から日本式エコシティを作ってもらいたいとの話があったもの。地方政府の長へのロビー活動が重要。

- ・欧米は大統領・首相級のトップセールスで売り込む。分野ごとに国を代表する企業がハッキリしておりトップセールスがやり易いという一面もある。
- ・(パフォーマンス要求の実例について)自動車では地元政府が国産化比率を求めると聞いたことがある。北京の現代自動車も国産化比率上げに応じ、90%以上国内調達だと言っている。
- ・昨年4月、中国日本商会として日系企業の意見を集約して中国政府(商務部や国家発展和改革委員会など)に中国の投資環境の改善に関する建議書を出した(「中国経済と日本企業2010年白書」)。JETROが協力。主要な問題点を大別すると、①法制度およびその運用の透明性向上、②中国内ビジネスにおける内国民待遇の徹底、③知的財産権保護の徹底、④国際標準に準拠した標準・認証の整備、の4つとなる。
- ・日本企業も中国内でのニーズに対応するため、中国での商品化の取り組みも必要ではないか。

### 3. 商務部

日 時：2011年1月11日(火) 9:00～10:10

場 所：商務部

出席者：商務部 外国投資管理司 工商管理博士 一等商務秘書 路 蘭平  
 国際協力銀行 北京代表処 首席代表 越智 幹文  
 国際協力銀行 北京代表処 高級主管 李 金福(通訳)

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

(投資受け入れについて)

- ・当司の担当は外国投資促進、投資政策で、投資環境を改善することにより国民生活の質の向上を図るのが我々の仕事だ。投資協定は条約司の担当。
- ・投資の受け入れには2つの基本方針がある。①投資環境の安定と②中国経済の安定的発展。
- ・外商投資産業指導目録は改訂作業中。よりオープンになる。
- ・第12次5か年計画のための「外資利用基本意見」でも外資活用の方針で、対外開放、自由化の方向を明治明示。中西部向け投資を奨励する。
- ・(中国企業との競争条件について)外国企業が参入基準をクリアして入ってきた場合には中国企業と同等の待遇が与えられるということ(内国民待遇)。このことは温家宝首相が明言している通り。ポイントは2つ。外資受け入れは産業政策の観点から外商投資産業指導目録で調整することと WTO 加盟時に開放をコミットした分野については全て履行したということ。

- ・(投資前の自由化について問われ)競争力がアップしたところで国際標準に近付ける(先進国もそういう道を辿った)。最初は保護政策を採っても次第に自由化する。中国はまだ途上国であり、工業基盤も弱い。先進国と同等の競争力を持っていないため保護政策を採る。産業政策で調整する必要がある。改革・開放は漸進的に、全面、且つ多領域の開放を進める。中央の方針と地方でやっていることに差が残っているが、これは改善しなければならない。

(中国企業の外国投資について)

- ・中国企業の海外進出を外資導入と同時進行で推進する。中国向け投資を歓迎する一方で市場企業の海外進出を支援するという。力をつけている企業を他国と協力してサポートする。対外投資は対外合作司の担当。
- ・中国の外資受け入れは2010年1～10月で24,302社、917億ドル(前年同期比17.7%アップ)であった。その要因は、投資環境の安定性および中国経済の安定性(持続的な発展)である。

#### 4. 国際貿易経済合作研究院

日 時：2011年1月11日(火) 9:00～10:10

場 所：国際貿易経済合作研究院

出席者：国際貿易経済合作研究院 アジア・アフリカ研究所 副所長 副研究員 王 楽  
国際貿易経済合作研究院 アジア・アフリカ研究院 東北アジア 経済学博士  
王 金波

国際協力銀行 北京代表処 首席代表 越智 幹文

国際協力銀行 北京代表処 高級主管 李 金福(通訳)

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・中国は2010年10月現在で129か国と投資協定を締結している(商務部ウェブサイトより)が、古いものが多いので、その改訂が今の自分達の仕事。
- ・中・加間の協定も昨年末に改定内容を詰める予定であったが、長引いてきている。
- ・中国側のポイントの一つは知財。中国国内の法律の改訂も必要でありかなり影響が大きい。
- ・中国は外資利用の改革期で、法制そのものの整備と執行の透明性確保が重要課題で大きな改訂を要する。法制整備は他の政府機関との協調が必要だが、国内調整が困難で必ずしも上手くいっていない面もある。
- ・自国産業と外国投資家の両方の利益を確保する必要がある。

- ・(外資規制の自由化について問われ)WTO加盟時のコミット事項の実施が優先。バイの協定について、自由化するのであれば全ての国とやらなければならない、相当のプレッシャーになる。
- ・これまでは外資誘致が大半であったが、これからは中国企業による海外投資もある。協定を国際標準に近付ける形でやっていくことになる。対外投資はまだ経験不足なので勉強の期間が必要。
- ・国際法の人材が不足しており、育成が必要。意識の転換は始まった。  
中国輸銀や開銀のセミナーでは、ソブリン・リスク分析、環境問題、プロジェクト・ファイナンス等銀行の管理面の強化が期待される。第三国向けの日・中協力投資案件(ベトナム向け発電所、パプアニューギニアでの案件等)でノウハウを学びたい。

## 5. 財団法人日中経済協会

日 時：2011年1月11日(火) 15:00～16:30

場 所：財団法人日中経済協会 北京事務所

出席者：財団法人日中経済協会 北京事務所 副所長(兼 日中投資促進機構 北京事務所 首席代表) 中山 正浩

JCI：新開、杉田

受領資料：・「日本の対中直接投資の促進に向けて」(2010年9月28日 日中投資促進機構)

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・日中投資促進機構の中国側カウンターパートは中日投資促進委員会(政府機関の集まり)。日中投資促進機構は民間企業の団体で日中経済協会と近い関係。
- ・日中投資促進機構の業務内容は、情報提供と中側への投資環境改善要望、中国への投資に関する助言・相談。中国政府に直接要望できる立場。
- ・知財の問題が大きい。中国には「模倣も技術だ」という人もいる。
- ・労働争議もケースが多い。政府も上手く処理できていないケースがある。
- ・投資後に税金の扱いで条件を変えられてしまうケースも。江蘇省における植林から紙パルプまでの一貫事業で税金の還付を巡り問題になったことがあった。
- ・地方の外資優遇策も裁量の幅が大きくルールが不透明。
- ・税関もトラブルが多い。ルールの不徹底によるもの以外に嫌がらせ的なものもある。
- ・中国側は中部6省(山西・安徽・江西・河南・湖北・湖南)への外国投資を期待。
- ・投資が一巡して、労働コストも上昇してきている状況で、日系企業としてどう打開するかという問題がある。店舗や事務所の配置を統合・整理する動きも出ている。

## 6. 中国現代国際関係研究院

日 時：2011年1月12日（月）10:00～11:45

場 所：中国現代国際関係研究院

出席者：中国現代国際関係研究院 全球化研究中心主任 研究員 Ph. D 劉 軍紅

中国現代国際関係研究院 日本研究所 助理研究員 博士 樊 小菊

中国現代国際関係研究院 日本研究所 湯 棋

国際協力銀行 北京代表処 首席代表 越智 幹文

国際協力銀行 北京代表処 高級主管 李 金福（通訳）

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：（先方よりの聴取事項概略以下の通り）

- ・ 昨年で改革開放 30 周年を向かえた。
- ・ リーマンショック後、日本企業の中国向け投資はスローダウンした。日本企業の海外投資は、サービスや流通、エネルギーも含めてどちらかと言うと商社が中心になっている。
- ・ 中日間の安定且つ長期的関係のためには合理的なルール作りが重要。
- ・ WTO の投資ルールは既に実行されている。ASEAN+3 は難航している。
- ・ 中日韓間では 7 年間話し合いを続けてきたが、結論が見えない。
- ・ 紛争処理のメカニズムについて、投資協定だけでは片付かない。準拠法の問題もある。その調整と相互理解が更に重要。
- ・ 政策システムや法制について相互理解を深めることが先決であり、それを基礎に投資協定を結んで紛争仲裁も可能になる。準拠法の交渉や国内法廷での仲裁承認や執行の手続きも難しい。
- ・ 日中韓 3 か国だけでは解決できない。長い目で ASEAN などアジア全体を考えなければならない。ASEAN-10+6～8 か国という範囲で見ること。

## 【ベトナム】

## 7. 計画投資省

日 時：2011年1月13日（木）9:00～10:35

場 所：計画投資省

出席者：Vu Thi Chau Quynh, Deputy Director General, Department of Legislation, Ministry of Planning and Investment 他 3 名

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・日越投資協定には投資家の保護に加え投資の自由化も含まれている。
- ・日系企業への優遇措置は他国企業へのそれ以上のものだと考えていた。
- ・投資協定の付属書には2種類ある。ひとつはセンシティブなもの。国内産業保護の要素が高いもので、将来は漸次減らすつもり。もうひとつは徐々に自由化される分野をリストアップしたもので、現在は大きく変わった。例えば外資系銀行は独資での設立が認められる。07年のWTO加盟に伴い自由化を進め、投資の自由化も約束し、日本を含む加盟国全てに適用された。
- ・ICSIDに現在は未加盟だが、MPIとしてはそのメリットを理解しており、重要と考えている。手続きも優れており、投資家と国の利益のバランスも取れている。
- ・MPIは最近政府に対してICSIDへの加盟を提案したが、司法省や最高検察庁、最高裁からも意見を聞かなければならず、最終決定はできていない。
- ・片方がICSIDに未加盟でもAdditional Facilityは使えることになっているが、投資家は自動的にICSIDに付託できず、仲裁結果もニューヨーク条約に基づき国内裁判所の承認を経て執行されるという手続きが必要になる。
- ・ベトナムは投資協定に基づく仲裁の経験はなく、被申立人にも申立人にもなったことがない。
- ・(日越投資協定にアンブレラ条項が明記されていないことについて)今ベトナムは60か国と二国間投資協定を結んでいるが、このような条項に慎重な態度を取っている。投資家が国際仲裁の申立てをし、仲裁判断でベトナムのGDP(900億ドル)の何%もの補償額の支払いを要求される可能性があるからだ。
- ・投資家にとって政府の約束履行義務を協定に入れることで安心なのは理解できるが、投資家と国の利益のバランスを良く検討しないといけない。
- ・BOTの契約に詳細に権利・義務の内容を書くことで多くの問題は解決できる。アンブレラ条項は他への影響も大きいので慎重に検討したい。
- ・逆にベトナムが投資国側の立場になり得ることも認識している。実際になっている場合もある。社会的責任や環境への影響も考慮し、受入国とwin-winの関係になれるように検討していく。

## 8. 外国投資庁

日 時：2011年1月13日(木) 11:05 ~ 12:15

場 所：外国投資庁

出席者：辻尾 嘉文, Senior Investment Advisor, Foreign Investment Agency (FIA),

Ministry of Planning and Investment (MPI)

JCI：新開、杉田

受領資料：・「日越投資協定の署名について」（プレス発表）

（平成 15 年 11 月 14 日 経済産業省）

内 容：（先方よりの聴取事項概略以下の通り）

（全般）

- ・投資アドバイザーとしての仕事は、主に①投資環境の改善、投資の誘致、②計画投資省のキャパシティ・ディベロプメント、③日越共同イニシアチブの 3 つ。
- ・日越投資協定は日韓投資協定に続く投資協定であるが、最恵国待遇、短期滞在者(183 日未満)の個人所得税の免除等より幅の広い内容を包含しており当時としてはより進んだ投資協定。
- ・07 年 1 月の WTO 加盟へ向けた内国・外国投資法制整備の一環として、05 年に共通投資法と統一企業法を成立させた(06 年 7 月施行)。これにより外国投資と内国投資法制は共通の法律により規定されることとなったが、より規制緩和の進んだ内容になっており、この中に日越投資協定で定められた内容も一部含まれている。
- ・WTO の加盟により規制緩和の行程表が WTO との間で決められたが、その一環として、07 年 4 月から独資での外国銀行投資が可能になった。

（電力セクターについて）

- ・ベトナムは電力料金がアジアで一番安い国のひとつ。そのため、新規電源の開発計画が遅れており、電力不足傾向にある。
- ・BOT による電力案件についても、東京電力とフランス電力公社、住友商事が BOT でやったフーミー 2-2(05 年運転開始)以降、ベトナムでは BOT 案件での電源開発があまり進んでいない。
- ・土地は国民のものであり、用地取得に時間が掛かっており、そのことも電源開発の遅れに繋がっており、投資家にとってもひとつのリスクとなる可能性がある。
- ・電源は 3 割以上が水力に依存しており、昨年は降雨量が少なかったため電力不足を引き起こした。ベトナムは中国と異なり、全体として電力の需給がバランスしているため、大半の工場は自家発電設備を持っていない。
- ・また、工業団地には優先的に電力を供給しているが、昨年に限って言えば、猛暑渇水の影響で、南部を中心に日系企業が入居している大手工業団地でも計画停電が発生している。
- ・第 6 次の電力マスタープラン(06 年～15 年)の実施は遅れており、現在第 7 次マスタープラン(16 年～25 年)を策定中であるが、マスタープランの計画通りの実施が望まれる。

（日越共同イニシアチブについて）

- ・日越共同イニシアチブは、日越政府と民間が共同でベトナムの投資環境の改善を目指す

世界でも例の少ないスキーム。

- ・特に、改善目標(行動計画)の達成率を数値で評価することが特徴的であり、過去、3フェーズの◎(実施済み)、○(計画通りの進捗)を合わせた達成率は以下の通り。

第1フェーズ(03~05)：123項目中105項目(達成率85%)

第2フェーズ(06~07)：80項目中75項目(達成率94%)

第3フェーズ(08~10)：62項目中50項目(達成率81%)

- ・12月10日には合同評価促進委員会が開催された。今回の会合では、谷崎・駐ベトナム特命全権大使、ベトナム計画投資省のフック大臣、日本経団連の加藤(住商社長)・高橋(昭電社長)両日本ベトナム経済委員会共同委員長を共同議長に、2年間続いた第3フェーズが成功裡に終了したとの評価を行い、第4フェーズへの継続を決定した。
  - ・上記、委員会の場において、小林ベトナム日本商工会会長(ペンタックスベトナム社社長)から、引き続き改善努力をしてほしい点として次の6点が挙げられた。
    - ① 取締役会全会一致原則の撤廃。共通投資法において重要事項は75%の賛成で決議可能となったが、それ以前の投資法でライセンスを取得した企業については、定款を改正する必要があるが、その改正には取締役会の全会一致が必要という矛盾を含んでおり、その改善を要求しているもの。
    - ② 労働力不足状況の改善(人口86百万人×60%が労働人口と豊かな労働力を持つが最近、ホーチミンやハノイ近郊での労働者の雇用が難しいケースが出始めている)。
    - ③ 労働法上の制限事項の改善(残業時間の限度撤廃や期間契約の制限の撤廃要求等)。→改正労働法の早期成立。
    - ④ 知財侵害の保護 → 知的財産法の徹底と啓蒙。
    - ⑤ 裾野産業の育成 → AFTAによる輸入関税撤廃以前に育成する必要がある。15年で自動車等の例外品を除きASEAN諸国との関税が撤廃され、18年には自動車を含む全ての関税が撤廃される予定。
      - 日本政府支援
        - >資金援助(JICA → 中銀 → 商業銀行 → 中小企業というTwo Step Loan)
        - >人材育成 → シニアボランティアによる政府機関&企業支援(経営・技術等)
        - >外資誘致
          - >ビジネスマッチング活動 → 購入側による逆展示会をJETROが7年間実施。
    - ⑥ 電力不足問題  
猛暑湯水により昨年は電力不足問題がクローズアップされた。早急な改善が望まれる。
- ・今後、第4フェーズで取り上げるテーマを選定し、大項目ごとにワーキングチームを組織して進める。準備に半年かけ、キックオフから1.5年かけて合意した改善策(アクションプラン)の達成を目指すことになろう。
  - ・これらは日本だけでなく、他国にも裨益することとなり、投資環境の改善を通じて海外からの投資誘致に貢献することとなる。

## 9. 日本貿易振興機構

日 時：2011年1月13日（木）13:45～14:45

場 所：日本貿易振興機構 ハノイ・センター

出席者：日本貿易振興機構 ハノイ・センター 海外投資アドバイザー 酒井 仁司

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：（先方よりの聴取事項概略以下の通り）

- ・97年からWTO加盟の交渉に入った。中国と条件を揃えるために厳しい条件が課された。WTOには07年に加盟。近々WTOの事務所がベトナムにできるが、それでチェックが厳しくなろう。
- ・日越共同イニシアチブもWTOの内容に沿ったもの。当初(03～04年)から比べたらかなり改善し、大きな問題は解決した。
- ・競争の問題は残っている。独占制限法ができたが罰則がないので依然として独占状態が見受けられる。この問題はもっとやるべきだ。ただ外資によっては、公社と組んで市場を独占したい考え。
- ・ベトナムで2か所以上にスーパー、コンビニ等の小売販売店を設立する場合、設立申請手続き以外に、外国投資家はWTOが規定した経済需要テスト(Economic Needs Test ; ENT)を満たさなければならない。外資は同一地域内で複数の店舗を作れない。但し「同一地域」に定義がなく、行政の判断による。地場商店を保護するための措置。
- ・輸入代替・輸出インセンティブは、WTOで禁止された。インセンティブを残したのは、ハイテク産業育成地域と経済的貧困地域への進出のみ。ハイテク産業育成地域の対象は例えば円借款が供与されたホアラックハイテクパーク。貧困地に対してベトナム政府は財政不足でインセンティブの継続が難しいところもある。
- ・国営企業の財政が問題。PVNでも利益は政府に上納しなければならないが、投資資金は政府から出なくなった。格付けが下がるが、政府保証はない。従ってJBICも貸せない。国営ベトナム造船総公社ビナシンが経営破綻したがベトナム政府は救済しなかった。債権を持つ日本企業が困っている。債権の一部をPVNに譲渡する話は不透明。ビナシンはリゾート開発にも手を出しており、リーマンショックで立ち行かなくなった。
- ・電力や上下水道など公共料金が安過ぎて事業にならない。回収期間が長くなり過ぎる。一方で国民の反対に合い公共料金の値上げができない。野村の工業団地では自前の発電所を持てば約15セント/kWhだが、公共料金では平均5セントなのでこれに依存。従ってこの種の業種でのPPPは難しい。ただし、港湾の建設運営については利益率が例外的に高い。
- ・共同イニシアチブでは公共料金の引き上げを要求すべきだが、これまで外資企業は賛成してこなかった。
- ・投資協定を適用するような問題はこれまでほとんど起こっていない。仲裁で解決した例が

散見される。投資協定はあることに意義がある。

## 10. 国際協力機構

日 時：2011年1月13日（木）16:25 ～ 17:15

場 所：国際協力機構 ベトナム事務所

出席者：国際協力機構 ベトナム事務所 次長 長瀬 利雄

国際協力機構 ベトナム事務所 Representative 室岡 直道

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：（先方よりの聴取事項概略以下の通り）

- ・日越共同イニシアチブはベトナム日本商工会と日本大使館を中心にやっており、JICAは、その活動状況について常時情報を得て JICA のオペレーションにフィードバックを行なっている。また、電力不足の改善については、従来から円借款による発電プロジェクト等を行なってきた。
- ・経済成長により、貧富の差、都市部と農村の格差が指摘されているが、そのことが必ずしも都市部に人々が移動してくるということになっていないため、労働者確保の問題が深刻化している。
- ・そのため、都市部周辺での工業団地周辺の住環境整備のための調査等を通じ、雇用問題の改善に向けた環境づくりに JICA としても協力している。
- ・道路や空港、港湾といった物流インフラも整備が進んできてはいるものの、まだまだやるべきことが多く、JICA としてはそれらの拡充及び強化に継続的に取り組んできている。
- ・（外資規制について）国内産業が十分に育っていないのに開放して大丈夫かという考えもある。
- ・電力分野の PPP に関しては、電力価格を安く抑えていることも民間の参入の障害となっている。
- ・発電に係る PPP 事業としては、ソンハウ石炭火力発電所（PPP を前提とした F/S の実施）の例がある。
- ・水の PPP 事業も成功例を聞いたことがない。ただ、1人当たり GDP が1,000ドルを超え、水に対してお金を払わなければいけないとの認識は出てきた。

## 11. 国際協力銀行

日 時：2011年1月14日（金）11:00 ～ 12:00

場 所：国際協力銀行 ハノイ駐在員事務所

出席者：国際協力銀行 ハノイ駐在員事務所 首席駐在員 弓削 範泰

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・JBIC の対ベトナム貸付残高は約 600 億円。将来的には大幅に拡大する見通し。内談案件の数はインドネシアを少し下回る程度で多額。具体的には IPP や製油所、製鉄所など。
- ・EPA や BIT の効果について、それがあつてどの程度のブレークスルーがあるのか、効果は見極めにくい。
- ・ベトナムでは民活インフラ案件などを進めていくためには、案件を bankable に組成すべく外貨交換保証など政府サポートが必要となる。
- ・ビナシンの経営破綻について、まだレンダーによるデフォルト宣言はされてない。クレディ・スイスを中心としたビナシン向のシンジケートローン(600 百万ドル)において、政府のコンフォートレターが発出されていたものだが、ビナシンは 12 月 20 日に支払い期限を迎えた第 1 回元本支払い分 60 百万ドルの返済ができず、利払いだけが行われた模様。現在、支払いについて交渉中。現在党大会中で本問題は表に出てこない(出したくない)。場合によってはズン首相の責任問題になりかねない。政府がビナシンをサポートできなかったこともあり、マーケットの政府に対する見方が厳しくなり、ムーディーズがベトナムの外貨建て長期債務の格付けをワンノッチ引き下げた(Ba3 → B1)。
- ・02 年から 3 年のフーミー 2-2 とフーミー 3 がベトナムで初めてのプロジェクト・ファイナンス対象 BOT プロジェクトであったが、それ以来 BOT、IPP は組成されていない。当時は EVN の買電契約、中銀の外貨交換、更には、PVN による燃料供給について政府保証が供与されていた。これに対し、その後 IFC のアドバイスもあつてベトナム政府は保証の範囲をできるだけ縮小する姿勢を取っており、レンダーからすると bankability に課題が残る状況。
- ・ギソン 2 では入札で事業権を決める手続きを採っている。政府が入札書類を準備している。現在のところフーミーより政府サポートの部分が手薄となることが見込まれ、商社も取りに行くのが厳しい状態。JBIC も、韓国輸銀や ADB とも協働して政府サポートが充実しないと bankable にならないとベトナム政府に働き掛けている。一方で、中国企業が公的機関のバックアップを受けてベトナムリスクをかなり取る形でスポンサーを狙ってくる可能性もある。その結果、中国企業が甘い条件をオファーして落札する可能性もある。中国企業は日本や韓国の企業に比べてリスク許容度が高い。
- ・日本の出光興産と三井化学が PVN、クウェート国際石油(KPI)と合弁で、第 2 製油所(ギソン地区)の計画を進めている。ベトナムは現在、原油をシンガポールに輸出し、シンガポールで製油して輸入している。既に稼働中の PVN100%出資のズンクワット製油所で国内需要の 3 分の 1 を賄い、ギソンの第 2 製油所、ロンソンの第 3 製油所を加えた 3 製油所で

ベトナムの国内需要の全てを賄う計画。ギソンは80億ドルに上る巨大プロジェクト。製品の大部分はPVNがoff-take。引取価格とともに政府保証がカギになっている。

- ・政府の財政赤字が膨らみ、政府対外債務がGDPの5～6割にも達する。そのような状況で政府は政府保証に慎重になっており、国営企業の資金調達において大きな制約要因となっている。

## 12. 商工業省

日 時：2011年1月14日（金）14:05～15:40

場 所：商工業省

出席者：Le Huu Phuc, Deputy Director General of International Cooperation Department, Ministry of Industry and Trade、他1名

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：（先方よりの聴取事項概略以下の通り）

- ・投資協定の交渉や実行を担っているのは主に計画投資省。
- ・日越投資協定は03年に調印、04年に発効した。ベトナムにとって早期に締結した協定であったため、その後締結したASEANの投資協定等のモデルになった。
- ・（ベトナムがICSIDに未加盟であることについて聞いたところ）ICSIDへの加盟については司法省と検察機関の役割であり権限である。彼らがメリット、デメリットを検討して結論を出す。他に優先すべき事項もあるので結論が出るまでに時間が掛かる。
- ・07年のWTO加盟時により広範な内容を含むWTOプラス（知財権、貿易関係投資の協定等）にも加わった。加盟するためにベトナム政府は、銀行や保険、流通分野を開放した。ベトナムの公約を調べるにはWTOのWeb [http://www.wto.org/english/thewto\\_e/countries\\_e/vietnam\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/countries_e/vietnam_e.htm) で検索可能。ベトナムは誠実にこの約束を実行する。
- ・ベトナムは真面目に投資の自由化と市場拡大を行っている。海外の銀行を誘致している。日本は保険分野にも関心があると思う。
- ・05年にそれまでの外国投資法と内国投資法を一本化した共通投資法を制定した。これにより外国投資と内国投資法制は共通の法律により規定されることとなった。制限・禁止される分野もあるが、ベトナムに限らず通常どんな国でも制限・禁止する分野だ。
- ・税金について多くの場合、材料輸入の免税や所得税の優遇など外国企業は国内企業よりも優遇されている。国内企業から外国企業を優遇することへの批判もある。外国の大企業はグループ間の取引で税金を逃れている（移転価格税制の問題）。
- ・（日越共同イニシアチブについて）投資環境の見直しに役立つ。日本企業だけではなく他の

外国企業にもメリットがある。まだ不合理な部分も残っており、詳細な規定も必要だが、対応できる人材が整っていない。第4フェーズでも相互に協力し、日本企業の対越投資促進に期待している。

- ・サポーティング産業の支援をする。まだ十分に展開できていない。自動車産業はベトナムではまだ組み立てだけだ。サポーティング産業を政策的に支援したい。
- ・他に期待する分野は重機械産業。製鉄分野で韓国企業の活動が目立つが、韓国は人材面で日本ほど強くない。レアアースや原子力では日本が協力しているが、何故製鉄分野では日本の協力がいいのか。
- ・電機や自動車の分野は、今まで海外から部品を調達してきた。輸入ばかりで国際収支が悪化した。ソニーがベトナム南部に小規模ではあったが工場を持っていたが、工場を閉鎖し販売だけにしてしまった。WTO加盟により完成品輸入で済むようになったためか。
- ・(電力不足について)発電を民間にやらせる意図はあるが、電力分野は資本の調達が難しく、海外からの誘致も難しい。電気料金は政府が支援している。電気料金を上げることは一般の生活に影響するため難しい。解決策としては、ODAも活用して資金調達に便宜を図ること、関連の手続きを簡素化すること、電気料金を徐々に上げること。実施中プロジェクトの完了を急ぐこと(ソララ水力発電所は予定より2年前倒して稼働)。省エネの呼び掛けも行う。しかしながら01年ではまだ解決は難しい。

## 【インドネシア】

### 13. 投資調整庁

日 時：2011年1月17日(月) 10:50 ~ 11:55

場 所：投資調整庁

出席者：八木 徹, Investment Promotion Policy Advisor, Investment Coordinating Board (BKPM)

JCI：新開、杉田

受領資料：・「インドネシアの投資環境と日系企業の進出動向」(2010年12月24日)

・BKPM組織図(インドネシア語)

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・このポジションは1987年から設置されており、自分で8代目になる。前任は旧輸銀時代インドネシア首席駐在員であった梅田氏。
- ・主に日系企業の支援を行っている(仕事量の約80%、他に日系企業の投資プロモーション活動)が、EPA(投資協定)についての問い合わせはほとんどなく、あまり注意を払われていない。日系企業が官を相手に紛争ということは考えにくい。

- ・日系企業は既にほとんどの分野でインドネシアに進出している。今後製造業に関わるメガ投資案件はほとんど出てこないであろうが、自動車関連などの中小製造業の進出が中心になろう。但し、インフラ案件にはPPP方式にてのメガ投資の可能性はある。
- ・日本とのEPAはインドネシアにとって初のEPAであるが、輸出促進ということで肯定的に考える人と国内産業保護の観点で否定的に考える人とがいる。現在ニュージーランド、豪州、インドと交渉中。他にはASEANとしてのEPA(中、韓、印、豪・NZ)もある。
- ・ネガティブリスト(07年大統領令で制定、10年5月改定)は内外一律に適用される。引き続き改訂についての議論が行われていく。
- ・外資の持ち株制限は、金融、保険は85%まで。運輸分野は49%までと厳しい。製造業はほとんど100%が認められている。流通分野について、卸売りは外資もやれるが、小売りは大規模店舗を除き認められていない(ユニチャームは代理店で対応)。
- ・1976年の旧投資法ではインドネシア資本とのJVしか認められていなかったが、94年の政令第20号で100%外資が認められるようになった。但し、15年以内に資本の大小を問わず、その一部(1千万ルピア;約10万円でも良い)をローカライズしなければならないことになっている。インドネシア人の個人、従業員協同組合、地場企業(在インドネシアの外資系現地法人は対象外)に譲渡することが可能で、罰則規定もなく、調べられることもないため、何かあった時に指摘されるまで実行されていないケースもある。
- ・インドネシアからの外国投資は少ない。シナルマス・グループやサリム・グループ等の華僑系が香港、シンガポールやアフリカなどに投資するケース位か。
- ・投資環境改善について、メガワティ政権の時にジャカルタジャパンクラブ(JJC)が労働、通関、税務、インフラ(後に電力と輸送部会に二分)、競争力強化の5つのワーキンググループを作って大使館の支援も得てまとめた要望書をインドネシア側に出した。その後、ユドヨノ政権発足(04年10月)を機に、04年12月に官民合同フォーラムが立ち上げられ、インドネシア現地レベルでは日本側は大使館とJJC、インドネシア側は政府とKADIN(インドネシア商工会議所)の体制で(上部機構としては日本側が関係省庁大臣、経団連・日伊経済委員会委員長、インドネシア側が経済担当調整相、BAPPENAS等関係大臣、KADIN会頭による年1回の全体会議)インドネシアの投資環境改善を始め両国間の貿易・投資に関する問題を議論することとなった。年に1回進捗報告が行われ、◎、○、△などで評価が行われる。
- ・2010年10月に第2回「日インドネシア経済合同フォーラム」が開催され、インドネシア経済回廊(IEDC)やその一部を構成する首都圏投資促進特別地域(MPA)構想の実施に向けたフォローアップについて議論されたが、これらはハードのインフラ整備と共にソフトの諸制度の改善を併せて行う。
- ・現在投資環境上の大きな問題の一つは、移転価格税制である。

#### 14. 日本貿易振興機構

日 時：2011年1月17日（月）13:05 ～ 13:55

場 所：日本貿易振興機構 ジャカルタセンター

出席者：日本貿易振興機構 ジャカルタセンター Vice President Director

齋藤 賢介

日本貿易振興機構 ジャカルタセンター Senior Director 塚田 学

JCI：新開、杉田

受領資料：「投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領規定 2010年36号」（いわゆるネガティブリスト）（和訳）

内 容：（先方よりの聴取事項概略以下の通り）

- ・新投資法に基づく大統領令でネガティブリストが出ており、中小零細企業への留保分野、内資100%分野や外資の出資比率制限などが定められている。軍事や放送に関連するものなどは禁止。
- ・小売りは床面積で厳しく制限される。セブンイレブンは出店しているが、フランチャイズ形式。フランチャイズ形式は推奨されている。また、大規模店舗は外資でも出店可。ネガティブリストの基本的な考えは地元の中小企業保護。
- ・既存の進出現地法人が内資として認められるかはハッキリしない。恣意的に判断される余地がある。
- ・運輸セクターは以前95%まで外資が認められていたが、今は49%までと規制が厳しくなった。但し以前から95%持っていた企業は49%まで下げなくても良い。運輸セクターはローカルで外資同等の事業がやれるとの考えによる。
- ・労働分野について、契約社員や派遣社員への縛りがあり、一定期間を経過して契約を継続できない。正社員にする必要がある。
- ・移転価格税制が問題。みなし利益で課税されるケースがある。Royaltyはほとんど否認される。税務裁判まで行けばほとんど日本企業が勝てる内容だが、税務当局は目先の税収を上げることしか考えておらず無理な徴税が行われる原因になっている。
- ・一方、特定の分野や地域で投資する場合に適用される優遇税制もある。例えば東部地域の農業開発やパイオニア産業など。投資減税や減価償却の前倒しなどが認められる。
- ・法人税率は25%。上場企業は株式の40%以上を公開していれば5%税率が下がる。
- ・知財の問題としては中国から輸入される模造品・類似品。
- ・例えば海運における外資比率制限で最高49%のところ、ASEANからの投資であれば60%まで認めるなど、ASEAN諸国への優遇措置があるが、日系企業はこれをあまり活用できていないようだ。
- ・インドネシアによる対外投資はサリム・グループのような華僑系の企業により各地に行われている。

- ・石炭やガスなどの資源関係、インフラ、発電分野で中国のプレゼンスが高まっている。クラッシュ I ・プログラム (10,000MW 石炭火力) で中国が大量受注したが、期待通り進んでいない。また、中国の省政府が工業団地の用地の一部をまとめて買った事例もある。

## 15. ASEAN

日 時 : 2011 年 1 月 17 日 (月) 14:30 ~ 15:30

場 所 : ASEAN

出席者 :

Anna D. Robeniol, Head of External Economic Relations Division,  
Association of South East Asian Nations

Glenda Reyes, Senior Officer, Finance Integration Division, Association of South East Asian Nations

JCI : 新開、杉田

受領資料 : なし

内 容 : (先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・ASEAN 事務局には 200 人のスタッフがおり、うちインドネシア人と外国人がそれぞれ 50% で、外国人の大部分は ASEAN が直接採用、ラオスとカンボジアからは政府派遣者がいる。
- ・ASEAN 包括投資協定 (Asean Comprehensive Investment Agreement ; ACIA) は 8 か国が既に批准したが、タイがまだ批准していない。議会を通すのに時間が掛かっている。インドネシアが批准したのかどうか不明 (その後インドネシア投資調整庁で確認したところ未批准とのこと)。今年の 3 月までに批准されることを期待している。
- ・reservation list は全て出揃ったが、協定自体が発効するまでは発表できない。
- ・(ベトナムが ICSID に参加していないことについて) 今のところ問題ではない。仲裁場所は Additional Facility で選べることになっている。
- ・ASEAN の投資協定はオーストラリア・ニュージーランド、韓国、中国と締結している。オーストラリア・ニュージーランド及び韓国との投資協定は進んだ内容になっているが、中国は異なった利害があるらしく内容が限定的になっている。
- ・日本との EPA は発効したが、サービスと投資の両方については、これからネゴすることが決まっている。
- ・(域外国からみて域内各国との BIT と ASEAN との BIT の関係について) よく聞かれる質問だ。内容的に大きな違いはないが、クロスしているので使うのが難しい。日本企業が設立した ASEAN 各国現法による ACIA の活用方法についてはよく分からない。
- ・ASEAN は Free Trade Area (自由貿易地域) の段階、次に Customs Union (関税同盟) に進むが、とても Common Market (共同市場) には程遠い。シンガポールとブルネイでは関税がほとんどゼロだが、インドネシアの関税は高い (域外関税は国によりまちまち)。

## 16. 投資調整庁

日 時：2011年1月18日（火）10:05 ～ 11:00

場 所：投資調整庁

出席者：

Achmad Kurniadi, Deputy Chairman for Investment Cooperation,  
Investment Coordinating Board (BKPM)  
Marta Dhini, Deputy Director for Asia, Pacific and Africa Regions,  
Directorate of Bilateral and Multilateral Cooperation,  
Investment Coordinating Board (BKPM)  
JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・(ネガティブリストについて) Technical Departments (他省の分野縦割り関連部局) から意見を聴いて時々調整している。調整にはセクター、地域の利害、需給の観点、政治的圧力の要素を考慮する。
- ・地域の問題としては、投資がジャカルタ周辺に集中している。何故スマトラやカリマンタン、パプアなど他の地域に向かわないのかという問題がある。
- ・投資制限は外資に限らず少しだけ行っている。需要が限られている場合には、既存の企業を守ることになる。需要が大きくなれば開放する。これがネガティブリストのひとつの要素だ。政治的なプレッシャーもある。食料については農家が開放に反対する。
- ・地域によって制限されていたり開放されていたりするものもある。これらは Technical Departments との議論によって変え得る。
- ・投資の優先分野は、道路や橋、発電所といったインフラと僻地のパイオニアプロジェクト。これらには財政インセンティブが与えられる。また免税期間 (Tax Holiday) の大統領令を準備中。83年まではあった制度だが、84年から10年まで廃止されていた。今年から復活させる。
- ・(投資調整庁と商業省の関係について) 投資調整庁が投資政策の調整と実施を担当している。商務省は、輸出入のライセンス権限を与えられている。工業省は工業分野の投資政策の勧告をしてくる。他の Technical Departments も担当分野の意見を出してくる。投資調整庁はこれらの勧告を調整して投資政策をまとめる。カバーする範囲は、PMA (外資による事業体) と PMDN (内資による事業体) 両方の投資。
- ・(投資の定義について) 欧州 (ドイツやオーストリア) は、投資協定に直接投資に加え、ポートフォリオ投資も含めるようにとの要求をしているが、それは排除している。
- ・(ASEAN 包括投資協定 (Asean Comprehensive Investment Agreement ; ACIA) について) インドネシアとタイが批准していない。タイは議会の承認待ち。インドネシアは議会を通す必

要はなく大統領が署名すれば終わる。今大統領のスタッフがレターを準備している。

- ・(エネルギー分野について)日本の投資は未だに資源を買ってくれるだけで喜ばれた40年前と同じ形態だ。資源はただ持って行くだけではダメで、インドネシア国内で付加価値をつける必要がある。

## 17. 国際協力銀行

日 時：2011年1月18日(火) 11:35 ~ 12:05

場 所：国際協力銀行 ジャカルタ駐在員事務所

出席者：国際協力銀行 ジャカルタ駐在員事務所 首席駐在員 佐竹 貴徳

国際協力銀行 ジャカルタ駐在員事務所 駐在員 萬 浩之

国際協力銀行 ジャカルタ駐在員事務所 駐在員 深谷 聡子

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・インドネシアにおいてEPAの中で話題に上がるのは、関税の部分ばかりで投資協定についてはほとんど聞かない。JBICがpolitical risk保証を付す場合においてEPAの投資保護の規定がどの程度期待できるものか、と考える程度。
- ・投資案件での受入国との紛争という点では、商社の銅鉱山事業の資本の現地化が契約書の規定どおりのスケジュールで進んでいなかったものがインドネシア国内で仲裁に係ったケースがある。ただ、これは投資協定に基づくものではない。現在でも、資源案件などで一定期間以内に資本を現地化するというルールがある。
- ・07年の新投資法が導入される際には内外差別のない法律になると言われていたが、実際には、ネガティブリストにおいて外資制限が多くかけられ、期待外れの印象がある。
- ・首都圏投資促進特別地域(MPA)構想は、6つの回廊から成るインドネシア経済回廊(IEDC)の一部との位置付けと理解している。日本企業の進出はジャカルタ東部地域が多いが、韓国企業はジャカルタの西部に多く進出していると聞く。IEDCでは「東スマトラ・北西ジャワ回廊」と「北ジャワ回廊」の優先度が高く、既にマスタープランが作成されたと聞いている。現在、カリマンタンと西スラウェシのマスタープランを作成中で、残りの東ジャワ〜バリ〜東ヌサ・トゥンガラとパプアはマスタープランを作成できるほど情報がなくもう少し粗いものになるという話を聞いている。
- ・第1次クラッシュ・プログラム(10,000MW 石炭火力)で中国が大量受注したが、予定通りの工期で完成したものが一つもなくパフォーマンスが悪い。中国製は価格は安い工期が守られず性能もデザインどおりの性能が出ずという状況で、インドネシア側も中国には苦勞し懲りている様子はある。ただ、そうは言っても資金が十分にあるわけではないのでイ

ニシャルコストが低い中国を完全に除外することもできず、また、長い目で見ると信頼性のある日本製が良いと言ってもなかなか入札の評価でこれを上手く反映させることは難しいようである。

## 18. 商業省

日 時：2011年1月19日（水）13:00～14:10

場 所：商業省

出席者：Tulus Budhianto, Secretary of the Directorate General,  
Directorate General of International Trade Cooperation,  
Ministry of Trade

Anggun Paramita Mahdi,

Directorate General of International Trade Cooperation,  
Ministry of Trade

Haryono Sarpini, Directorate General of International Trade Cooperation,  
Ministry of Trade 他2名

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：(先方よりの聴取事項概略以下の通り)

- ・(商業省とBKPMの関係について)BKPMは元々経済担当調整相の下にあったが、07年の新投資法で大統領直轄になり、投資政策の実行に加え政策の調整にも責任を持つようになった。日本の他にも台湾、アメリカ、オーストラリアの専門家がBKPMにオフィスを置いて外国投資の促進、誘致のアドバイスを行っている。製造業に限らず貿易は商業省の責任。EPA・FTA(投資協定)の交渉は商業省が担い(副大臣がネゴシエーター)、他の全ての省の調整役も担う。各省は担当分野の投資に関し意見を出し、担当分野に関連の規則を発出する。
- ・日・インドネシアEPAに添付のネガティブリストは年に1回開催されることになっている投資の小委員会で見直され上部の合同委員会に報告されることになっているが、09年に唯一開催された小委員会で改訂されたのが最後でそれ以降は改訂されていない。
- ・(日・インドネシアEPAの投資章に対する評価を問われ)特定の章を評価はしていない。投資の小委員会で投資章の実施・運用の見直し・評価を行う。
- ・シンガポールからの投資の多くが実は各国企業からの再投資で、その中にはインドネシア系企業からの投資が含まれている。
- ・(投資の期待分野を問われ)製造業への投資を期待している。周辺産業(サポーティング産業等)への波及効果が期待できるため。
- ・日本からは「日インドネシア経済合同フォーラム」で協力を得ているが、他国からもイン

フラ改善等で協力を得ている。

#### 19. ジャカルタ ジャパン クラブ

日 時：2011年1月19日（水）15:50～17:15

場 所：ジャカルタ ジャパン クラブ

出席者：ジャカルタ ジャパン クラブ 運営委員長 河合 代継

ジャカルタ ジャパン クラブ 事務局長 清水 力

JCI：新開、杉田

受領資料：なし

内 容：（先方よりの聴取事項概略以下の通り）

- ・新投資法のネガティブリストは日本からの働き掛けもあり、かなり改善も見られる。
- ・インドネシアでは関係者との調整ができていないルールの変更が突然行われることがある。12月22日には化学品原料の輸入関税について、公布即施行した。これについては、インドネシア内でも例えば工業大臣やKADIN(商工会議所)からも異論が出ている。
- ・例えば、小水力発電は、対応国内企業がないのに外資の参入に制限がある。また、省庁間の横の連携が無いと、例えば、海洋省がエビの養殖場の許可を出していても、エネルギー・鉱業資源省が管轄の石油ガス鉱区に重なるため、最終的な事業許認可が取れないといった縦割り行政の弊害という問題もある。
- ・本来この国の経済成熟度からすると、関税率は産業振興を考慮した上で行なわれるべきであるも、税収ターゲットを考慮して引き上げられるようなケースが起こっている。去年は税収が目標に対して2割不足したという報道もある。税務問題の背後にはこういった事情がある。移転価格税制の問題もあるが、税務裁判では最終的に税務当局が敗訴するケースが多数ある。この辺りの法的整備が重要。
- ・ジャカルタの交通渋滞緩和のため鉄道(MRT)プロジェクトが進行中。日本政府の支援により16年までに南北線第一期の開業を目指す。その後第二期で南北線延伸、それ以降東西線整備の計画。
- ・PPPはなかなか動かない。政府保証や土地収用等、民間でやれない部分を如何にやっていくかが課題。
- ・日本は人材面でも支援している。BKPM や警察、国税、労働省にも人を派遣して指導に当たっている。
- ・ベトナム同様に両国で共同イニシアチブをやっている。インドネシアは民主主義なので投資決定に時間がかかりなかなか進まない。10年1月にはJJCとしてインドネシア政府への要望書「ビジネス環境の改善に向けた日本企業の提言」を提出した。主要な課題は法的不透明性とインフラの欠如の2つ。JJCのウェブサイトダウンロードできる

(<http://www.jjc.or.id/picture/iken20100122JPN.pdf>)。

- 最近インドネシアの格付けが引き上げられた(ムーディーズ Ba2 → Ba1)。
- 現地日本企業にとって今後労働問題が問題になる可能性がある。JJC の労働委員会では、インドネシア経営者協会との対話により、日本企業が抱える懸念についてのインプットを行なっている。また、日本企業の労務担当者を対象としたセミナーも開催した。特に専門的な労務担当者を置いていない企業にとっては難しい問題。
- 10年1月10日、11日に当時の直嶋経済産業大臣がインドネシアを訪問、第1回「日インドネシア経済合同フォーラム」が開催された。同年10月14日には東京で第2回フォーラムが開催された。ここでインドネシア経済回廊(Indonesia Economic Development Corridor ; IEDC)の推進について議論された。首都圏投資促進特別地域(MPA)構想は、6つの経済回廊のひとつである北ジャワ回廊(13年~20年実施)の一部として、ジャカルタ圏を中心にした構想。
- MPA 構想の第一期では港湾や、鉄道網などを対象にすることで検討が進んでいる。11年第一四半期に運営委員会が開催される。13年までに着工、20年の完成を目指す。
- 一方、インドネシア政府としてはアチェや西イリアンの発展支援にも注力したい考え。インドネシアでは人口増加率が1%強であり、これは雇用人口が毎年2.4百万人増えることを意味している。これを吸収するためには年6.5%以上の成長が必要と言われている。
- 投資家とインドネシア政府との問題としては、中国企業などが安値受注しながら、一方で契約内容通り履行できないという問題がある。中国はクラッシュプログラム I で多数の石炭火力プロジェクトを受注したが、予定よりも遅れているケースが数多くある。韓国はPOSCO がクラカタウ製鉄と組んで一貫製鉄所を建設するが、韓国の商工会議所のメンバー構成を見てみると一般的には大手よりも、中小企業、個人の起業家がビジネスを進めているケースが多い。

以上

## 5. 収集資料および資料入手先一覧

### 【投資協定の主要情報源】

- ・ 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html>
- ・ 経済産業省ウェブサイト [http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html)

### 【投資協定の概要と政策】

- ・ 経済産業省通商政策局編「2010年版 不公正貿易報告書」
- ・ 経済産業省 通商政策局 経済連携課「投資協定の概要と日本の取組み」(平成23年1月)
- ・ 濱本正太郎(京大大学院法科研究科教授)「国際投資仲裁の事例」(2011.1.25 経済産業省 投資協定・経済連携協定セミナー資料)
- ・ 井口直樹(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士)「国際企業実務にとっての国際商事仲裁と投資協定仲裁」(同上セミナー資料)
- ・ 小寺彰(東大大学院総合文化研究科教授)「企業にとっての投資協定」(同上セミナー資料)
- ・ 経済産業省通商政策局経済連携課「投資協定の現状と今後の進め方」(2010年12月)
- ・ 同上「経済連携協定と投資協定の概要」(平成22年11月5日)
- ・ 吉池直樹(経済産業省経済連携課 経済連携推進専門官)「日本の対外投資支援策－投資協定とビジネス環境整備を中心に－」
- ・ 経済産業省「投資協定の進め方」(産業構造審議会第5回通商政策部海洋資料 平成19年4月16日)
- ・ 外務省「二国間投資協定(BIT)の戦略的活用について－ニーズに応えた積極的推進のために－」(2008年6月)
- ・ 経産省経済連携課、外務省経済協力開発機構室、日本貿易会 「対外投資戦略会議」関連資料
- ・ Dominic Roughton (Partner, Herbert Smith, Tokyo) “How to improve and more effectively utilize Japan’s BITs and EPAs”, 16 February 2011
- ・ 小寺彰「国際投資協定：現代的意味と問題点－課税事項との関係を含めて－」(2010年12月)
- ・ 同上, “What is an International Investment Agreement(IIA)?” (RIETI 国際セミナー 2008年7月25日)
- ・ 濱本正太郎, “Toward a sustainable legal system of international investment” (同上)
- ・ 佐久間総一郎(新日本製鐵(株)法規担当部長)「投資協定について－企業の立場から－」(同上)
- ・ Louis T. Wells(Harvard Business School), “Can Investment Treaties Make Foreign Investment Safe?” (同上)
- ・ Anna Joubin-Bret(Senior Legal Advisor, UNCTAD), “Recent trends and key issues in

international investment agreements” (同上)

- ・ 浅川和宏 (慶応大) 「Wells 教授報告へのコメント」 (同上)
- ・ 三宅保次郎 (経済産業省通商政策局通商機構部参事官補佐) 「投資協定の活用に向けて」 (日本貿易会月報 2007 年 9 月号所収)
- ・ 椎野幸平、水野亮 (JETRO) 「FTA 新時代 第 5 章 FTA で進む投資分野の規律化」 (2010 年 6 月 3 日)
- ・ UNCTAD, “Denunciation of the ICSID Convention and BITs: Impact on Investor-State Claims” (IIA Issues Note No.1 December 2010)
- ・ 井川紀道 (日大大学院グローバルビジネス研究科教授) 「開発における投資環境改善と民間投資」 (第 45 回 FASID 開発援助動向研究会 2005 年 10 月 14 日)
- ・ (財)国際経済交流財団 (委託先: 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)) 「今後の投資協定締結候補国に関する調査研究報告書」 (平成 21 年 3 月)
- ・ 2010 年通商白書 (第 2 節 我が国の対外経済政策の方向性)

#### 【投資協定の法務】

- ・ 小寺彰編著 「国際投資協定 仲裁による法的保護」 (三省堂)
- ・ 濱本正太郎 「投資保護条約に基づく仲裁手続きにおける投資契約違反の扱い」 (RIETI Discussion Paper Series 08-J-014)(2008 年 7 月)
- ・ 小寺彰 「投資協定における「公正かつ衡平な待遇—投資協定上の一般的条項の機能—」 (同上 08-J-026)
- ・ 堀林諒 「国家間投資協定における義務遵守—アンブレラ条項の意義と機能—」 (立命館大学大学院法科学研究科 修士論文)
- ・ 小寺彰 「投資協定仲裁の新たな展開とその意義—投資協定「法制度化」のインパクト—」 (RIETI Discussion Paper Series 05-J-021) (2005 年 6 月)
- ・ 同上、松本加代 (経済産業研究所研究員) 「投資協定の新局面と日本 第 1 回投資協定と仲裁」 (国際商事法務 Vol.34, No.8(2006)所収)
- ・ 同上 「同上 第 2 回サルカ事件」 (同上 Vol.34, No.9(2006)所収)
- ・ 川瀬剛志 (上智大学法学部教授) 「投資協定における経済的セーフガードとしての緊急避難—アルゼンチン経済危機にみる限界と示唆—」 (RIETI Discussion Paper Series 09-J-003)
- ・ 荒木一郎 (横浜国大国際社会科学部研究科教授) 「緊急避難を理由とする投資規制の正当化が認められた例」 (JCA ジャーナル 2009.12 所収)
- ・ 西村弓 (上智大学法学部教授) 「投資紛争における行為の国家への帰属—地方公共団体・公団等による外国投資侵害行為について国家が責任を負う条件—」 (RIETI Discussion Paper Series 08-J-032, 2008 年 10 月)
- ・ 相楽希美 (経済産業研究所研究員) 「国際投資協定の発展に関する歴史的考察: WTO 投

資協定合意可能性と途上国関心事項の観点からー」(RIETI Discussion Paper Series 04-J-0023)

- ・小寺彰他「2006年4月18日開催の国際法曹連盟他6団体共催国際仲裁シンポジウム講演録 FTA/投資協定と国際仲裁(上)(下)」(JCA ジャーナル 2006.9 および 2009.10 所収)
- ・中村達也(日本商事仲裁協会仲裁部長)他「2008年9月11日開催のJCAA および White & Case 共催セミナー講演録 国際仲裁における最近の動向:投資紛争、仲裁人、準拠法の選択及び中国における紛争解決」(JCA ジャーナル 2009.1 所収)
- ・清水剛(東大大学院総合文化研究科准教授)「投資協定仲裁手続のインセンティブ設計」(RIETI Discussion Paper Series 08-J-028) (2008年5月30日)
- ・道垣内正人(早大大学院法務研究科教授)「投資紛争仲裁へのニューヨーク条約の適用可能性」((財)国際貿易投資研究所 公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書(平成21年度))(2010年3月)所収)
- ・米谷三以(法政大学法科大学院教授)「ICSID 仲裁における適用法規:国際法の直接的用途その含意」(RIETI discussion Paper Series 08-J-024) (2008年4月)
- ・玉田大(岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授)「投資協定仲裁における補償賠償判断の類型ー収用事例と非収用事例の再類型化の試みー」(RIETI Discussion Paper Series 08-J-013)
- ・同上「補償額と賠償額の算定」(JCA ジャーナル 2009. 4 所収)
- ・野見山陽子(曾我・瓜生・糸賀法律事務所 弁護士)「ICSID 仲裁の対象となる投資の概念と権限踰越による仲裁判断の取消し」(JCA ジャーナル 2010.4 所収)
- ・岩月直樹(立教大学准教授)「国際投資仲裁における管轄権に対する抗弁とその処理」(RIETI discussion Paper Series 08-J-012)
- ・佐々木雄一(早大大学院法学研究科博士課程)「メキシコの外国投資に関する法システム」
- ・ロバートT. グレイグ、クローディア・アナカー(角田太郎 訳)「二国間投資協定はいかにして日本の投資家を保護できるか」(国際商事法務 Vol.32, No.12(2004))

#### 【各国投資協定原本入手先】

- ・我が国の調印済み BIT および EPA (投資章) (外務省ウェブサイト)
- ・各国および各地域の投資協定 (UNCTAD ウェブサイト(IAs, Division of Investment & Enterprise))
- ・「貿易に関する投資措置に関する協定(TRIMs)」(対外経済政策総合サイト)
- ・エネルギー憲章ウェブサイト <http://www.encharter.org/index.php?id=1&L=0>
- ・German Model Treaty -2008 (NUCTAD Investment Instruments Online)
- ・2004 American Model BIT(アメリカ国務省 (Department of State) ウェブサイト <http://www.state.gov/e/eeb/ifd/bit/>)

### 【海外直接投資の動向関連資料】

- ・ UNCTAD, “The World Investment Report 2010”
- ・ 同上, “Global and Regional FDI Trends in 2010”, 17 January 2011
- ・ 同上, “Recent Policy Developments”
- ・ ICSID, “The ICSID Caseload – Statistics, Issue 2011-1”
- ・ ICSID Database of Bilateral Investment Treaties  
<http://icsid.worldbank.org/ICSID/FrontServlet>
- ・ JETRO 「ジェトロ 世界貿易投資報告 2010 年版」
- ・ 同上 「ジェトロ 貿易投資白書 2009 年版」
- ・ 同上 「直接投資統計」
- ・ 日本銀行 「国際収支統計」
- ・ JBIC ウェブサイト
- ・ JBIC 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2010 年度海外直接投資アンケート調査結果」
- ・ JBIC ニューヨーク駐在員事務所 「ベネズエラの動向」 (各号)
- ・ 石見元子 (JOI 調査部上席特別研究員) 「日本企業の対外直接投資動向」 (JOI2010.9 所収)
- ・ IWG, “Sovereign Wealth Funds Generally Accepted Principles and Practices – Santiago Principles” October 2008

### 【中国の投資協定と対内外直接投資政策等】

- ・ 小寺彰・松本加代 「投資協定の新局面と日本 第 3 回 「現時点」 の日中投資保護協定：最恵国待遇の機能」 (国際商事法務 Vol.34, No.10(2006)所収)
- ・ 外務省 「日中韓投資協定交渉の経緯：非公式共同研究、政府間協議、投資協定交渉」 「日中韓投資取極めのあり得べき形態に関する共同研究報告書」 (平成 16 年 12 月) 「ビジネス環境改善アクション・アジェンダ」 (2008 年 12 月)
- ・ Axel Berger ( German Development Institute (DIE) ), “ China’s new bilateral investment treaty programme : Substance, rationale and implications for international investment law making”
- ・ 王志安 「中国の投資保護条約における収用の補償原則-ハル形式が許容されるか-」
- ・ Kong Qingjiang, “US-China Bilateral Investment Treaty Negotiations”(EAI Backbround Brief No.507), 25 February 2010
- ・ The US-China Business Council’s Letter to The President of the United States of America dated January 20, 2010
- ・ Amy Tsui (Bureau of National Affairs), “Negotiation on U.S.-China BIT Likely to be Long, Public Interest Advocate Says”

- ・佐野淳也（環太平洋戦略研究センター調査部副主任研究員）「中国の対内直接投資の動向と外資誘致政策の変化」（環太平洋ビジネス情報 RIM 2010 Vol.10 No.39）
- ・H. John Kao(Partner , Jones Day Hong Kong), “Navigating Through the PRC and Related Regulations”(China Law Seminar September 7, 2007, JOI)
- ・久我由美（九大大学院）「中国—ASEAN 自由貿易地域(ACFTA)と投資政策—FTA の推進力としての「走出去」政策」（アジア研究 Vol.55,No.4, October 2009）
- ・日本機械輸出組合「中国における貿易・投資上の問題点と要望」
- ・日中投資促進機構「日本の対中直接投資の促進に向けて」（2010年9月28日）
- ・JETRO 海外調査部中国北アジア課「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査—中国編—（2010年度調査）」（2010年12月）
- ・陳逸竹（台湾弁護士）、中川裕茂（日本・ニューヨーク州弁護士）（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）「ECFA の解説および台湾経由の中国大陸向け投資の実務」（JOI 2010.11 所収）
- ・JBIC「中国の投資環境総論編」（2008年5月）
- ・越智幹文（JBIC 北京首席駐在員）「中国の「走出去」、一層活発化 競争でなく協調の機会に」（週報・Weekly 2010.12. 27 所収）
- ・日本貿易会「座談会 新たな発展段階を迎えた中国ビジネスと商社」（日本貿易会月報 2010年10月号）
- ・堀いつ子（HAS パートナーズ代表取締役社長）、日上正行（アウトバウンド・マネジメント代表取締役社長）「日系企業の海外事業からの撤退について—中国の事例—」（JOI 2010.7 所収）

#### 【ベトナムの投資環境】

- ・JBIC「ベトナムの投資環境」（2008年4月）
- ・ベトナム各事業分野での規制（最終更新日 2010年8月31日）
- ・ベトナム投資優遇分野リスト（2006年政府政令 108/2006/ND-CP 号に付随して施行 最終更新日 2010年8月31日）
- ・藤井亮輔（在ベトナム日本国大使館書記官）「日越共同イニシアティブ及び日越経済連携協定（日越 EPA）について」（平成 20年 11月 25日）
- ・中島義人（在ベトナム大使館書記官）「競争力強化のための投資環境整備に関する日越共同イニシアティブ」（2006年2月7日）

#### 【インドネシアの投資環境】

- ・JBIC「インドネシアの投資環境」（2008年10月）
- ・ジャカルタ ジャパン クラブ「インドネシア新投資法の改善点と課題」（2007年4月4日）

- ・投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで解放されている事業分野リストに関する大統領規定 2010 年 36 号
- ・日本機械輸出組合 貿易・投資円滑化ビジネス協議会「2010 年版 インドネシアにおける問題点と要望」
- ・ジャカルタ ジャパン クラブ「黄金の 5 年間に向けてービジネス環境の改善に向けた日本企業の提言ー」(2010 年 1 月 11 日)
- ・JETRO「輪郭を現しつつある「インドネシア経済回廊」」(2010 年 10 月 29 日)
- ・ジャカルタ ジャパン クラブ「東商ジャカルタ訪問団へのブリーフィング」(2010 年 12 月 24 日)
- ・「日本インドネシア戦略的投資行動計画 (SIAP) に関する共同声明」(2005 年 6 月 2 日)
- ・篠山善行 (JBIC アジア大洋州ファイナンス部次長)「インドネシア政府との財務政策対話の取り組みー国際協力銀行の金融支援実績と今後の取り組み方針ー」(JOI 2010.11 所収)
- ・野崎久和「発展途上国における民活インフラストラクチャー・プロジェクトの問題点」(北海道学園大学経済論集 2004 年 3 月号所収)
- ・本山央子 (地球の友ジャパン「開発金融と環境」プロジェクト)「高すぎるコストーインドネシア電力セクターの債務、汚職そして民営化」(地球の友ジャパン「開発金融と環境」レポート 2000. 7.31)

#### 【ASEAN と EU の投資協定】

- ・石川幸一 (亜細亜大学教授)「ASEAN 包括的投資協定の概要と意義」(季刊「国際貿易と投資」Spring2010/No.79 所収)
- ・Kader Arif (Rapporteur, Committee on International Trade of the EU Parliament), Draft Report on the future European international investment policy(2010/2203(INI)), 20.12.2010
- ・濱本正太郎「投資協定に関する欧州連合と構成国との権限配分」((財)国際貿易投資研究所 公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書 (平成 21 年度))(2010 年 3 月)所収)

#### 【租税条約および社会保障協定関係資料入手先等】

- ・財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/182.html>
- ・日本年金機構ウェブサイト <http://www.nenkin.go.jp/>
- ・厚生労働省ウェブサイト  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>
- ・西村あさひ法律事務所「中国における移転価格税制について」(2011 年 1 月)

- ・ 瀧上茂信（日本貿易会総務グループ）「社会保障協定締結の意義と今後の課題」（日本貿易会月報 2010 年 4 月号所収）

#### **【投資協定に関する提言等】**

- ・ (社)日本経済団体連合会貿易投資委員会「提言 アジア太平洋地域の持続的成長を目指してー2010年APEC議長国 日本の責任ー」（2010年6月15日）
- ・ (社)日本経済団体連合会「グローバルな投資環境の施帯のあり方に関する意見ー我が国海外投資の法的基盤の整備等に向けてー」（2008年4月15日）
- ・ (社)日本貿易会「投資協定締結相手国についての要望」（平成20年6月9日）
- ・ 同上「投資協定の締結促進への要望」（2008年3月19日）
- ・ 日本機械輸出組合「平成21年度租税条約の新規締結及び改定に関する企業ニーズについて」（平成21年11月25日）

#### **【海外直接投資および投資協定に関する一般情報】**

- ・ JETRO「通商弘報」関連記事
- ・ 日本経済新聞他各紙関連記事
- ・ Wikipedia 関連サイト